

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 | |
|-----------|----------|-------------|---------------|----------------------------------|---|----------------|------|---|--|-------|---|--------------------|-------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | | | 対応の概要 |
| 300912003 | 30年9月12日 | 30年10月11日 | 31年4月5日 | 銀行および銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制の見直し | 銀行の業務範囲規制を緩和方向で見直す。 銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制を撤廃する。 【提案理由】 ○人口減少・少子高齢化や大都市圏への人口移動等を背景に、市街地の再活性化支援や高齢者の保有する資産の管理・処分等、地域のニーズが多様化しており、現行の銀行および銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲では、十分な対応ができていない。業務範囲規制の見直しにより、金融と非金融を組み合わせた幅広いサービスの提供が可能となれば、多様な顧客ニーズへの対応や一段と積極的な地方創生への取組みが可能となる。 ○具体的には、取引先企業・地体より、事業承継・事業再生、地方創生の観点からの市街地再開発事業、コンバクトシティ形成事業等に係る不動産取引を仲介してほしいといったニーズが数多く寄せられている。このほか、地域活性化プロジェクトにおいて、コンサルティングや参加事業者のコーディネートにとどまらず、物販や宿泊など実際の事業運営により積極的に関与してほしいとの要望も寄せられている。また、高齢の個人顧客からは、既存の集約金融業務と組み合わせた高齢者の見守りサービスや家事代行等の生活サポートサービスを提供してほしいといったニーズ、医療・介護施設を斡旋してほしいといったニーズが寄せられている。 ○機能別・横断的な金融規制体系の構築に向けて審議を行っている金融審議会「金融制度スタディ・グループ」は、「中間整理」(2018年6月19日)において、「近年の低金利環境が継続する中では、預金金利と貸付金利の利鞘は縮小傾向にあり、これによる収益の減少を量的拡大でカバーするビジネスモデルは、人口減少等に伴って、持続的でなくなっていく可能性が高い」としている。地方銀行が、地域における金融サービスの提供の発展への持続的発展への貢献を続けていく観点から、グループに課せられていない業務範囲規制の緩和が必要と考える。 ○また、銀行・銀行持株会社を頂点とするグループ(以下、銀行グループ)には業務範囲規制が課されている一方、銀行を保有する事業会社グループに同規制は課されておらず、競争条件の公平性が確保されていない。事業会社グループに対し、事後的に規制を強化することが現実的ではないとすれば、競争条件の公平性を確保する観点からは、銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制については、撤廃する必要があると考える。 ○上記「中間整理」において、銀行経営の健全性確保につき、業務範囲規制に力点を置いた感があることや、銀行グループと事業会社グループ間のイコールフットリングの問題を論点としていることは適切な視点と考える。わが国経済・社会に急速な変化が生じていることを踏まえれば、業務範囲規制は早期に見直すべきであり、金融審議会における審議を加速していただきたい。 ○「中間整理」は、銀行および銀行グループに対して業務範囲規制が課せられている趣旨について、①利益相反取引の防止、②優越的地位の濫用の防止、③本業専念による効率性の発揮、④他業リスクの排除にあるとしている。 ①②については、銀行法(利益相反管理態勢の整備)、独占禁止法(優越的地位の濫用の防止)による防止措置が講じられており、必ずしも業務範囲規制は必要ないと考える。 また、③本業専念による効率性の発揮については、金融を取り巻く環境変化に伴い、顧客が銀行に求めるサービスが多様化していく中で、限定列挙された業務範囲は、時代の変化に柔軟に対応できないと考えられる。 さらに、④他業リスクの排除については、銀行を保有する事業会社グループにおいて、他業リスクが顕在化した事業は承知していない、自己資本比率規制などの規制上の措置を講ずることによって健全性を確保すれば、必ずしも業務範囲規制は必要ないと考えられる。 | 一般社団法人全国地方銀行協会 | 金融庁 | 銀行本体又は銀行若しくは銀行持株会社の子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られています。 | 銀行法第10条～第12条、第16条の2、第52条の23 | 検討を予定 | 銀行本体及び銀行子会社等の業務範囲規制の撤廃及び見直しについては、他業を営むことによるリスクの逡巡、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難です。 | | |
| 300912004 | 30年9月12日 | 30年10月11日 | 31年1月25日 | 従属業務を営む銀行の子会社・兄弟会社に対する収入依存度規制の撤廃 | 従属業務を営む銀行の子会社・兄弟会社に対する収入依存度規制を撤廃する。 【提案理由】 ○要望項目「1. 銀行および銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制の見直し」のうち、銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制の撤廃の検討に時間を要する場合、従属業務を営むグループ会社の一層の活用が可能となるよう、収入依存度規制を撤廃していただきたい。 ○現在、従属業務(注1)を営む銀行の子会社・兄弟会社には収入依存度規制(銀行グループからの収入が総収入の50%以上であること等(注2))が課されており、柔軟な業務運営を阻害している。 (注1)事業用不動産の賃貸・保守点検等管理、広告宣伝、労働者派遣、事務物品購入・管理、システム管理、ATM保守等。 (注2)2017年4月の告示改正により、システム管理やATM保守などの一部業務に係る収入依存度が総収入の40%以上へ引き下げられている。 ○収入依存度規制の背景は、「従属業務は銀行業からみれば他業であるため、無制限にこれを銀行グループ内で営むことは健全性確保の観点から適切でないと考えられる」(金融審議会「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」報告<2015年12月22日>)こととされている。 ○銀行経営の健全性確保のための規制としては、別途、自己資本比率規制などの財務規制が存在している。事業会社を頂点とするグループについては、グループ内に銀行を保有しているも業務範囲に制限はないが、そうしたグループにおいて他業リスクが顕在化した事業は承知しておらず、財務規制があれば収入依存度規制は必要ないと考える。 ○収入依存度規制が撤廃されれば、銀行の子会社・兄弟会社による銀行グループ外へのより柔軟なサービス提供が可能となり、グループとして金融と非金融を組み合わせた取引先支援に積極的に取り組むことが可能となる。 | 一般社団法人全国地方銀行協会 | 金融庁 | 銀行又は銀行持株会社の子会社として認められる従属業務会社については、当該銀行又は当該銀行持株会社の子会社その他これに類する者からの収入の合計が総収入の50%以上(システム管理やATM保守業務等を営む会社の場合は40%以上)、又は銀行・銀行持株会社グループと他の金融機関グループからの収入の合計が総収入の90%以上でなければなりません。 | 銀行法第16条の2第11項、第52条の23第10項 平成14年3月29日金融庁告示第34号 | 対応不可 | 従属業務は銀行からみれば他業に当たるものの、分社化を通じて経営の効率化等を図ることを可能とする観点から、銀行等との一体性を確保することを前提として、当該業務を営む会社を子会社とすることを許容しているものです。 本規制を撤廃した場合、他業リスクの回避や利益相反の防止など、銀行グループに課せられた業務範囲規制の趣旨を損なうおそれがあることから、慎重に検討する必要があります。また各銀行における抜本的なビジネスモデルの改革も無い中、直ちに提案に対応することは困難です。 | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎：各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○：再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △：再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎：各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○：所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △：再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----------|----------|-------------|---------------|--|--|----------------|------|---|--|-------|--|-------------------|--------------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 | | |
| 300912005 | 30年9月12日 | 30年10月11日 | 31年4月5日 | 不動産仲介業務の解禁 ①銀行または銀行の子会社・兄弟会社による不動産仲介業務の解禁 ②銀行または銀行の子会社・兄弟会社による不動産仲介業務の解禁 | 銀行または銀行の子会社・兄弟会社による以下の分野に限定した不動産仲介業務の取扱いを解禁する。 (a) 事業承継・相続に係る不動産の売買 (b) 事業再生に係る不動産の売買 (c) 担保不動産の売却 (d) 地公体の再開発事業、コンバクシティー形成事業等に限定した不動産の賃貸 【提案理由】 ○要望項目「1. 銀行および銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制の見直し」の検討に時間を要する場合、銀行または銀行の子会社・兄弟会社による不動産仲介業務の取扱いを解禁していただきたい。 ○現状、地方銀行は取引先より不動産売買に関する支援をほしいとのニーズが寄せられ、不動産会社を併設して対応している。しかし、不動産売買に係る情報を銀行以外の者に知られたいとする顧客もいる。銀行または銀行の子会社・兄弟会社において不動産仲介業務を行うことができれば、取引先への経営支援のワンストップサービス提供も可能となる。 ○昨年度の要望に対し、金融庁は直ちに措置することは困難としつつも、「検討を予定」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。 ○銀行業務と一体性がある次のようなケースについては、他業禁止の趣旨の観点から問題ないとする。 (a) 事業承継・相続に係る不動産の売買 取引先から銀行に対し、不動産の売買(経営者名義の事業用不動産の売却・整理等)を含めた事業承継や相続の相談が多く寄せられる。銀行が事業承継支援や相続支援の一環として不動産仲介を行うことができれば、顧客の利便性が高まる。 (b) 事業再生に係る不動産の売買 取引先が事業再生に取り組む際、経営改善計画に遊休不動産の売却を盛り込むケースが多い。銀行が再生支援の一環として不動産仲介を行うことができれば、円滑な不動産売却が可能となり、事業再生の実現可能性が高まる。 (c) 担保不動産の売却 最近、高齢化の進展により、相続発生時の債務引受けやリバースモーゲージの返済手続き等に伴う担保不動産の売却に関する顧客のニーズが高まっており、銀行が不動産仲介を行うことができれば、顧客の利便性が高まる。 (d) 地公体の再開発事業、コンバクシティー形成事業等に限定した不動産の賃貸 地方銀行は地域に根付いた独自の不動産情報を豊富に保有している。地方銀行が根拠している地公体の再開発事業、コンバクシティー形成事業等において、こうした情報を活用し、テナント誘致、空き家・空き店舗の解消のためのマッチングに取り組むことができれば、より円滑に事業成果を出すことにつながる。 | 一般社団法人全国地方銀行協会 | 金融庁 | 銀行は、一部の信託兼営金融機関を除き、不動産業務を行うことが禁止されています。 | 銀行法第12条、第16条の2第1項 | 検討を予定 | 銀行における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難です。 | | |
| 300912006 | 30年9月12日 | 30年10月11日 | 31年5月24日 | 不動産仲介業務の解禁 ②信託兼営金融機関による不動産仲介業務の解禁 | 信託兼営金融機関による不動産仲介業務の取扱いを解禁する。 【提案理由】 ○要望項目「①銀行または銀行の子会社・兄弟会社による不動産仲介業務の解禁」を直ちに措置することが困難な場合は、信託兼営金融機関による不動産仲介業務の取扱いを解禁していただきたい。 ○2002年の「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」の改正で、普通銀行本体での信託業務が認められた際、信託兼営金融機関が営む業務から不動産仲介業務を含む不動産関連業務が除かれたが、同法の施行時に既に存在し、不動産関連業務を営んでいた信託銀行は引き続き当該業務を営んでよいこととされた。 ○制度上、同じ信託兼営金融機関であるにもかかわらず、一部の銀行にのみ不動産関連業務の取扱いが認められていることは不合理である。 ○2002年の法改正時から存在していた信託銀行を傘下に収めたメガバンクがグループ一体となって不動産ビジネスを展開していることを考えると、信託兼営金融機関に不動産業務を禁じている意義はない。また、銀行グループ間のイコールフットディングの観点から規制の不等が生じている。 ○また、大都市圏を除く地方には信託銀行の店舗が少なく、信託銀行が主力業務としている不動産サービスの提供に関して地域間格差が生じている。 | 一般社団法人全国地方銀行協会 | 金融庁 | 銀行は、一部の信託兼営金融機関を除き、不動産業務を行うことが禁止されています。 | ・金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項 ・金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第3条 ・金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第3条第1項 | 検討を予定 | 銀行における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難です。 | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 | |
|-----------|----------|-------------|---------------|--------------------------|--|----------------|------|--|--|-------|--|--------------------|-------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | | | 対応の概要 |
| 300912007 | 30年9月12日 | 30年10月11日 | 31年4月5日 | 銀行の保有不動産の賃貸の柔軟化 | 銀行の保有不動産を、地域の事業者等に自由に賃貸できるよう、監督指針を見直す。 【提案理由】 ○銀行がIT技術等を活用しながら業務効率化を進めているため、保有不動産の余剰スペースが増加しており、今後さらに増加する方向にある。こうした中、銀行は、賃貸による余剰スペースの有効活用を検討している。 ○例えば、次のようなケースである。 ・店舗の統廃合等により、事業に使用しなくなった土地・建物を買貸する。 ・店舗の移設・新設、改築等に際し、事業に必要とされるものより広い建物を作り、事業に使用しないスペースを買貸する。 ・店舗の駐車場等を買貸する。 ・ホール、社宅等の福利厚生施設を買貸する。 ○銀行の保有不動産は、駅前や繁華街等の好立地に所在し、建物も頑健で駐車場を併設していることが多いなど、立地・ハードの両面で優れた特性を有している。このため、地域の事業者等から、銀行の保有不動産を買賃したいとのニーズが寄せられている。また、建設業者や設計会社等から、銀行店舗等の建替えに際して、高層化のうえ外部に賃貸することにより、地域活性化の観点から土地の有効活用を図るべきであるとの提案を受けることも多い。 ○しかし、銀行が保有不動産を買貸する場合、金融庁の監督指針上の要件(やむを得ず賃貸等を行うこと、賃貸支出が必要最低限にとどまること、賃貸規模が過大でないこと等)を満たしていることを自ら検証しなければならない。このため、殆どの銀行が賃貸を躊躇しており、上記のようなニーズや提案に応えられないのが実情である。 ○監督指針の見直しにより、医療、福祉、教育、商業など、地域の生活インフラに係る事業者等に対し、銀行が保有不動産を自由に賃貸することが可能となれば、地域活性化の促進、にぎわいの創出に大いに貢献できると考えられる。 ○また、人口減少や超低金利環境の長期化等によって地方銀行の収益環境が厳し化、保有不動産の減損の可能性を検討しなければならない状況が生じている。自由に賃貸することが可能となれば、保有不動産の経済価値が上がり、減損を回避できる可能性が高まるほか、銀行の収益性改善の一助となると考えられる。 | 一般社団法人全国地方銀行協会 | 金融庁 | 銀行による保有不動産の賃貸については、その他の付随する業務(銀行法第10条第2項)として、賃貸の規模等一定の要件のもとで行うことが可能となっております。また平成29年9月の監督指針の改正により、自治体等の公共的な役割を有する主体からの要請に基づき賃貸を行う場合には、地方創生や中心市街地活性化の観点から、保有不動産の賃貸の規模や期間について柔軟に判断しても差し支えないことといたしました。 | 主要行等向けの総合的な監督指針V-3-2(4) 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-2(4) | 検討を予定 | 保有不動産の賃貸に係る要件については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、銀行が、最大限、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献できるよう、引き続き検討を行います。 | | |
| 300912008 | 30年9月12日 | 30年10月11日 | 30年11月27日 | 銀行の保険窓口に係る弊害防止措置の廃止または緩和 | 銀行の保険窓口に係る弊害防止措置(融資先販売規制、担当者分離規制、タイミング規制、非公開情報保護措置、知りながら規制)を廃止またはさらに緩和する。 【提案理由】 ○現状、銀行窓口に係る圧力販売は見られないにもかかわらず、弊害防止措置によって、金融サービスのインスツルメンタリが達成できず、融資先からの申込みを断絶せざるを得ないなど、顧客の利便性が損なわれている。 ○例えば、法人の経営者からは、万一の場合に備える生命保険や、火災、賠償責任等に備える損害保険など、事業活動を取り巻くリスクを補償する法人向けの保険について、融資先に対するコンサルティングの一環として販売してほしいとの声が多く寄せられているが、弊害防止措置により取引先のニーズに応えられない。 ○また、弊害防止措置により融資先(従業員数50人以下)の従業員にも保険を販売できないが、顧客は自らの勤務先がどの銀行から融資を受けているかを知らないことが多い。資料の安定的な資産形成が求められる中、本規制により保険を活用した資産形成や保障の充実等の提案ができない状況となっている。 ○個人向けの保険窓販を巡る状況には次のような変化が生じており、弊害防止措置を廃止しても問題ないと考える。 ー銀行は、顧客本位の業務運営体制(フィデューシャリー・デューティー)の観点から、わかりやすい情報提供、個別の顧客にふさわしいサービスの提供、手数料の明確化等に取り組んでいる。 ー銀行の保険ショップなど、顧客が保険購入を目的に来店することが明白で、圧力販売が生じないチャネルからの申込みが増加している。 ○直ちに弊害防止措置を廃止することが困難な場合、以下のような緩和を検討していただきたい。 (a) 損害保険を対象外とする 生命保険のように長期性、再加入困難性がないことから弊害防止措置の対象とする必要がない。 最近、豪雨など大規模な災害が多発していることを受け、取引先の危機意識が高まり、天災に備える損害保険を提案してほしいといった要望が増えている。 (b) 特別地域金融機関の小包規制を緩和する 特別地域金融機関(注)は、1契約者あたりの通算保険金額・給付金額に制限(小包規制)があり、顧客の必要保障額を満たす保険提案を行うことができないケースが多く、顧客利便性を著しく損ねている。1契約者あたりの通算保険金額・給付金額の上限を引き上げるべきである。 (注)特別地域金融機関の場合、融資先販売規制の対象となる法人の従業員数が20人以下(特別地域金融機関でない場合50人以下)に緩和される一方、販売商品が小包に限定される。 | 一般社団法人全国地方銀行協会 | 金融庁 | 銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置 | 保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等 | 検討を予定 | 銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったことであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実施把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。 | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----------|----------|-------------|---------------|----------------------------------|---|----------------|------------|---|---|-------|--|-------------------|--------------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 | | |
| 300912009 | 30年9月12日 | 30年10月11日 | 30年11月27日 | 生命保険の募集に係る構成員契約規制の廃止 | 生命保険の募集に係る構成員契約規制を廃止する。特に、生命保険募集人と人的関係(役職員の兼職、出向等の人事交流)を有する法人に関する規制については廃止する。 【提案理由】 ○生命保険募集人(銀行等)と「密接な関係」(一定の資本関係や人事交流等)を有する法人の役員員に対しては、当該役員員が自らの意思で保険商品の購入を銀行等に申し出た場合であっても、銀行等は当該商品の説明ができないことになっており、本規制は顧客の利便を損ない、銀行等における生命保険販売の障壁となっている。 ○銀行から役員員が出向している法人や、役員員が兼職している法人については、人的関係が密接とみなされる。その結果、銀行から担当者が1名だけ出向している先など圧力販売が起り得ない先まで規制対象となるなど、不合理な規制となっている。例えば、地方銀行の場合、地域の企業や大学等から人員の派遣要請を受け、地方創生への貢献の観点から、それに応じるというケースがあるが、そうした場合でも出向先の全役員員に対して生命保険募集はできなくなる。 ○加えて、銀行等が生命保険を募集する際は、商品内容やリスク等の説明を行う前に顧客の勤務先を確認する必要があるが、個人情報への関心が高まる中、このような不自然な確認事務を行うことにより顧客に無用な不快感を惹起する結果となっている。 ○保険窓販に関する圧力販売については、独占禁止法の禁止規定が存在しているほか、要望項目「5. 銀行の保険窓販に係る弊害防止措置の廃止または緩和」で述べた悪態を巡る状況を踏まえれば、本規制は不要である。 ○併せて、金融庁は「引き続き慎重に検討を行う」旨回答しており、早期に検討を進めていただきたい。 | 一般社団法人全国地方銀行協会 | 金融庁 | 企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。 | 保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-2(7)③ | 検討を予定 | 生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。 | | |
| 300912011 | 30年9月12日 | 30年10月11日 | 2年3月25日 | 海外発行カード対応ATMでの引出手数料に関する利息制限法等の緩和 | 海外発行カード対応ATMでの引出手数料を柔軟に設定できるようにするため、海外カードによる取引について、利息制限法等で定めるATM利用料の上限の例外とする。 また、国内銀行が発行したクレジットカードの保有者が海外のATMでキャッシングした場合に海外のATM設置事業者から請求される引出手数料を利息制限法等の例外とする。 【提案理由】 ○「利息制限法施行令」および「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令」において、利息とみなされないATM利用料の上限は、1万円以下の額108円、1万円を超える額216円と定められている。 ○国内銀行のATMにおいて、海外発行のクレジットカードやキャッシュカードを利用する場合、国際カードブランドのATMネットワークや、当該ネットワークと自らのシステムを併用する国内クレジットカード会社への手数料が発生する。 ○これらの手数料は、上記のATM利用料の上限を上回る場合が多い。国内銀行の海外発行カードの引出手数料を、ATM利用料の上限(対象外とする、もしくは別途上限を設ける)とすれば、より柔軟な手数料設定が可能となり、海外発行カード対応ATMの増加、訪日外国人観光客の利便性向上につながる。 ○政府は訪日外国人観光客数を2020年に4,000万人とする目標を掲げ、「観光ビジョン実現プログラム2018」(2018年6月12日)において、海外発行カード対応ATMの設置促進を盛り込んでいる。また、昨年度の要望に対し、金融庁および法務省は「検討する考えである」旨回答しており、早期に検討を進めてほしい。 ○また、国内銀行が発行したクレジットカード保有者が、海外のATMでキャッシングした場合、海外のATM設置事業者から国内銀行を経由してカード保有者に対して引出手数料が請求される。 ○この請求額は利息制限法等において利息とみなされないATM利用料の上限を超えることが多く、その差額は国内銀行が負担せざるを得ない状況となっている。カード保有者が海外のATMを利用した場合の手数料についても利息制限法等の対象外にしていただきたい。 | 一般社団法人全国地方銀行協会 | 金融庁 法務省 | 出資法上の貸付及び利息制限法上の営業的金銭消費貸借において、利息とみなされない現金自動支払機その他の機械の利用料の範囲は、現金自動支払機その他の機械を利用して受け取り、又は支払う金額が1万円以下の場合には110円、1万円を超える場合は220円までとされています。 | 利息制限法施行令第2条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令第2条 | その他 | 海外発行のクレジットカードやキャッシュカードを国内銀行のATMで利用する場合の手数料の扱いについては、実態を踏まえた上で、関係法令に関わる制度の趣旨等を勘案し、引き続き検討する考えです。 なお、国内銀行が発行したクレジットカードの保有者が海外のATMでキャッシングする場合の手数料については、関係法令に関わる制度の趣旨に照らし、直ちに規制を緩和することは適当ではないと考えます。 | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----------|----------|-------------|---------------|--|--|----------------|------|---|---|--------------------------|--|-------------------|--------------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 | | |
| 300912013 | 30年9月12日 | 30年10月11日 | 30年11月27日 | 休眠預金の異動事由の弾力化(同一通帳内にある複数預金の一元的な異動日管理の許容) | 以下のケースについて、認可を受けたうえで同一通帳内にある他の預金(休眠預金の対象預金)の異動事由とすることを可能とする。 (a) 同一通帳内に法の対象預金と非対象預金があり、非対象預金に出入金等があった場合 (b) 同一通帳内に一括した契約を締結していない2以上の預金(法の対象預金)があり、その一方に出入金等があった場合 【提案理由】 ○2018年1月、休眠預金法が施行され、10年以上、出入金等の異動がない預金(休眠預金)は、預金保険機構に移管され、民間公益活動に活用されることとなる。 ○預金の異動事由としては、同法の対象預金の出入金等のほか、各銀行が当分の認可を受けたうえで、複数の預金を組み合わせた商品において他の預金等に出入金等があった場合、などを加えることが可能となっている。 ○以下のケースについては、「複数の預金を組み合わせた商品において他の預金等に出入金等があった場合」に該当しないことから、同一通帳内で預金の出入金等があった場合でも他の預金(休眠預金法の対象預金)の異動事由とすることができない。 (a) 同一通帳内に法の対象預金と非対象預金がある場合 例えば、同一通帳内に預金者等の少額預金の利子所得等の非課税制度に係る預金がある場合、この預金の出入金等は他の預金の異動事由とならない。 (b) 同一通帳内の2以上の法の対象預金について一括した契約を締結していない場合 「複数の預金を組み合わせた商品」は、役務の提供について一括した契約が締結されている商品とされている。例えば、総合口座(普通預金と定期預金)と別契約の貯蓄預金を同一通帳で管理するケースにおいて、貯蓄預金に出入金等があった場合に他の預金の異動事由とならない。 ○今後、同一通帳内の預金にもかかわらず、10年以上取引がないとして移管対象となる預金とならない預金が生じる、といったケースが発生すると考えられ、顧客に混乱が生じる懸念がある。 ○2019年以降、休眠預金の移管が開始されるため、早期に検討していただきたい。 | 一般社団法人全国地方銀行協会 | 金融庁 | (a)のケースについては、本法の対象外の預金等については、本法上の異動事由を観念することはできません。 (b)のケースについては、「複数の預金を組み合わせた商品」に該当すれば、行政庁の認可を受けることで異動事由となります。 | 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則第3条第4条第3項第6号 | (a)対応不可 (b)現行制度下で対応可能 | (a)について、本法施行規則第3条各号に掲げる預金等は、金融機関の実務等を踏まえて本法の対象から除かれたものです。 例えば、ご提案中に挙げられている少額貯蓄非課税制度の対象となる預金等は、一定額までは非課税となるなどの優遇措置が講じられており、長期間にわたって異動が生じない可能性があること、そもそも同制度が預金者等の保護を目的とするものであること、及び金融機関の現行実務を踏まえ、「預金等」から除外することとされています。これらの非対象預金等に異動事由を観念するためには、これを「預金等」に含める必要があると考えますが、上記のような制度趣旨を踏まえると、当該措置は困難であると考えます。 (b)について、「複数の預金を組み合わせた商品」の具体例として総合口座を挙げられていますが、これは、総合口座取引規定に基づき、普通預金取引や定期預金取引等の複数の商品を対象として役務の提供について一括した契約が締結されること、顧客情報の変更等が一括でできるほか、当該契約の対象となる預金等が一つの通帳に記載されることで一貫性があるなど、総合口座の対象である一の預金等の利用があれば他の預金等の利用意思が相当程度推認できることから、一の預金等に生じた異動事由を他の預金等の異動事由とするものです。 役務の提供について一括した契約の締結は、「組み合わせ」というための代表的な要素として挙げられるのですが、必ずしもそのような契約の締結を、「組み合わせ」というための必須条件とするものではないと考えます。 ご提案にあるような一連の通帳で複数の預金等を管理する商品・サービスについては、その商品性や顧客管理の態様は金融機関によって区々であることから、個別の判断となりますが、「複数の預金を組み合わせた商品」に該当するものと考えます。 | | |
| 300912015 | 30年9月12日 | 30年10月11日 | 31年1月25日 | 銀行持株会社が共通・重複業務を行う場合の簡素化(認可から届出へ変更) | 銀行持株会社が、グループに属する2以上の会社に共通する業務を実施する場合の簡素化を認可から届出へ変更する。 【提案理由】 ○2017年4月より、銀行持株会社は内閣総理大臣の認可を得たうえで、グループ内の銀行を含む2以上の会社に共通する業務であって、持株会社が実施することがグループの業務の一体的かつ効率的な運営に資する業務(共通・重複業務)を営むことが可能となった。 ○共通・重複業務の内容は、システムの設計・運用・保守、福利厚生に関する事務等であり、その多くが銀行法施行規則第17条の3第1項の従属業務または同条第2項の金融関連業務と重複している。 ○銀行が従属業務または金融関連業務を営む会社を子会社とする際の手続きは届出となっている。従属業務・金融関連業務を銀行の子会社で営む場合と銀行持株会社で営む場合で、グループ全体の健全性に与える影響に差はないと考えられる。 ○本件は、グループ内で共通・重複する業務に限って銀行持株会社に集約して効率化を図るものであり、銀行持株会社によるグループの経営管理が疎かになるとは考えられない。 ○これらの点から、銀行持株会社が共通・重複業務を行う場合の手続きも届出として問題ないと考える。 | 一般社団法人全国地方銀行協会 | 金融庁 | 銀行持株会社は、銀行持株会社グループの経営管理及びそれに附帯する業務のほか、内閣総理大臣の認可を前提に、当該グループに属する2以上の会社(銀行を含む場合に限る。)に共通する業務であって、当該業務を当該銀行持株会社において行うことが当該グループの業務の一体的かつ効率的な運営に資するものとして内閣府令で定めるもの(共通・重複業務)を、当該会社に代わって行うことができます。 | 銀行法第52条の21の2 | 検討を予定 | 銀行持株会社が共通・重複業務を行う場合の手続きについて、監督上の必要性や休業の状況、金融機関における事務負担軽減等の観点を踏まえ、認可制から届出制とすることを前提に検討を行います。 | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 | |
|-----------|----------|-------------|---------------|---|--|----------------|------------|--|--|-------------------------------|--|--------------------|-------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | | | 対応の概要 |
| 300912016 | 30年9月12日 | 30年10月11日 | 30年11月27日 | 犯罪収益移転防止法関連 ①税金・公金・公共料金の収納における銀行の記録保存義務の撤廃 | 税金・公金・公共料金の収納における銀行の取引記録の保存(7年)を不要とする。 【提案理由】 ○銀行は、犯罪収益移転防止法に基づき、税金・公金・公共料金の支払いについて取引記録の保存が求められるが、コンビニの場合は不要となっている。 ○税金の収納業務等で金融機関控えがない場合、顧客に取引記録の作成に協力していただくという負担を強いている。同じサービスであるにもかかわらず、コンビニとの対応が異なることは顧客の理解を得られない。 ○税金・公金・公共料金の支払いが電子資金供与やマネー・ローンダリングとは関係のない取引であることは明らかであり、そのような取引の記録保存を犯罪収益移転防止法で義務付ける必要はないと考える。 ○2013年度に同様の要望を提出した際、警察庁および金融庁より「国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入であっても、当該金品が犯罪による収益であるおそれが全くないとはいえない」旨の回答があったが、コンビニによる収納にはそうしたおそれがないからその取引記録の保存が不要になっていると考えられ、銀行が取り扱う場合にそのおそれがあるとするのは不合理である。 | 一般社団法人全国地方銀行協会 | 警察庁 金融庁 | 特定事業者は、特定業務(特定事業者が行う業務)を行った場合には、少額の取引等一定の取引を除き、取引に係る記録の作成及び保存を義務付けられています。 | 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第4条、第6条、第7条、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(平成20年政令第20号)第6条、第7条、第15条、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府、経済産業省、国土交通省令第1号)第4条、第19条 | 対応不可 | 国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入であっても、当該金品(取引原資)が犯罪による収益であるおそれが全くないとはいえず、事後的に電子資金供与やマネー・ローンダリングに係る取引に関する資金トレースを可能とする必要があり得る。また、国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入については、疑わしい取引の届出義務の対象であり取引記録の作成及び保存が行われていれば、届出の作成にも資すると考えられます。したがって、税金・公金・公共料金における取引記録の保存を不要とすべきの提案を受け入れることは困難であると考えられます。 | | |
| 300912017 | 30年9月12日 | 30年10月11日 | 30年11月27日 | 犯罪収益移転防止法関連 ②「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」の拡充 | 以下の取引について、「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」である大学等に対する入学金・授業料等の支払いに該当することとする。 (a) 受験料の支払い (b) 専修学校の一般課程の入学金・授業料等の支払い (c) 大学等から委託を受けた代金回収業者に対する入学金・授業料等の支払い 【提案理由】 ○2016年10月より、大学等に対する入学金・授業料等の支払いに関する取引については、マネー・ローンダリングに利用されるおそれが極めて低いため、「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」として取引時確認が不要となった。 ○しかし、以下の取引は、大学等に対する入学金・授業料等の支払いに該当しないと整理されているため、マネー・ローンダリングに利用されるおそれは極めて低いと考えられるにもかかわらず、銀行は取引時確認を行っており、顧客に過重負担を強いている。これらの取引も「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」に含めるべきである。 (a) 受験料の支払い 入学金・授業料等に該当するものは、「入学金・授業料と同時に支払われるもの」とされており、受験料は該当しない。入学金・授業料と同様、受験料の支払先は大学等であり、支払目的も明確であることからマネー・ローンダリングに利用されるおそれは極めて低い。 本人確認書類の不足により支払いを受け付けられず、受験料の納付が期限に間に合わないこととなれば、受験機会を奪うことになる。 (b) 専修学校の一般課程の入学金・授業料等の支払い 専修学校のうち高等課程および専門課程への入学金・授業料等の支払いは「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」の対象となっているものの、一般課程は対象となっていない。専修学校の設置には都道府県知事等の認可が必要であり、認可にあたって都道府県が適合性を確認していることから、マネー・ローンダリングに利用されるおそれは極めて低い。高等課程・専門課程と一般課程でマネー・ローンダリングに利用されるリスクは同じであるとする。 また、高等課程・専門課程と一般課程で対応が異なることは、顧客の理解を得られない。さらに、振込依頼書に課程の別が記載されておらず、かつ、顧客もどの課程かを認識していないことがあり、その場合には都道府県のホームページで確認が必要が生じるなど、窓口での対応負担が生じている。 (c) 大学等から委託を受けた代金回収業者に対する入学金・授業料等の支払い 大学等が代金回収業者に入学金・授業料等の受領を委託しているケースについては、大学等への直接の支払ではないことから「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」に該当しない。代金回収業者を介した大学等への支払いであっても、入学金・授業料であることが確認できれば、マネー・ローンダリングのリスクは直接支払う場合と同様である。 代金回収業者の有無により本人確認書類の要否が分かれることは顧客の理解を得られない。 | 一般社団法人全国地方銀行協会 | 警察庁 金融庁 | 金融機関等の特定事業者は、顧客等との間で特定取引を行う際には、原則、本人特定事項の確認(取引時確認)を義務付けていますが、学校教育法第1条に規定する小中学校等に対する入学金、授業料その他これらに類するもの支払いに係るものに関する取引は、取引時確認対象取引から除外されています。 | 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第4条、第6条、第7条、第15条、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府、経済産業省、国土交通省令第1号)第4条、第19条 | (a)対応不可 (b)対応不可 (c)事実誤認 | (a) 入学金、授業料のほかこれらと同時に支払われる各種保険料、寄付金などを「その他これらに類するもの」として簡素な顧客管理を認めることとしているのは、義務教育の課程にある学齢児童及び学生生徒については市町村の教育委員会により学齢簿が編成され、また、高等学校、高等専門学校、大学等については入学資格が義務教育課程の学校の卒業等を前提とし、学校がこれを確認した上で入学がなされることから、学生の実在性が担保されるためです。一方、入学試験の受験料については、入学前に支払いが行われるもので、学齢簿の確認等の学生の実在性を担保する措置を伴わないことから、入学試験の受験料の支払に係る取引については、簡素な顧客管理を認めることは困難です。 (b) 「専門課程」及び「高等課程」については、高等学校及び大学と同様、入学資格が定められており、振込者の実在性が担保されています。一方、「一般課程」については、入学資格の定めがなく、振込者の実在性が担保されていないことから、取引時確認対象取引から除外することはできません。 なお、入学金等の振込用紙には、専修学校の課程を明記することとされており、金融機関の窓口において、各課程を区別することは可能と考えております。 (c) 大学等への入学金、授業料等の支払が代金回収業者を経由して行われる場合であっても、金融機関等において、納付書等の記載により当該支払が大学等への入学金、授業料等の支払であることを確認できるのであれば、規則第4条第1項第7号ニの簡素な顧客管理を行うことが許容される取引に該当すると考えられます。 | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎：各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○：再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎：各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○：所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----------|----------|-------------|---------------|---|--|----------------|------|--|-------|---|-------------------|--------------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | | |
| 300912019 | 30年9月12日 | 30年10月11日 | 31年1月25日 | 報告・届出の廃止・簡素化 ①業務報告書等の廃止 | 銀行法に基づき提出している業務報告書等を廃止する。 【提案理由】 ○銀行は、事業年度ごとに業務報告書、中間業務報告書、連結業務報告書、連結中間業務報告書(以下、業務報告書等)を金融庁へ提出している。 ○業務報告書等の記載事項の多くは、銀行が別途作成している有価証券報告書、ディスクロージャー誌等と重複・類似している。銀行監督上必要なものがあればウェブサイトモニタリングで徴求可能であり、業務報告書等も廃止しても問題ないと考える。 ○2017年11月より、業務報告書について「同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる」とされたものの、記載内容が完全に一致していないと記載を省略できない。内訳等が微妙に異なるものが多く、省略できる部分は限定的なものにとまっている。 | 一般社団法人全国地方銀行協会 | 金融庁 | 銀行法第19条 | 検討を予定 | 銀行法に基づき業務報告書等については、個々の銀行の監督を行う上で重要なモニタリング資料の一つであるため、当該報告書等自体の廃止は困難であるが、金融機関における事務負担軽減の観点から簡素化等を図る余地がないか慎重に検討を行っている。 | | |
| 300912020 | 30年9月12日 | 30年10月11日 | 31年1月25日 | 報告・届出の廃止・簡素化 ②銀行営業所の臨時休業・業務再開届の廃止 | 自然災害等のやむを得ない理由により銀行の営業所において臨時に業務を休止する場合、および業務を再開する場合の事前届出を廃止する。 【提案理由】 ○自然災害等のやむを得ない理由により、銀行の営業所を臨時休業する場合、および当該営業所において業務を再開する場合、銀行は金融庁に対してその旨を届け出るとともに、公告および店頭掲示をする必要がある。 ○自然災害発生時には、被災地の顧客向けの対応に最優先で取り組む必要がある。 ○公告による顧客への周知により、臨時休業している営業所は明らかであり、臨時休業・業務再開の事前届出を廃止して問題ないと考える。 ○なお、銀行の営業所の営業時間や休日に関する規制緩和が進む中、本届出の必要性は薄れていると考える。 | 一般社団法人全国地方銀行協会 | 金融庁 | 銀行法第16条第1項 | 検討を予定 | 銀行の営業所の臨時休業に係る届出は、銀行が臨時にその機能を停止せざるを得ない場合や再開した場合に当該銀行がその旨を把握し、各地域における金融機能が維持された状態にあるか否かを事前に確認するために設けられているものです。これらの趣旨を踏まえつつ、自然災害時の事前届出を事後届出とするなど手続きの緩和を前提に、臨時休業に係る具体的な確認方法や手段について検討を行います。 | | |
| 300912021 | 30年9月12日 | 30年10月11日 | 30年11月27日 | 報告・届出の廃止・簡素化 ③銀行が有価証券報告書と事業報告の一体的開示を行うための様式の改正 | 銀行が有価証券報告書と事業報告の一体的開示を行えるよう、銀行法施行規則別紙様式(事業報告)を改正する。 【提案理由】 ○2018年3月、財務会計基準機構が、有価証券報告書と事業報告の一体的開示を行う際のポイントや記載事例を取りまとめた「有価証券報告書の開示に関する事項」を公表するなど、政府等において一体的開示をより行いやすくするための取組みが進められている。 ○一方、銀行は銀行法施行規則別紙様式第9号(特定取引勘定設置銀行)においては第9号の2)により事業報告の様式が定められており、有価証券報告書との一体的開示が行えない状況にある。 ○例えば、役員の状態について、金商法により有価証券報告書においては男女別の人数や役員の生年月日を記載することとなっているが、会社法上の事業報告においては、それは必須記載事項となっていない。このため、銀行法上の事業報告様式(別紙様式第9号)には当該事項の記載欄がなく、一体的開示が行えない。 ○財務会計基準機構が取りまとめた記載事例も参考に、銀行が有価証券報告書と事業報告の一体的開示を行えるよう、銀行法施行規則別紙様式を改正する、または、必要な情報が記載されていれば必ずしも様式と一致しなくてもよいこととする措置を講じていただきたい。 ○「未来投資戦略2018」(2018年6月15日)において、「関係省庁は、一体的な開示を行うとする企業の試行的取組を支援しつつ、一体的開示例・関連する課題等について検討し、本年中に検討内容を公表し、その後速やかに必要な取組を実施する」旨が盛り込まれており、早期に検討していただきたい。 | 一般社団法人全国地方銀行協会 | 金融庁 | 銀行法第22条 銀行法施行規則第20条第1項 銀行法施行規則別紙様式第9号、第9号の2 | 検討を予定 | 「未来投資戦略2018」における議論も踏まえながら、銀行法施行規則別紙様式についても、一体的開示のための対応について検討してまいります。 | | |
| 300912022 | 30年9月12日 | 30年10月11日 | 30年11月27日 | 報告・届出の廃止・簡素化 ④金融再生法開示債権とリスク管理債権の統合 | 金融再生法開示債権とリスク管理債権を統合する。 【提案理由】 ○銀行は、金融再生法に基づく金融再生法開示債権と銀行法に基づくリスク管理債権の2つの基準による不良債権を開示しなければならない。 ○銀行の事務負担が大いに加え、顧客にとってもわかりにくいため、2つの基準による開示を統合していただきたい。 ○「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)(案)」に対する意見として、当協会が同様の要望を提出した際、金融庁より「銀行等の負担の軽減を考慮する必要もあることから、両者の統合については、このような各々の開示が有する目的や意義等を十分に踏まえた上で、引き続き検討する」旨の回答が示されており、早期に検討していただきたい。 | 一般社団法人全国地方銀行協会 | 金融庁 | 銀行法第21条、銀行法施行規則第19条の2に基づき、貸出金のうちリスク管理債権に該当するものを、銀行は半期、協同組織金融機関は年度ごとに開示。また金融再生法施行規則第4条に基づき、貸出金、外債為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返金等の「金融再生法開示債権」の査定結果も、銀行は半期、協同組織金融機関は年度ごとに公表。 | 検討を予定 | リスク管理債権と金融再生法開示債権については、各々の長期時系列での比較可能性や異なる対象資産の報告開示という観点から、依然として重要な指標であると考えられます。他方で、銀行等の負担の軽減を考慮する必要もあることから、リスク管理債権と金融再生法開示債権を一元化することに関しては、各々の開示が有する目的や意義、パナール委員会における債権等の開示(不良債権を含む)に関する議論も十分に踏まえた上で、引き続き検討してまいります。 | △ | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----------|----------|-------------|---------------|---|--|----------------|--|--|---|--|--|-------------------|--------------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 | | |
| 300912023 | 30年9月12日 | 30年10月11日 | 30年11月27日 | 報告・届出の廃止・簡素化 ○中小企業金融円滑化法の期限到来後の「貸付条件の変更等の実施状況」の報告を廃止する。 【提案理由】 ○中小企業金融円滑化法に基づき当局報告や開示を行っていた「融資条件の変更等の実施状況」について、法の期限(2019年3月)到来後も、銀行は金融庁からの要請により報告を続けている。 ○報告内容は順次簡素化(注)されているものの、依然として事務負担が大きい。(注)2014年9月末から金額の報告が廃止され、件数のみとなった。また、2018年度分からは半期の報告が廃止され、年1回の報告となった。 ○金融円滑化に関する取組みは銀行に十分定着しており、本報告を廃止しても問題ないと考え。 | 一般社団法人全国地方銀行協会 | 金融庁 | 中小企業金融円滑化法は平成25年3月30日に期限を迎え、貸付条件の変更等の状況の報告を金融機関に求める法的根拠はなくなったが、当庁では、金融機関が貸付条件の変更や円滑な資金供給に努めるべきとすることは、円滑化法の期限到来後においても向ら変わらない旨、明確にしておき、借り手が安心して経営改善等に取り組むことができるよう、引き続き貸付条件の変更等の状況を当庁へ年次で提出するよう、各協会へ要請している。 | 一 | 検討を予定 | 金融庁は、貸付条件の変更等による金融の円滑化への金融機関の取組み状況について定期的な確認を行うために、金融機関に対し当該報告を求めています。 報告された件数によれば、平成22年以降、貸付条件の変更等の実行率は全体で95%を超える水準で推移しており、条件変更等の取組みは金融機関に定着してきたと考えられます。 したがって、当該報告は、31年3月期をもって一旦休止します。その後については、本件報告を取り止めたことにより金融機関に定着している金融円滑化への取組みに変化が生じていないか、あるいは経済情勢の急激な変化により金融円滑化への取組みを強化する必要がないか等々を注意深く見守ってまいります。 | | | |
| 300914001 | 30年9月14日 | 30年10月11日 | 30年11月27日 | 銀行窓口に係る弊害防止措置(融資先販売規制・担当者分離規制)の撤廃 | (1) 要望の具体的内容 顧客利便性向上の観点から、銀行の保険販売に係る弊害防止措置(融資先販売規制、担当者分離規制)を撤廃していただきたい。 (2) 要望理由(弊害の具体的内容等) 本規制については、銀行の圧力販売防止や利用者保護の観点から設けられているが、そもそも銀行は、独占禁止法や個人情報保護法、監督指針等の下で、優越的地位の濫用防止や利用目的の同意確認、情報管理の徹底など、法令順守による内部管理体制が十分に構築されており、本件は過度な規制と考えられる。 「融資先販売規制」「担当者分離規制」については、窓口に来店した場合等、顧客からの申し出であっても、勤務先が事業性融資先であることや、対応した職員が融資業務の担当であることを理由に、法令等で提案販売できないというのは、顧客の理解を得にくい状況にあり、顧客の利便性が阻害されている。 これまで段階的に規制緩和が行われてきたが、更なる見直しを要望する。 (3) 制度の現状 銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられている。 | 一般社団法人第二地方銀行協会 | 金融庁 | 銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられている。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置 | 保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等 | 検討を予定 | 銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時私身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。 | | |
| 300914002 | 30年9月14日 | 30年10月11日 | 30年11月27日 | 保険業法上の構成員契約規制からの銀行の除外 | (1) 要望の具体的内容 顧客利便性向上の観点から、生命保険募集人である企業の役員員、および当該企業と密接な関係(人・資本・資産)を有する法人の役員員への保険販売を一律に禁止している構成員契約規制から銀行を除外していただきたい。 (2) 要望理由(弊害の具体的内容等) 本規制は、銀行の圧力販売防止が目的とされているが、法令順守の下でその適切な態勢を構築しており、過度な規制と考えられる。 また、規制対象を一律に禁止しているため、窓口に来店した場合等、顧客からの申し出であっても対応できず、特に、銀行職員が少数しか出向していない企業や大企業の役員員等、実質的支配が及ばない企業については、申込みできない理由が「構成員に起因しないこと」から、顧客の理解を得にくい状況にあり、顧客の自由な商品・サービスの選択や利便性が阻害されている。金融機関の金融サービス機能を一層充実させる観点からも、銀行を本規制の対象から除外していただきたい。 (3) 制度の現状 企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されている。 | 一般社団法人第二地方銀行協会 | 金融庁 | 企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。 | 保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第230号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-2(7)③ | 検討を予定 | 生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。 | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----------|----------|-------------|---------------|---|---|----------------|------|--|-------|--|-------------------|--------------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | | |
| 300914003 | 30年9月14日 | 30年10月11日 | 31年4月5日 | 「事業承継」、地体が主導する「まちづくり」に限定した不動産仲介業務の取扱い解禁 | (1)要望の具体的内容 ①「事業承継」に関連した不動産仲介業務の取扱いを解禁する。 ②再開発事業、コンパクトシティ形成事業、まちづくりのための特定の事業に限定し不動産仲介業務の取扱いを解禁する。 (2)要望理由(弊害の具体的内容等) 現在、地域金融機関が積極的に取り組んでいる「事業承継支援」と地方創生としての「まちづくり」において、不動産の取扱いが重要なポイントとなる事業が多い。地方では、大手不動産会社が地域活性化事業に携わるケースが少ないため、不動産情報は銀行に集まる傾向にあり、更には、銀行所有不動産の質に係る監督指針の改正を措置頂いたことで、情報一環等が、銀行にさらなる集まる傾向となることが見込まれる。当事者や第三者の意思が繊細な問題となりやすい事業承継や、銀行所有不動産を起点に周辺不動産との一体開発などに関わる不動産取引を、顧客からの信頼が厚い金融機関が中立的立場で手掛けることは、案件の円滑な進展を顧客利便性に大いに貢献できるものと思料する。 (3)制度の現状 銀行は一部の信託兼営金融機関を除き、不動産業務を行うことが禁止されている。 | 一般社団法人第二地方銀行協会 | 金融庁 | 銀行は、一部の信託兼営金融機関を除き、不動産業務を行うことが禁止されています。 銀行法第12条、第16条の2第1項 | 検討を予定 | 銀行における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遡断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏える必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難です。 | | |
| 300914006 | 30年9月14日 | 30年10月11日 | 30年11月27日 | 不良債権開示における「リスク管理債権」と「金融再生法開示債権」の一元化 | (1)要望の具体的内容 それぞれの開示債権に係る算定や検証等に要する事務負担の軽減等の観点から、2種類の基準による不良債権開示を一元化していただきたい。 (2)要望理由(弊害の具体的内容等) 銀行の不良債権開示においては、①銀行法に基づく「リスク管理債権」と②金融再生法に基づく「金融再生法開示債権」の2つの基準による不良債権について、半期毎に開示しなくてはならない。①については、貸出金のみを対象(分類も貸出金単位)としており、米国基準との同等性や長期的な連続ベースでの比較可能性等の観点から開示が求められている。一方、②については、貸出金のほか支払承諾見返なども含めた総と借に係る債権を対象とし、その分類は要管理債権を除き債務者単位という点は、自己査定に区分けしたものとされているほか、導入から一定の年月を経ており、相応の時系列比較も可能であることから、現在では、一般的に不良債権のベンチマークとしては②が認知・定着していると認識している。この点については、類似指標となっているが、それぞれの異なる算定や検証等には相応の時間を要していることから、銀行の事務効率化の観点や一般の利用者に対して分かり易い開示するため、是非一元化を図って頂きたい。なお、現在「金融検査・監督における考え方と進め方」において、金融検査マニュアルの廃止を含めた抜本的な見直しに着手しており、本要望についても同見直しの枠組みの中、検討していただきたい。 (3)制度の現状 銀行法施行規則第19条の2に基づき、貸出金のうちリスク管理債権に該当するものを、銀行は半期、協同組織金融機関は年度ごとに開示。また金融再生法施行規則第4条に基づき、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返金等の「金融再生法開示債権」の査定結果も、銀行は半期、協同組織金融機関は年度ごとに公表している。 | 一般社団法人第二地方銀行協会 | 金融庁 | 銀行法施行規則第19条の2に基づき、貸出金のうちリスク管理債権に該当するものを、銀行は半期、協同組織金融機関は年度ごとに開示。また金融再生法施行規則第4条に基づき、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返金等の「金融再生法開示債権」の査定結果も、銀行は半期、協同組織金融機関は年度ごとに公表。 | 検討を予定 | リスク管理債権と金融再生法開示債権については、各々の長期時系列での比較可能性や異なる対象資産の報告開示という観点から、依然として重要な指標であると考えられます。他方で、銀行等の負担の軽減を考慮する必要もあることから、リスク管理債権と金融再生法開示債権を一元化することに関しては、各々の開示が有する目的や意義、パレル委員会における債権等の開示(不良債権を含む)に関する議論も十分に踏まえた上で、引き続き検討してまいります。 | | △ |
| 300914007 | 30年9月14日 | 30年10月11日 | 30年11月27日 | 規模が大きい特定保険募集人の特定基準見直し | (1)要望の具体的内容 「規模が大きい特定保険募集人」には、次のいずれか条件にあてはまる場合に該当する。 【条件1】直近の事業年度末において、所属保険会社等の数が15社以上 【条件2】所属保険会社等の数が2社以上で、直近事業年度の手数料・報酬等の合計額が10億円以上 この条件のうち、【条件1】について撤廃を検討していただきたい。 (2)要望理由(弊害の具体的内容等) 「規模が大きい特定保険募集人」の該当条件のひとつである「直近の事業年度末において、所属保険会社の数が15社以上」という要件は、課される義務対応の負担を考えた場合、所属保険会社の数が15社以内で抑えらるという動きが生じる可能性がある。この点に関する十分な情報と豊富な選択肢を基に購入判断ができるような環境の整備や顧客が品揃え豊かなメニューを与えられ、中立的かつ専門的な助言を得ながら選択・購入できる仕組みを構築することの足枷にもなりかねないものと思料する。 「豊富な選択肢」や「品揃え豊かなメニュー」という顧客意向を満たす品揃えを実現しようとした場合、所属保険会社の数が15社以上になることは十分考えられる。しかしながら、事業規模が必ずしも大きくなるわけではなく、代理店にとって、課される義務対応の負担だけが膨らむことから、案件に該当しないように所属保険会社数を制限して販売するといった、顧客本位に逆行しかねない状況が生じる可能性がある。 (3)制度の現状 「規模が大きい特定保険募集人」に該当した場合、「帳簿書類の備付け」及び「事業報告書の作成・提出」の義務が課せられる。 | 一般社団法人第二地方銀行協会 | 金融庁 | 規模が大きい特定保険募集人に該当する場合、帳簿書類の備付け及び事業報告書の作成・提出が義務づけられています。 保険業法303条、304条、保険業法施行規則第236条の2 | 対応不可 | 規模が大きい特定保険募集人に対する規制は、監督当局が大規模な集合代理店等の募集形態や販売実績等を把握する観点から設けられたものであり、平成30年4月より制度の本格的な運用が開始されたものであるため、所属保険会社等の数についての要件の撤廃は困難です。 | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「○」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「○」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----------|----------|-------------|---------------|---------------------------------|--|----------------|------------|---|---|-------|---|-------------------|--------------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 | | |
| 300914008 | 30年9月14日 | 30年10月11日 | 31年4月5日 | 銀行の保有不動産に係る賃貸業務の一般の柔軟化 | (1)要望の具体的内容 地方創生や中心市街地活性化等の観点から、業務の用に供しなくなった店舗、既存店舗の余剰スペース、あるいは店舗新築・建替の際に予め確保したスペース等を活かし賃貸業務が行えるよう、要件を一層柔軟化していただきたい。 (2)要望理由(弊害の具体的内容等) 銀行が保有する不動産の賃貸については、その他付随業務として、固有業務の規模にして最大でいくことや、銀行業務との機能的親近性やリスクの同質性が要件となっている。また、公共的役割を有している主体からの要請に伴い賃貸を行う場合は、賃貸の規模や期間について柔軟な対応が可能となっている。銀行の店舗等は比較的好立地にあり、地元の民間事業者等からも賃貸のニーズがあるほか地域に合った有効活用を望む声がある。こうした要望に応え、業務の用に供しなくなった店舗、既存店舗の余剰スペース、あるいは店舗新築・建替の際に予め確保したスペース等を活かし、小売、医療、福祉、教育等の企業に賃貸することができれば、政府が推進する地方創生や中心市街地活性化の促進につながるものと思料する。これまでも段階的に規制緩和が行われてきたが、銀行の業務の公共性や十分な信用を求められていることなどを鑑み、公共的役割を有している主体からの要請がない場合であっても、賃貸業務が幅広く行えるよう更なる見直しを要望する。 (3)制度の現状 銀行が所有する余剰不動産の賃貸については、その他付随する業務(銀行法第10条第2項)として、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性の一定の要件のもと、業務として行うことが可能となっている。 | 一般社団法人第二地方銀行協会 | 金融庁 | 銀行による保有不動産の賃貸については、その他の付随する業務(銀行法第10条第2項)として、賃貸の規模等一定の要件のもとで行うことが可能となっております。また平成29年9月の監督指針の改正により、自治体等の公共的役割を有する主体からの要請に基づき賃貸を行う場合には、地方創生や中心市街地活性化の観点から、保有不動産の賃貸の規模や期間について柔軟に判断しても差し支えないことといたしました。 | 主要等向け総合的な監督指針V-3-2(4) 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-2(4) | 検討を予定 | 保有不動産の賃貸に係る要件については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、銀行等が、最大限、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献できるよう、引き続き検討を行います。 | | |
| 300914010 | 30年9月14日 | 30年10月11日 | 2年3月25日 | 海外発行カード対応ATMでの引出手数料に関する利息制限法の緩和 | (1)要望の具体的内容 海外発行カード対応ATMでの引出手数料を柔軟に設定できるようにするため、海外カードによる取引について、利息制限法等で定めるATM利用料の上限の例外としていただきたい。 (2)要望理由(弊害の具体的内容等) 政府では平成28年3月に策定した「明日の日本を支える観光ビジョン」の中で、2020年に訪日観光客数を4000万人とする目標を掲げるなど、観光立国に向けて政策を進めているが、金融面でも後押しするために本件要望を行う。また、金融庁においても、平成29事務年度金融行政方針の中で、海外発行カード対応ATMについて推進することが明記されている。 国内銀行の海外発行カードの引出手数料をATM利用料の上限(対象外とする、もしくは別途上限を設ける)とすれば、より柔軟な手数料設定が可能となり、海外発行カード対応ATMの増加、訪日外国人観光客の利便性向上に繋がる。 (3)制度の現状-根拠法令 「利息制限法施行令」及び「出資の受入れ、預かり金及び金利等の取締りに関する法律施行令」において、利息とみなされたいATM利用料の上限は、1万円以下の額108円、1万円を超える額216円と定められている。国内銀行のATMにおいて、海外発行のクレジットカード発行やキャッシュカードを利用する場合、国際ブランドのATM利用ネットワークや、当該ネットワークと自行のシステムを併用する国内クレジットカード会社への手数料が発生する。これら手数料は、上記ATM利用料の上限を上回る場合が多い。 | 一般社団法人第二地方銀行協会 | 金融庁 法務省 | 出資法上の貸付け及び利息制限法上の営業的金銭消費貸借において、利息とみなされない現金自動支払機その他の機械の利用料の範囲は、現金自動支払機その他の機械を利用して受け取り、又は支払う金額が1万円以下の場合は110円、1万円を超える場合は220円までとされており、 | 利息制限法施行令第2条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令第2条 | その他 | 海外発行のクレジットカードやキャッシュカードを国内銀行のATMで利用する場合の手数料の扱いについては、実態を踏まえた上で、関係法令に関わる制度の趣旨等を勘案し、引き続き検討する考えです。 | | |
| 300914011 | 30年9月14日 | 30年10月11日 | 30年11月27日 | 保険募集における非公開情報保護措置の徹底 | (1)要望の具体的内容 顧客ニーズの多様化・高度化に対応する観点から、銀行取引を通じて得た非公開情報(預金の残高情報等)の保護措置を徹底していただきたい。 (2)要望理由(弊害の具体的内容等) 本規制については、利用者保護の観点から設けられているが、そもそも銀行は、法律や監督指針の下で情報管理の徹底など、法令順守による内部管理態勢が十分に構築されており、本件は過度な規制と考えられる。 顧客本位の業務運営に関する原則(平成29年3月30日公表)においては、「金融事業者は、顧客の資産状況、取引経緯、知識及び取引目的、ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨を行うべき」としている。現行規制下では、保険販売については、非公開情報保護措置に基づき事前同意を取得後でなければ販売できず、必ずしも顧客の利益に十分に資する金融サービスを提供できないため要望するものである。 (3)制度の現状 銀行業務に際し知り得た顧客の非公開情報を、顧客の事前の同意なしに、保険募集に利用することは禁止されている。 | 一般社団法人第二地方銀行協会 | 金融庁 | 銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・融資先情報保護措置 ・タイムズ規制 ・担当区分離規制 ・預金との誤認防止措置 | 保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等 | 検討を予定 | 銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成28年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先情報保護措置の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。 | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議（各ワーキング・グループ等）において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎：各ワーキング・グループ等（本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議）で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○：再検討が必要（「◎」に該当するものを除く）と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎：各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○：所管省庁に再検討を要請（「◎」に該当するものを除く）する事項
 △：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 | |
|-----------|----------|-------------|---------------|-----------------------------------|--|--------------------|----------------|--|--------------------------|-------|--|--------------------|-------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | | | 対応の概要 |
| 300914013 | 30年9月14日 | 30年10月11日 | 30年12月18日 | 地域活性化ファンド | (1) 要望の具体的内容 地域活性化ファンドを組成する際、銀行本体でGP(無限責任組合員)となると、5%ルールに抵触するため少額出資しかできない。銀行本体で、管理運営ができるGP(無限責任組合員)について、地域活性化ファンドを組成する場合に限り、5%ルールを撤廃していただきたい。 (2) 要望理由(弊害の具体的内容等) 現状、地域活性化ファンドを組成する際、銀行は、GPとしてファンドに出資を行う管理・運営を行う場合と、LPとしてファンド出資のみを行う場合がある。このうちGPは、議決権保有規制(5%ルール)の規制対象となっており出資額が限定されるため、その額以上に投資を希望する際には、銀行の関連会社(連結子会社であるリース会社、ベンチャーキャピタル等)がGPとなり管理・運営を行ない、銀行はLPとして出資のみを行う場合が多く、また、関連会社では、専門知識を持った人員が不足していることから、積極的にファンドを組成することが難しい要因となっている。 現行規制は、銀行による事業支配力の過度な集中の未然防止や、銀行が本業以外の事業により健全性を損なうことがないようにするためと解されるが、地域活性化ファンド組成に限れば、規制の実効性は十分に確保されると考えられる。また、出資に係る規制が緩和されれば、銀行が、ファンドの管理・運営面と資金面の両面に関与することが可能となり、ファンド組成の活性化が期待できることから要望するものである。 (3) 制度の現状 地域活性化ファンドを組成する際、銀行本体でGP(無限責任組合員)となると、議決権保有規制(5%ルール)に抵触するため少額出資しかできない。 | 一般社団法人 第二地方銀行協会 | 公正取引委員会 金融庁 | 独占禁止法第11条第1項では、銀行業又は保険業を営む会社(以下「銀行等」という。)が他の国内の会社の株式に係る議決権(以下単に「議決権」という。)をその総株主の議決権の5%(保険業を営む会社においてはその10%以下)を超えて有することとなる場合における議決権の保有等を規制しています。ただし、同項第4号により、銀行等が投資事業有限責任組合の有限責任組合員(以下単に「有限責任組合員」という。)となり、組合財産として株式を取得することにより議決権を保有等する場合については、同項の適用が除外されています。 しかしながら、有限責任組合員が議決権行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員(以下単に「無限責任組合員」という。)に指図を行うことができる場合及び当該議決権を有することとなった日から取引(独占禁止法施行令第19条)で定める期間(10年)を超えて当該議決権を保有する場合については同項が適用されるため(同項第4号ただし書)、これらに該当する場合には、あらかじめ公正取引委員会の認可を受ける必要があります(同項ただし書)。 無限責任組合員による議決権の保有等は、同項の適用除外に該当しないため、他の国内の会社の総株主の議決権の5%を超えて保有等場合には、あらかじめ公正取引委員会の認可を受ける必要があり(同項ただし書)。認可制度の運用において、銀行等による当該議決権の保有等の必要性、当該議決権の保有等による銀行等の事業支配力増大のおそれの有無及びその程度、並びに株式会社発行会社の属する市場における競争への影響を考慮して、認可の可否が判断されることとなります。 また、銀行法においても銀行の一般事業会社の議決権の保有については、上限規制(銀行本体とその子会社で合算5%以下)が課せられています。 | 独占禁止法第11条 銀行法第16条の4 | 対応不可 | 独占禁止法第11条の規制の趣旨は、銀行等による事業支配力の過度な集中を防止することにあります。有限責任組合員は、出資先の事業支配を目的とするものではなく、その成長発展を支援することを通じて自らキャピタルゲインを得ることを目的としていることから、独占禁止法が禁ずる他社の事業支配の可能性は通常認められず、同条第1項第4号に基づき同項の適用を除外している一方、銀行等が無限責任組合員となる場合については、事業支配が認められるため、同項が適用されます。 このような事情を踏まえると、銀行が地域活性化ファンドの無限責任組合員として他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の5%を超えて保有しようとする場合、当該保有等による事業支配力増大の有無等について、認可制度を通じて審査される必要があります。 また、銀行法上の5%ルールは、銀行が本業以外の事業を行うことにより、経営や財務の健全性を損なうことがないようにする他業禁止の趣旨の徹底を図るために設けられているものです。この点、地域活性化ファンドへ出資する場合であっても同様に、銀行の経営等の健全性を損なうおそれがあると考えられるため、当該規制を撤廃することは困難です。 なお、銀行本体がファンドの無限責任組合員として、ファンド業務に従事することは、銀行の業務範囲規制に抵触する可能性があります。 | ◎ | |
| 300919002 | 30年9月19日 | 30年10月11日 | 30年11月27日 | 銀行等による保険販売における弊害防止措置の維持・強化及び実効性確保 | 1. 提案内容 銀行等による保険販売については、消費者保護等の観点から弊害防止措置が設けられているが2012年4月に一部の規制が緩和された以降も依然として圧力募集等の問題事例が発生しているため、弊害防止措置の維持・強化、実効性確保に向けた対応が必要と考える。具体的には、「融資先販売規制」について2012年4月に除外された一時払終身保険・一時払養老保険を対象商品に置きこもめた規制の強化、「非公開金融情報保護措置」「保険商品と預金との誤認防止措置」についてはその維持と実効性確保に向けた対応をお願いしたい。 2. 提案理由 銀行等による保険販売においては、消費者保護や公正な競争条件の確保の観点から弊害防止措置が講じられているが、生保労連が再三に亘り圧力募集等の問題が発生している実態を訴えてきたにもかかわらず、2012年4月には「融資先販売規制」の対象商品から一時払終身保険・一時払養老保険が除外された。しかし、2006年9月以降、生保労連が社外の調査機関に委託し定期的に実施している、事業主を含む一般消費者1000名規模を対象としたモニターアンケート(全10回・直近2018年8月実施)では、いずれにおいても、一時払終身保険・一時払養老保険を含む各種生命保険商品について、「銀行との取引を考えるとやむを得ず加入した」との回答が多数あった。また、2008年5月より実施している問題事例収集活動においても、「生命保険の加入を融資の条件とされた」と等の消費者の声が多く寄せられている。このように、銀行による圧力募集が依然として発生していることは明らかであり、一時払終身保険・一時払養老保険を対象商品に置きこもめた「融資先販売規制」を強化したい。また、2012年4月に改正された「非公開金融情報保護措置」「保険商品と預金との誤認防止措置」についても、前述のモニターアンケート及び問題事例収集活動において、「退職金が振り込まれた直後に銀行から生命保険の提案があった」「提案された商品が生命保険であることさえよく理解できなかった」等の回答、消費者の声が多数あり、このことから弊害防止措置が有効に機能しておらず、消費者保護上の問題が生じている実態が浮き彫りになっている。こうした状況から、「非公開金融情報保護措置」「保険商品と預金との誤認防止措置」等の維持とその実効性確保に向けた対応が必要と考える。 | 全国生命保険労働組合連合会 | 金融庁 | 銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置 | 保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等 | 検討を予定 | 銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニターアンケート結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。 | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----------|----------|-------------|---------------|---|--|---------------|------------|---|---|-------|--|-------------------|--------------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 | | |
| 300919003 | 30年9月19日 | 30年10月11日 | 30年11月27日 | 生命保険販売に係る構成員契約ルールの維持 | 1. 提案内容 生命保険販売に係る構成員契約ルールについては、生命保険募集人である企業(法人)代理店が当該企業の従業員(構成員)等に対し、雇用関係等を背景とした圧力募集を行うことを防止するための措置されているものであり、消費者保護の観点から引き続き維持していただきたい。 2. 提案理由 生命保険募集人である企業(法人)代理店は、当該企業の従業員等に対して雇用関係等に基づき大きな影響力を持っている。こうした企業(法人)代理店が当該企業の従業員等に対して生命保険販売を行った場合、影響力を利用した圧力募集が行われる懸念がある。 一般の募集チャネルにおいては、問題があれば苦情等によりその問題が顕在化する一方で、強者(企業、上位役員等)に対する苦情や批判は顕在化する傾向にあるため、雇用関係に基づいた圧力募集については、実際に問題が生じていたとしても顕在化しにくく、消費者である従業員等が泣き寝入りを強いられることとなる。かかる懸念は、昨今のいわゆる非正規労働者の増加に見られるように労働者の置かれた立場が不安定化し、雇用関係に基づく使用者(企業)の使用者(従業員)に対する影響力が高まっている状況下では、一層深刻化する可能性が高く、構成員契約ルールの必要性はさらに高まっている。 また、圧力募集により従業員等が不本意な生命保険商品に加入した場合、保険事故の発生(保険金等の支払)時までには長期間経過していることが多く、また、一般的に生命保険商品は契約加入時の年齢や健康状態等によって保険料等の引受条件が決定されることから、再加入の困難性があり、問題が発生しても事後的に救済することは極めて難しい。加えて、生命保険の保障額は高額になることが多いことから、消費者被害は甚大となる。 生命保険商品の募集においては、消費者のニーズにきめ細かく対応したコンサルティングが不可欠である中、構成員契約ルールについては、圧力募集から消費者である従業員を保護し、保険商品の主体的な選択機会を十分確保する上で必要不可欠なルールであるため、引き続き維持していただきたい。 | 全国生命保険労働組合連合会 | 金融庁 | 企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。 | 保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向け総合的な監督指針II-4-2-2(7)③ | 検討を予定 | 生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。 | | |
| 300927011 | 30年9月27日 | 30年11月1日 | 31年4月5日 | 金融機関の子会社等であるリース会社の収入規制の撤廃等 | 【具体的内容】 金融機関の子会社等であるリース会社は、リース業務の収入に占めるファイナンス・リース業務収入が50%以上としなければならないが、企業の設備投資ニーズが多様化しており、この規制の撤廃又は緩和をすること。 【提案理由】 企業の設備投資ニーズは多様化しており、近年、オペレーティング・リース取引による設備投資ニーズが増加している。 ・収入規制を撤廃又は緩和することにより、企業の設備投資ニーズに対応することができ、設備投資活性化に貢献することができる。 | 公益社団法人リース事業協会 | 金融庁 | 銀行のリース子会社は、各事業年度において、ファイナンス・リースによる収入の額が、リース業務全体に係る収入の額の50%以上であることの要件を満たす必要があります。 | 銀行法第16条の2第1項第11号、銀行法施行規則第17条の3第2項第11号 平成10年11月24日金融監督庁大蔵省告示第9号第2条 | 対応不可 | オペレーティング・リースは、物件の賃貸業に近い性質の業務であり、銀行業務との親近性やリスクの同質性は認められないため、他業禁止の観点から措置することは困難です。 | | |
| 300927015 | 30年9月27日 | 30年11月1日 | 30年11月27日 | リース取引のストラクチャーに用いるSPC(ペーパーカンパニー)向け融資の取引時確認について | 【具体的内容】 リース取引等のストラクチャーに用いる100%出資SPC(ペーパーカンパニー)向け親子ローンを犯罪収益移転防止法の取引時確認の対象外とすること。 【提案理由】 リース取引等のストラクチャー上の理由等で、100%出資SPC(ペーパーカンパニー)がレッサー(もしくは資金拠出者)となる場合について、SPC向け親子ローンであっても、犯罪収益移転防止法の取引時確認の対象取引となっているが、親子ローンが「ハイリスク取引」や「怪しい取引」に該当することはないと思われる。斯かる取引について犯罪収益移転防止法の適用を緩和することで、大幅な事務負担につながる。 ・本提案は、「規制改革推進」に関する第3次答申(2018年6月)において、2018年度検討、2019年度結論とされているが、早急に検討を開始すること。 | 公益社団法人リース事業協会 | 警察庁 金融庁 | 貸金業法第2条第2項に規定する貸金業者である親会社から100%出資SPCである子会社に対する金銭の貸付けを内容とする契約の締結については、犯罪収益移転防止法施行規則第4条第1項の「簡素な顧客管理が許容される取引」に規定されていないことから、当該親会社は当該子会社について取引時確認を行わなければなりません。 | 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第4条第1項 | 検討を予定 | 貸金業法第2条第2項に規定する貸金業者である親会社から100%出資SPCである子会社に対する金銭の貸付けを内容とする契約の締結に係る貸金業者の取引時確認義務の緩和については、マネー・ローンダリング、テロ資金供与の防止の観点や貸金業法の制度趣旨を踏まえながら、結論を得てまいります。 | ◎ | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「○」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「○」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----------|----------|-------------|---------------|--|--|---------------|------|---|-------|---|-------------------|--------------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | | |
| 300927020 | 30年9月27日 | 30年11月1日 | 30年11月27日 | 法人である生命保険代理店による保険募集における消費者保護ルール(いわゆる構成員契約ルール)の維持 | ・職制上の地位(職場の上下関係等)を不当に利用した従業員への圧力募集を未然に防止し、従業員による自由な商品選択の機会を確保する等の観点から、法人である生命保険代理店については、当該法人の従業員等の密接な関係を有する者に対して、所定の生命保険契約の申込みをさせる行為が禁じられている(いわゆる構成員契約ルール)。 ・生命保険商品には長期性、再加入困難性等の性質があり、仮に圧力募集等の不適切な行為があったことが事後的に立証されたとしても、保険契約者等の救済を図ることが困難となる場合も想定され、事後的な代替規制ではこうした弊害を未然に防止することは不可能と思われる。 ・このように、本ルールは、生命保険商品の特性を踏まえつつ、従業員として相対的に弱い立場に立つ消費者の権利保護のために設けられたルールとしてこれまでも有効に機能してきており、引き続き維持すべきものと考えられる。 | 住友生命保険相互会社 | 金融庁 | 保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-2(7)(3) | 検討を予定 | 生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。 | | |
| 300927021 | 30年9月27日 | 30年11月1日 | 30年11月27日 | 銀行等による保険販売における弊害防止措置の実効性確保 | ・銀行等は、その預金業務や融資業務等を通じて、顧客の資金状況を正確に把握できる立場にあるとともに、特に中小等細企業などの融資先の顧客に対しては強い影響力を有する立場に立つことが少なくない。銀行等によりこれらの情報や影響力を不適切に利用して保険募集が行われた場合、仮に不適切な募集行為があったことが事後的に立証されたとしても、生命保険商品の長期性、再加入困難性等の性質から、保険契約者等の救済を図ることがより困難となる場合も想定される。 ・こうした点を踏まえ、銀行等に対しては、非公開情報保護措置、融資先販売規制等の各種措置が講じられているが、これらの弊害防止措置は、消費者利便にも配慮しつつ、消費者保護の観点や中小等細企業の視点に立って設けられたものである。保険契約者保護の観点から必要不可欠なルールである。 ・平成24年4月より、一部見直しが行われたルールが適用されたが、見直し後においてもその枠組みは維持されており、前述のルールの必要性は変わらないと考えられる。今後も、引き続き実効性の確保に努めていただきたい。 | 住友生命保険相互会社 | 金融庁 | 保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等 | 検討を予定 | 銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を旨とする観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。 | | |
| 300927028 | 30年9月27日 | 30年11月1日 | 30年11月27日 | 四半期決算開示の義務付け廃止 | 【要望内容】 一律3か月毎の決算情報を開示させる現行の四半期開示の義務付けは廃止されるべきである。 【提案理由】 政府においては、投資家の投資判断に必要な情報が十分かつ公平に分かりやすく提供されるようにするために、国際的に見て最も効果的かつ効率的な開示の実現をめざすとしているが、四半期決算開示は投資家や企業経営者の短期的利益志向を助長するという問題点があると認識している。形式的、定型的な開示となり、中長期的企業価値向上を見据えた投資家や株主にとって有用な情報となり得るものではない。人的資源の効率的投入や長時間労働の是正といった働き方改革の観点からも、四半期開示義務付けは廃止されるべきである。 また、企業の異変の兆候を把握するタイムリー・ディスクロージャーは重要であるが、現行の適時開示制度で対応すべきである。 | 公益社団法人関西経済連合会 | 金融庁 | 金融商品取引法第24条の4(7) | 検討を予定 | 我が国の四半期決算短債と四半期報告書の役割分担について、金融審議会の議論では、四半期決算短債の速報性に着目した記載内容の合理化を行うこととされました。これを踏まえ、平成29年2月に東京証券取引所において、四半期決算短債の簡素化が行われ、四半期決算短債において記載を要請される事項がサマリー情報及び四半期連結財務諸表に限定されました。また、投資家の投資判断を誤らせおそれがない場合には、四半期決算短債の開示時点では四半期連結財務諸表の開示を行わなくともよいとされています。この見直しにより、四半期決算短債については、欧米のアーニンググリッド並みに合理化され、実際に、四半期決算短債として、サマリー情報と四半期連結財務諸表のみを開示する事例も増えているなど、開示書類作成に係る負担も相当程度軽減されてきているものと考えられます。 第1及び第3四半期開示義務の更なる見直しについては、 ・欧米の上場企業と比較して日本の上場企業の開示内容が見劣りするのではないかと指摘もある中、企業の開示姿勢の後退と受け取られれば海外投資家の我が国への投資に水を差すおそれがある ・個人投資家と機関投資家との間の情報格差が拡がるおそれがある といった指摘があるほか、 ・英・仏では、四半期開示を行っていない企業の株価が、米国の同業者の四半期開示情報に過剰反応するなど、株価の変動性が高まっているとの指摘もあるところであり、投資家をはじめとする様々なステークホルダーの幅広い意見を踏まえ、市場への影響をよく見極めつつ、慎重に検討を行う必要があると考えられます。 平成30年6月に公表された金融審議会報告では、現時点において四半期開示制度を見直すことは行わず、引き続き、日本における情報開示の十分性や海外動向等を注視し、必要に応じてそのあり方を検討していくこととされたところです。いずれにせよ、四半期決算短債の開示の自由度を高めるなどの取組みを進めるとともに、海外の動向を注視しつつ、必要対応を検討してまいります。 | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 | |
|-----------|----------|-------------|---------------|-------------------------------------|--|------------|------|---|--|-------|---|--------------------|-------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | | | 対応の概要 |
| 300927030 | 30年9月27日 | 30年11月1日 | 30年11月27日 | 銀行等による保険募集に関する弊害防止措置等の実効性確保 | <p>【提案の具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行等による保険募集に関しては、銀行等が遵守すべき弊害防止措置について、保険契約者等の保護の観点から引き続き維持し、実効性を確保していただきたい。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行等による保険募集においては、銀行等による事業性資金の融資先や融資申込中の顧客が「当該銀行等の影響力を受けやすい(平成23年9月、コメントに対する金融庁の考え方)」ことから、銀行等が事業性資金の融資業務を通じて有する多大な影響力を利用して不適切な保険募集を行うことにより顕在化しにくい被害が発生する等、特有の弊害が生じる。このため、銀行等による保険募集は「保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合(保険業法第275条)」に限り認めるものとされ、消費者や中小企業等の視点に立って弊害防止措置等が設けられている。 銀行等による保険募集の実態に係る3年間のモニタリング結果等を踏まえて必要な見直しが行われた際にも、「モニタリング結果では、銀行等による優越的地位の濫用防止に向けた体制整備が不十分であった」といった検査指摘が引き続き見られたことから、これらの規制は引き続き維持する(平成23年9月、コメントに対する金融庁の考え方)」こととされている。 これらの措置等は、適切かつ健全な保険募集の秩序を維持し、保険契約者等の保護を図る上でいずれも必要不可欠である。現状においては、「弊害防止に向けた銀行等の態勢整備が万全であるとは言えない状況(平成23年9月、コメント)に対する金融庁の考え方)」とされていることから、その実効性を確保していただきたい。 | 第一生命保険株式会社 | 金融庁 | 銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 <ul style="list-style-type: none"> ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当区分規制 ・預金との誤認防止措置 | 保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等 | 検討を予定 | 銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 <ul style="list-style-type: none"> ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。 | | |
| 300927031 | 30年9月27日 | 30年11月1日 | 30年11月27日 | 法人における従業員等に対する生命保険募集に関する消費者保護ルールの維持 | <p>【提案の具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生命保険募集人である法人がその従業員等に対して行う生命保険の募集に係るルールについて、保険契約者等の保護の観点から、引き続き維持していただきたい。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生命保険募集人である法人がその従業員等に対して生命保険の募集を行うことについては、法人がその従業員等に有する強い影響力を利用して不適切な保険募集を行う等の弊害が発生する蓋然性が高い。このため、銀行の制度では、生命保険募集人である法人が行う生命保険の募集の範囲について、一定の制限が設けられている。 現行の制度は、適切かつ健全な保険募集の秩序を維持し、保険契約者等の保護等を図る上で必要不可欠なものであり、引き続き維持していただきたい。 | 第一生命保険株式会社 | 金融庁 | 企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。 | 保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針II-4-2-2(7)③ | 検討を予定 | 生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。 | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----------|----------|-------------|---------------|------------------------------------|---|--------------|------|--|---|-------|---|-------------------|--------------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 | | |
| 300928001 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 30年11月27日 | 電磁的方法を活用した情報提供に係るルール整備 | <p>【提案の具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険募集時に電磁的方法による情報提供が認められていない一部の事項について、利用者の事前の承諾など保険契約者等の保護を前提として、電磁的方法を活用した情報提供に係るルールを整備していただきたい。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「Society 5.0の実現に向けて官民一丸となって取組みを推進しているところ、保険事業においてもIT技術を活用したイノベーションは極めて重要と考えている。この点、昨今のICT技術の進展により、お客さま専用のホームページやクラウドサービスを介した電磁的方法による情報提供が普及するなどの環境変化も踏まえ、保険会社においても、保険契約者等の利便性や業務の実効性・生産性の向上に資する観点から、ICT技術を活用した取組みを一層推進していく必要がある。 例えば、保険募集に関し、保険会社や保険募集人は、保険契約の内容や保険契約者等の参考となるべき情報を提供している。現行法の下では、このような情報のうち書面交付が求められている事項について、保険契約者等の承諾の下、電磁的方法により提供することが基本的には認められているが、一部の事項に限っては必ず書面を交付することが義務付けられている(保険業法施行規則第227条の2第4項、第234条の21の2第2項)。 保険契約者等が電磁的方法により情報提供を受けられる場合、紙媒体である書面の紛失防止や、情報端末を通じた電磁的媒体の随時閲覧、他の電磁的方法により提供を受けた情報と併せての一元的な保管等のメリットが考えられ、保険契約者等のITの活用度合によっては、情報提供の実効性が向上するものと考えられる。 については、保険契約者等の選択肢を拡大する観点からも、保険募集時に電磁的方法による情報提供が認められていない一部の事項について、保険契約者等の承諾を前提とするなど顧客保護を適切に図りつつ、電磁的方法を活用した情報提供に係るルールを整備していただきたい。 なお、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議にて決定された「デジタル・ガバメント推進方針」(2017年5月)において、「民間取引IT化の促進」がアクションプランとして掲げられており、政府の方針にも通うものとする。 | 一般社団法人生命保険協会 | 金融庁 | 保険会社又は保険募集人等が保険契約者等に対し情報提供を行う場合には、一部の保険契約を取り扱う場合を除き、当該保険契約者等の承諾を得た上で書面の交付に代えて、電磁的方法によることができることとされています。 | 保険業法施行規則第11条第1項第6号、第227条の2第4項、第234条の21の2第2項 | 対応 | 保険募集時等における情報提供の方法を書面の交付により行うとされているものについて、電磁的方法による情報提供を可能とすることについては、保険契約者等の保護を考慮しつつ、今後パブリックコメント手続きを経たうえで府令改正を行うことを予定しています。 | | |
| 300928002 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 30年11月27日 | 保険会社グループにおける共通・重複業務の集約を通じた業務運営の効率化 | <p>【提案の具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険会社グループ内の共通・重複業務について、保険持株会社による統括的・一元的な業務執行を可能としていただきたい。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業は、事業環境を踏まえた経営改革の推進により生産性を向上し、高い収益性を持続的に実現していくことが期待されている。保険会社グループも国内外における事業環境の目まぐるしい変化に戦略的に対応していくためには、グループとしてより柔軟かつ効率的な業務運営を行う必要がある。同様の考え方の下、2017年4月に施行された改正銀行法においては、銀行持株会社への共通・重複業務の集約等が認められているところである。 保険会社グループにおいては、例えば、保険募集代理店の教育・管理業務に関し、グループ内の複数の保険会社が同一の代理店に保険募集を委託している場合、各々の保険会社が代理店に対する教育・管理を重複して実施することによる非効率が生じ得る。現行法の下では、グループ内の特定の保険会社への業務委託を通じて代理店に対する教育・管理を一元化することは可能だが、業務の委託元である保険会社は委託先の保険会社を管理する義務が課せられている(保険業法第100条の2)ため、グループ内の複数の保険会社において委託先管理業務が重複して生じることとなる。また、保険持株会社が行うことができる業務は「子会社の経営管理を行うこと並びにこれに附帯する業務」に限られており(保険業法第271条の21第1項)、一定の内部管理機能を除き、子会社が有するグループ内共通・重複業務の執行を担うことは認められていないため、代理店に対する教育・管理業務を保険持株会社に集約することはできず、柔軟かつ効率的な業務運営の障害となっている。 については、改正銀行法と同様、グループ内における共通・重複業務や委託先管理業務について、保険持株会社による統括的・一元的な業務執行を可能としていただきたい。当該要望の実現により、グループ内の重複解消によるコスト削減のみならず、グループ全体の効率的なリスク管理による生産性向上や、委託先に対する責任・指揮命令の一元化によるグループ経営管理の実効性向上にも資するものと思料する。 (共通・重複業務の例)(1)保険募集代理店の教育・管理業務、(2)資産運用業務、(3)契約審査者・法令改正対応等の法務業務、(4)社員の福利厚生や施設の管理等の総務業務 等 | 一般社団法人生命保険協会 | 金融庁 | 保険持株会社は、その子会社である保険会社やその他の子会社の経営管理を行うこと並びにこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができないとされています。また保険会社は、その業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行を確保するための措置を講じなければならないとされています。 | 保険業法第271条の21第1項 | 検討を予定 | グループ内に共通・重複している業務を保険持株会社に集約することについては、保険会社・保険会社グループのカバランスやその他の業務のあり方を踏まえつつ、慎重に検討する必要があります。 | | △ |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----------|----------|-------------|---------------|--------------------------|--|--------------|------|--|--|-------|--|-------------------|--------------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 | | |
| 300928003 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 30年11月27日 | 保険以外の金融商品を扱う特定窓口に係る規制緩和 | <p>【提案の具体的内容】 ・保険会社が、保険以外の金融商品を扱う場合に義務付けられている特定窓口の設置義務を廃止し、保険との誤認防止に係る表示については、窓口ごとの表示ではなく適切な表示(店舗レイアウトに応じた表示)で足りることとしていただきたい。</p> <p>【提案理由】 ・保険会社は、有価証券等の保険以外の金融商品を扱う場合、顧客への商品説明義務に加えて、特定の窓口の設置や当該窓口ごとに保険との誤認を防止するための表示が義務付けられている(保険業法施行規則第53条の2第3項)。 ・当該措置は1998年に制定されたものであり、20年の運営実施期間において、保険と有価証券等との誤認が生じないよう顧客あてに説明する事業者の態勢(販売資料および販売担当者の説明内容均一化、社内教育体制等)も定着してきたものと考えられている。 ・当該措置の趣旨は、保険と有価証券等との誤認防止を図るものであるところ、保険等の誤認防止について引き続き書面交付等により適切に誤認防止のための説明することを前提としたうえで、当該説明事項について、店舗レイアウトに応じて顧客の目につきやすい場所に適切に表示することで誤認防止が図られるのであれば、必ずしも特定の窓口を設置して当該窓口ごとに説明事項を表示せずとも、同様の効果が得られると考えられる。 ・については、特定窓口の設置義務を廃止し、誤認防止に係る表示は窓口ごとの表示ではなく適切な表示(店舗レイアウトに応じた表示)で足りることとしていただきたい。</p> | 一般社団法人生命保険協会 | 金融庁 | 保険会社が保険商品以外の金融商品を扱う場合には、顧客に対して保険契約との誤認防止に関する説明を行うことに加え、特定窓口を設置すること及び当該窓口において誤認防止のための表示をすることが義務づけられています。 | 保険業法施行規則第53条の2第3項 | 検討を予定 | 保険商品以外の金融商品を扱う場合に義務づけられている特定窓口の設置義務を廃止すること、及び保険契約との誤認防止表示を(店舗レイアウトに応じた)適切な表示で足りることとする事については、実務上の必要性や他の諸規制との関係等を考慮しつつ検討する必要があります。 | | |
| 300928004 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 30年11月27日 | 保険会社の外国の子会社等に係る業務範囲規制の緩和 | <p>【提案の具体的内容】 ・保険会社の外国の子会社等(子会社、特定子法人等および特定関連法人等をいう。以下同じ。)の傘下の子会社等に係る業務範囲規制を緩和いただきたい。</p> <p>【提案理由】 ・保険会社には、一定の会社(以下、「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社してはならないとの制限が設けられている。 ・保険会社が、子会社対象会社である海外の保険会社や金融機関等を買収する際、当該海外保険会社等がその傘下に子会社対象会社ではない子会社を保有していることがあるが、保険会社の子会社の子会社も、保険会社の子会社とみなされることから、当該海外保険会社の傘下の子会社が子会社対象会社でない場合には、業務範囲規制に抵触することとなる。 ・海外保険会社等を買収した際の当該海外保険会社等の傘下の子会社に係る業務範囲規制については、買収後原則5年以内に当該傘下子会社を子会社でなくせよとの特例を措いたが、傘下子会社の調査に時間やコストを要するうえ、買収時「原則5年以内に子会社でなくなるようにする」旨の条件を付けざるを得ず、買収時に他国の保険会社と競合する場合に不利となる状況は完全に解消されていない。 ・また、当該海外保険会社等にとっても、当該国の法令では規制されていないにもかかわらず、日本の保険会社が親会社となることで、傘下子会社の業務に制限がかかることとなるため、競争力が低下するおそれがある。 ・なお、子会社に係る業務範囲規制は、保険会社自体の健全性維持(子会社から親会社へのリスク波及防止)も理由とされているが、海外の子会社のさらに傘下の会社であり、かつ当該国の法令で許容されている会社であれば、日本の保険会社の健全性に与えるリスクは軽微と思われる。 ・については、外国の子会社の傘下の子会社については、当該国の法令に則していれば、子会社対象会社以外の会社であっても保有することができるよう、業務範囲規制の緩和を認めていただきたい。 ・なお、保険業法は子会社のみについて規定しているが、保険会社向けの総合的な監督指針が特定子法人等、特定関連法人等にまで対象を拡大しているため、特定子法人等、特定関連法人等についても同様に緩和を認めていただきたい。</p> | 一般社団法人生命保険協会 | 金融庁 | 保険会社は保険業法に列挙されている会社(以下、「子会社対象会社」)以外を子会社等とすることはできません。ただし、子会社対象会社以外の会社を子会社等として外国の保険会社等を子会社等とする場合は、5年を経過する日までに、子会社対象会社以外の子会社等が子会社等となくなるよう所要の措置を講じれば足りるとする例外規定が設けられています。 | 保険業法第106条、保険会社向けの総合的な監督指針III-2-2-1(3)(1)、III-2-2-2-4(1)(5) | 対応不可 | 保険会社が子会社等とすることができる会社の範囲については、子会社等のリスクが保険会社に波及する可能性等を勘案し、保険業法及び監督指針上、一定の規制が課せられています。外国の保険会社等を買収した際に子会社等となった社について当該規制の適用を緩和することについては慎重に検討する必要があり、直ちに対応することは困難です。 | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「○」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「○」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 | |
|-----------|----------|-------------|---------------|--------------------------|---|----------------|------|---|--|----------------|--|--------------------|-------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | | | 対応の概要 |
| 300928028 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 30年11月27日 | 保険募集に関する情報提供に係る電磁的方法の多様化 | 【提案理由】 ・保険募集に関し、保険会社や保険募集人は、保険契約の内容や保険契約者等の参考となるべき情報を提供している。現行法の下では、このような情報のうち書面交付が求められている事項について、保険契約者等の承諾の下、電磁的方法により提供することが基本的には認められているが、その方法は、保険業法施行規則第14条の10に規定されているとおり、電子メール送付、顧客のPC等へのダウンロード、CD-ROM等の交付に限定されている。近時、スマートフォンを活用した保険加入も多くなるとともに、スマートフォン本体に重要事項説明書等をダウンロード(当該情報の提供を受ける者の使用に際して電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法)することは困難な場合があり、例えば、(1)保険会社が提供するホームページ内のマイページ(契約者のIDとパスワードによりログインする)に重要事項説明等を掲載し、契約者が自身のパソコンにダウンロードして保存することにより重要事項説明等をダウンロードして保存するといった方法を用いることを以って、当該情報の提供を受ける者の使用に際して電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法」に該当する等により、多様な方法による情報提供が可能となれば、スマートフォンによる保険加入は行いやすくなり、更には随時かつ任意にダウンロード、保存できる環境を提供し、ダウンロード・保存は顧客の任意に任せることで、顧客の利便性は高まるものとなる。 ・金融商品取引業等に関する内閣府令第56条、日本証券業協会Q&AのQ4によると、「顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイル」について、「顧客が使用するパソコン等のファイル及び顧客が契約しているデータセンター等に備えられた当該顧客のファイル(クラウドコンピューティングを含む)」とされており、顧客が契約しているクラウドにダウンロードして保存することも認められている。 | 一般社団法人生命保険協会 | 金融庁 | 保険会社や保険募集人等が、保険契約者等に情報の提供を行う場合の電磁的方法として、電子メール、ダウンロード及びCD-ROMを利用する方法とされています。 | 保険業法施行規則第227条の2等 | 対応 | 保険募集時等における情報提供の電磁的方法を多様化することについては、保険契約者等の保護を考慮しつつ、今後パブリックコメント手続きを経たうえで府令改定を行うことを予定しています。 | △ | |
| 300928030 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 30年11月27日 | 海外格付会社が付与する信用格付の規制緩和 | 証券会社が金融商品に付された信用格付を顧客に提供して金融商品の勧誘を行うためには、(1)当該信用格付を付与した業者が金商法66条の27の登録を受けていること、又は(2)未登録業者である場合は証券会社が金融商品取引業等に関する内閣府令(府令)116条の3に定める事項を顧客に提供する必要があります。 (1)金商法66条の27の登録を受けるためには当該法人の営業所等が国内に設置されていること及び国内における代表者を定めることが求められている。このため、海外の業者の多くが金商法上の登録を受けていない。 (2)府令116条の3第1項に定める事項には、「信用格付の方針及び方法の概要」や「信用格付の前提、意義及び限界」等、証券会社が顧客に提供することが望ましい情報が含まれており対応が現実的ではない。なお、同2項においては、信用格付業者の関係人が付与する格付については、一定の事項を証券会社が説明することで格付の提供が可能とされているが、2項に定める事項を充足することのできる海外格付業者は現状スタンダード&プアーズ、ムーディーズ、フィッチ(三大格付会社)に限定され、顧客に提供すべき一定の事項をこれらの業者が用意し証券会社に提供している。 日本拠点のない海外業者の格付利用が事実上できないため、海外発行者有価証券を日本の投資家に紹介する際、当該有価証券について三大格付会社よりも専門性が高い業者の格付を利用できず、顧客の投資判断に資する情報を提供できない事態となっている。 米圏等、日本と同様に格付業者の登録制度が確立している国において既に登録を受けている業者につき、顧客の属性や商品の内容を限定し日本の顧客への格付の提供を可能とする規制緩和を要望したい。例えば、米国で組成された証券化商品についてはNationally Recognized Statistical Rating Organization(NRSRO)として証券取引委員会が認定した格付業者社による格付が利用されている。格付規制に特化したOffice of Credit Ratingsが監督機関として格付付与の業務やその正確性及び利益相反についてNRSROを監督すると共に、各社の収益状況や市場シェアなどの情報を年次報告として発表し透明性の確保に努めている。このような海外での監督体制が確認できる場合の適用除外を府令に規定できないかと考える | 民間企業 | 金融庁 | 金融商品取引業者等またはその役員もしくは使用人は、顧客に対し、無登録格付について、以下の説明事項を告げることなく提供して、金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為をしてはならないとされています。 ①無登録格付である旨 ②登録の意義 ③無登録業者の名称・代表者・所在地 ④格付付与の方針・方法の概要 ⑤信用格付の前提・意義・限界 ただし、無登録格付のうち、登録を受けた信用格付業者の関係人であって、金融庁長官が「特定関係人」として指定した者が付与した信用格付については、金融商品取引業者等が無登録格付に関して説明すべき事項のうち、③「無登録業者の名称・代表者・所在地」を「グループ名称、グループ内登録業者の名称/登録番号」とし、④「格付付与の方針・方法の概要」について概要自体を説明する代わりに「格付付与の方針・方法の概要をグループ内登録業者から入手する方法」を説明することが許容されます。 | ・金商法38条3号、66条の27、66条の30 ・金融商品取引業等に関する内閣府令116条の3 | 対応不可 | 無登録格付に関する説明義務が金融商品取引業者等に課せられている趣旨は、無登録業者の付与する信用格付は、金融商品取引法の規制の枠組みの下での格付プロセスを経たものではなく、格付方法・前提等が明らかにならないまま投資者に提供され、投資者の投資判断を歪めるおそれがあるところ、多数の投資者の利益に重大な影響を及ぼし得る立場にある金融商品取引業者等に対し、無登録業者の信用格付について追加的な説明義務を課し、投資者が当該信用格付の格付方法・前提・意義・限界等を明確に認識することを確保することにより、投資者保護を図ることにあります。上記の趣旨に鑑み、金融商品取引法の規制の枠内にある無登録業者に対する金商法38条3号及び金融商品取引業等に関する内閣府令116条の3に定められた説明義務の一部または全部を不要とすることは適当でないと考えます。 金商法66条の30第2項では、信用格付業者の登録申請者が外国法人である場合には、原則として、国内拠点(営業所又は事業所)の設置を義務づけており、国内拠点を有しない場合は登録拒否事由として規定されています。なお、例外として、①外国の行政機関等の適切な監督を受けると認められる外国法人については、内閣府令で規定することにより、拠点設置義務を免除すること、②国内拠点を有しないことを理由に登録を拒否することが、条約その他の国際協定の誠実な履行を妨げる場合には、国内拠点を有しないことを理由に登録を拒否することができないことを規定しています。このうち①については、現在のところ内閣府令は定められていませんが、投資者保護、相互主義や国際協調等の観点に照らして、外国の行政機関等の適切な監督を受けると認められる場合が想定されないことから、内閣府令を定める予定はありません。 | | |
| 300928036 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 30年11月27日 | ディスクロージャー誌の縦覧方法の多様化 | 【提案の具体的内容】 保険会社は、本支店においてディスクロージャー誌の縦覧を電磁的方法によって行う場合には、その内容を画面または映像画像に表示することとされている。また、主要な代理店に対しても、保険会社と同程度の開示が行われるように指図することが求められている。代理店において電磁的方法での開示が行われる場合には、ディスクロージャー誌のデータが掲載されたウェブサイトのアドレスを紙面または映像画像に表示する方法も認められることとして頂きたい。 【提案理由】 銀行代理業者においては、ディスクロージャー誌の内容を表示する方法に加えて、ディスクロージャー誌が掲載されたウェブサイトのアドレスを表示する方法も認められている。保険代理店においても後者の方法が排除されるべき事情はないと考えられるため、同様の緩和を要望するもの。 | 一般社団法人日本損害保険協会 | 金融庁 | 保険会社向けの総合的な監督指針において、下記のとおり定められている。 Ⅲ-2-14-4 説明書類の縦覧場所等について 保険会社が説明書類を公衆の縦覧に供する「営業所又は事務所」については、各社により組織上の呼称は異なるが、次のような場所等に備え置くよう十分配慮されているか。 (4) 居住の用に供している場所と異なる場所において保険契約者等に応接できるスペースを有する主要な代理店においても、保険会社の説明書類を備え置き、公衆の縦覧に供するなど、営業所又は事務所と同程度の開示がなされるよう指図が行われているか。 (注)「主要な代理店」については、その範囲及び取扱いに関する社内規定を設けるなどの措置が講じられているか。 | 保険会社向けの総合的な監督指針(Ⅲ-2-14-4(4)) | 現行制度あり 対応可能 | 主要な代理店に求められる所属保険会社等のディスクロージャー誌の縦覧方法は、左記のとおり、保険会社向けの総合的な監督指針において、「保険会社の説明資料を備え置き、公衆の縦覧に供するなど、営業所又は事務所と同程度の開示とされており、必ずしも営業所又は事務所と同じ方法での縦覧が求められているものではない。ディスクロージャー誌のデータが掲載されたウェブサイトのアドレスを紙面または映像画像に表示する方法も、こいにより「同程度の開示」に含まれます。 | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----------|----------|-------------|---------------|--------------------------------------|--|-----------------|------|---|---|-------|--|-------------------|--------------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 | | |
| 300928037 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 30年11月27日 | 保険会社および保険持株会社の海外子会社の所在地変更に関する届出の事後届出 | <p>【提案の具体的内容】 保険会社および保険持株会社の既存子会社の異動に関する事前届出のうち、所在地変更を事後届出としていただきたい。</p> <p>【提案理由】 国内の少子高齢化や労働人口の減少など市場減少の懸念から、保険会社の海外進出が進み、海外保険会社の買収が近年増加している。それに伴う近年の海外における管理対象子会社数の増加、特に新興国での実施直前の地番変更通知等から、事前申請対応に係る負担は増加している。 保険会社および保険持株会社の子会社の所在地の変更内容を、監督上把握しておく必要性は理解できるが、所在地変更前でも、変更後の一定期間内に把握することで、監督上の必要性を充たすことは可能と考えられることから要望するもの。</p> | 一般社団法人 日本損害保険協会 | 金融庁 | 保険会社及び保険持株会社の子会社が住所を変更する場合は、事前に届け出ることでとされています。 | 保険業法施行規則85条1項6号、第210条14 | 対応 | 子会社の住所変更の届出については、今後パブリックコメント手続きを経たうえで届出を事後化する府令改正を行うことを予定しています。 | | |
| 300928038 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 30年11月27日 | 保険募集に係る説明書面の保険契約者等への電磁的提供方法の多様化 | <p>【提案の具体的内容】 平成26年の保険業法改正により、情報提供義務が新設され、本年5月29日より施行されている。これにより交付が義務付けられる重要事項説明書については、電磁的方法による交付も認められているところ、現行ではその方法は「メール・ダウンロード・CD-ROM」の3つに限定されている。この電磁的方法について、多様化を要望する。</p> <p>【提案理由】 業界として改正法を踏まえた実務を行っているが、足下の情報通信技術の発展状況も踏まえれば、電磁的交付の方法については、多様化を検討することが望ましいものと考ええる。例えば、単純な画像ファイルであるPDF形式での配信(ダウンロード方式)ではなく、HTML文書での閲覧方式を取ること、文中の専門用語について、適宜リンクを設けて別途解説を行うページを用意するなどの創意工夫を行うことが可能となり、顧客により分かりやすく情報提供することができるようになる。</p> | 一般社団法人 日本損害保険協会 | 金融庁 | 保険会社や保険募集人等が、保険契約者等に情報の提供を行う場合の電磁的方法として、電子メール、ダウンロード及びUJCD-ROMを利用する方法とされています。 | 保険業法施行規則第227条の2等 | 対応 | 保険募集時等における情報提供の電磁的方法を多様化することについては、保険契約者等の保護を考慮しつつ、今後パブリックコメント手続きを経たうえで府令改正を行うことを予定しています。 | | △ |
| 300928039 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 30年11月27日 | 同一人与信規制の対象である「保証」の定義についての緩和要望 | <p>【提案の具体的内容】 同一人与信規制(※)の対象である「当該同一人に対する債務の保証」において、「保険子会社の債務を対象とする保証契約」に係る規制を緩和することを要望する。</p> <p>(※) 保険会社の資産運用が特定の相手方に集中し、契約者に損害を及ぼすことがないよう、同一人に対する資産運用額は制限されている。保証の場合、貸付金と合算して同一人に対する与信額が総資産および合同勘定の3%を超えてはならないと定められている。</p> <p>【提案理由】 ・2011年12月に公表された「保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキンググループ」報告書において、「保険子会社に対する与信のうち、まずは事業リスクの側面が強い株式の取得について、大口与信規制の対象から除外することが適当である。さらに、貸付けや債務の保証等のその他の与信については、株式に比べて信用リスクの側面が強いことも踏まえ、今後の運用の実態等も見ながら、問題がないことが確認された場合には、適用除外としていくことが適当と考えられる。」とされたことを受けて、株式については2012年7月に同一人与信規制から除外されたところ。 ・海外の保険子会社は親会社による債務保証(親会社保証)の存在を信用補完として、格付機関より親会社と同水準の格付けの適用を受けており、高格付けは、特に再保険事業の展開において他社対抗上、競争力の源泉となっている。 ・さらに、一般的に、海外の子会社に対する債務保証は、余剰資本の現地への滞留を回避しつつ効率的な運営を実現することにも資する取り組みであり、これは、グローバルなグループ経営に必要不可欠のもの。 ・近年の海外拠点の事業拡大による保険債務の増額や為替相場の振れ幅の大きさに鑑みると、親会社保証が与信限度額に達する可能性は高まっており、これに規制がかかる事態は、グローバル他社との競争上、日本社の不利を招く可能性があることから、当該規制を緩和していただきたい。 ・具体的には、前記のワーキンググループ報告書で示された方向性に沿って、これまでの運用の実態や、この間の業界および監督当局のリスク管理高度化に向けた取り組み状況にも鑑み、保険子会社への「債務の保証」については、何らかの方法により緩和することを要望するもの。</p> | 一般社団法人 日本損害保険協会 | 金融庁 | 保険会社の同一人に対する債務の保証の額は、総資産の3%を超えてはならないとされています。 | 保険業法第97条の2第2項、施行規則第48条の3第1項第1号二、第2項第1号イ | 検討を予定 | 保険会社の同一人与信規制の対象から子会社である保険会社等の債務の保証を除外することについては、実務上の必要性を踏まえ、連結ベース・単体ベースのリスク管理・財務規制全体の中で、そのあり方を考慮し、慎重に検討する必要があります。 | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----------|----------|-------------|---------------|------------------------------------|--|-----------------|------|--|---|-------|--|-------------------|--------------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 | | |
| 300928040 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 30年11月27日 | 保険グループへのIFRSの任意適用の解禁 | <p>【提案の具体的内容】 平成28事務年度金融行政方針のⅢ.2.(3)②「会計基準の品質向上に向けた取組み」に挙げられている「国際会計基準(IFRS)の任意適用拡大促進」のため、保険および保険持株会社に対する各種規制(連結業務報告書・ディスクロージャー資料の作成・提出等)において、IFRS任意適用が可能となるように制度整備を行う。</p> <p>【提案理由】 ・保険および保険持株会社に対する各種財務報告については、保険および保険持株会社が日本基準に基づき連結財務諸表を作成することを前提としており、IFRSの任意適用を前提としたものとはならない。 ・このため、現状では、金融商品取引法および会社法に基づく連結財務諸表にIFRSを任意適用したとしても、保険業法に基づき作成・提出する連結業務報告書・ディスクロージャー資料等については引き続き日本基準で作成・提出せざるを得ず、多大な作成コストが生じる。 ・連結財務諸表の作成コスト負担が大きくなり、保険および保険持株会社のIFRS任意適用の阻害要因となる。</p> | 一般社団法人 日本損害保険協会 | 金融庁 | <p>連結業務報告書等については、日本基準により作成・報告することが前提とされています。</p> | 保険業法施行規則第59条、第59条の3、第210条の10、第210条の10の2 | 検討を予定 | <p>保険業法上の連結業務報告書等にIFRSを任意適用することについては、IFRS17(保険契約)の適用に向けた今後の国際的な動向等を踏まえて、検討を行う必要があります。</p> | | △ |
| 300928055 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 30年11月27日 | 銀行等による保険販売における弊害防止措置の維持 | <p>【提案の具体的内容】 ・銀行等による保険募集に際し、銀行等が遵守すべき弊害防止措置については、保険契約者等の保護の観点から、引き続き維持していただきたい。</p> <p>【提案理由】 ・保険業法等では、銀行等が保険募集を行う際、預金・融資等の取引で得た情報を不当に保険販売に利用することや、銀行等がその特性上有する優越的地位や影響力を行使して圧力募集をする等、保険契約者等の利益を害することを防止するため、保険業法にあり銀行等が遵守すべき弊害防止措置について規定している。 ・「銀行等」と事業資金等を借り入れている利用者」という両者の力関係から、銀行等による圧力販売等の問題は表面化しにくく、また生命保険が長期性・再加入困難性といった特殊性をもつことにより、被害者の事後救済が困難であることも想定されるため、弊害防止措置の規定全般について存置する必要があると考えられる。</p> | 明治安田生命保険相互会社 | 金融庁 | <p>銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タギング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置 | 保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等 | 検討を予定 | <p>銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。</p> <p>弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時社員保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合にを行うこととしています。</p> | | |
| 300928056 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 30年11月27日 | 企業による従業員に対する生命保険の募集における消費者保護ルールの維持 | <p>【提案の具体的内容】 ・法人である生命保険代理店等がその役員・使用人等の密接な関係を有する者に対して生命保険の保険募集を行うことを禁止する、いわゆる「構成員契約ルール」については、保険契約者等の保護の観点から、引き続き現行ルールを維持していただきたい。</p> <p>【提案理由】 ・保険業法等では、使用者と使用人間の雇用関係等に基づいた生命保険募集を行うことを防止するため、法人である生命保険代理店等がその役員・使用人等の密接な関係を有する者に対して生命保険の保険募集を行うことを禁止している(いわゆる「構成員契約ルール」)。 ・雇用関係に基づく圧力募集等は問題が表面化しにくく、また、生命保険がもつ長期性・再加入困難性に鑑みると、被害者を事後的に救済することが困難な場合も想定されることから、保険契約者等の保護のため事前規制として同ルールが導入されている。昨今の雇用情勢の悪化から、使用者と使用人の雇用関係に基づく、使用者の使用人に対する立場の優越度はさらに高まっており、同ルールの存置が必要な状況にあると考えられる。 ・上記状況を勘案し、保険契約者等の保護の観点から、同ルールに関しては引き続き現行ルールを維持していただきたい。</p> | 明治安田生命保険相互会社 | 金融庁 | <p>企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集の一部の保険商品を除き禁止されています。</p> | 保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-2(7)③ | 検討を予定 | <p>生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。</p> | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----------|----------|-------------|---------------|------------------------------------|--|------------|------|---|---|-------|---|-------------------|--------------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 | | |
| 300928057 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 30年11月27日 | 銀行等による保険募集に係る弊害防止措置の維持および実効性確保 | <提案内容> ・銀行等による保険募集に係る弊害防止措置については、消費者保護の観点等から、引き続き「融資先募集規制」を中心とした諸ルールの基本的な枠組みを維持し、かつ、その実効性を確保することが必要不可欠である。 ・また、平成24年4月のルール見直しにおいて、実効性確保のための措置が図られた「預金誤認防止措置」「非公開情報利用時における同意取得」、および、融資先募集規制等の対象から除外され、消費者保護の観点から問題が生じる懸念がある一時払終身・一時払養老保険について、適切な監督・運用をお願いしたい。 <提案理由> ・銀行等は、その業務において、顧客の預金・決済情報という秘匿性の高い情報を独占的に取り扱っており、また、法人・個人の融資先事業者に対して多大な影響力を有することから、保険業法施行規則等において、消費者保護および公正な競争を確保する観点から、非公開金融情報の保護や、融資先への保険募集の制限ならびに融資先担当者による保険募集制限等に関するルールが定められている。 ・これらのルールは、銀行等による保険募集が段階的に解禁されていった際に、銀行等の預金・決済業務や融資業務の特殊性と影響力に鑑み、消費者や事業者の保護、ならびに公正な競争を確保するために整備されてきた必要不可欠な制度である。 ・なお、生命保険は保障期間が長期間に亘り、かつ、再加入が困難であることから、一旦弊害が生じると事後的に当該顧客を救済することは極めて難しい。また、銀行等の融資先事業者等に対する影響力が大きいことから、弊害事例が潜在化する懸念もある。銀行等による保険募集については、これらの事情も踏まえた検討を行う必要がある。 ・制度導入時のこれらの課題性は、現時点においても全く解消されていないため、これらのルールについて、消費者・事業者の保護や公正な競争を損なわないよう、引き続き、適切な監督・運用に尽力いただくようお願いしたい。 ・特に、平成24年4月のルール見直しにおいて、実効性確保のための措置が図られた「預金誤認防止措置」「非公開情報利用時における同意取得」、および、融資先募集規制の対象から除外され、消費者保護の観点から問題が生じる懸念がある一時払終身・一時払養老保険について、適切な監督・運用をお願いしたい。 | 日本生命保険相互会社 | 金融庁 | 銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置 | 保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等 | 検討を予定 | 銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。 | | |
| 300928058 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 30年11月27日 | 生命保険募集における従業員等の保護に係るルールの維持および実効性確保 | <提案内容> ・法人である生命保険募集人等(以下「法人生保代理店等」)による、その役員・使用人その他当該法人生保代理店等と密接な関係を有する者に対する生命保険募集に係るルールについて、引き続き、現在の基本的な枠組みを維持するとともに、その対象に派遣労働者を含めていただきたい。 <提案理由> ・法人生保代理店等は、母体企業の従業員等(密接な関係を有する者)に対して多大な影響力を有することから、生命保険募集を行った場合、職制上の地位を利用した圧力募集が行われ、従業員等が意に反する保険加入を強いられる懸念がある。 ・現行制度は、過去、実際に圧力募集被害が発生した事実を踏まえて、一定の保険契約について、法人生保代理店等(法人代理店が密接な関係を有する法人を含む)の役員・使用人に対する保険募集行為その他の保険契約等に対する業務上の地位等の不当な利用による保険募集行為を禁止したものであり、従業員等の保護のために必要不可欠なルールである。従業員等自身が職制上の圧力に抵抗することは極めて困難であり、近年の雇用環境の悪化によって、これらのルールの必要性はますます高まっている。 ・なお、生命保険は、その保障期間が長期間に亘り、かつ、再加入が困難であることから、一旦弊害が生じると事後的に当該従業員等を救済することは極めて難しい。また、法人生保代理店等は、その従業員等に対して、雇用関係に基づく大きな影響力を有していることから、弊害事例が潜在化する懸念もある。当制度については、これらの事情も踏まえた検討を行う必要がある。 ・ただし、現行制度の保護対象は、法人生保代理店等の役員・使用人とされており、法人生保代理店等と直接の雇用関係にない派遣労働者は含まれていない。しかしながら、近年、雇用・就労形態の多様化が進んでいること、派遣労働者について派遣先企業が直接雇用するかどうかの決定権を持つなどの影響力を有していること等を踏まえれば、法人生保代理店等と直接の雇用関係にない派遣労働者も当制度の保護対象に追加することが必要である。 | 日本生命保険相互会社 | 金融庁 | 企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。 | 保険業法第300条第1項第9号同法施行規則第234条第1項第2号平成10年大蔵省告示第230号保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-2(7)(3) | 検討を予定 | 生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。 | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 | |
|-----------|----------|-------------|---------------|--------------------------------------|---|-----------------------|------|--|--|-------|--|--------------------|-------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | | | 対応の概要 |
| 300928059 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 31年4月5日 | 事業用不動産の有効活用の範囲のさらなる柔軟化 | <p> 昨今、信用金庫では、店舗機能の見直しやIT技術等の活用による省人数化・省スペース化を進めることにより、店舗の余剰スペース(使用していない店舗・土地を含む)が増加している。こうした余剰スペースについて、地域企業や地域住民など近隣の関係者から、地域の活性化、地域産業の振興等の観点から、事業用不動産を有効に活用してほしいとの要請があるほか、店舗の老朽化等に伴う建替えや店舗の改装に際しても同様の要請がある。 事業用不動産の有効活用については、これまでも段階的に規制の見直しや役割の明確化が図られてきたものの、現状では、「公的な再開発事業」や「公共的な役割を有していると考えられる主体からの要請」といった要件に該当しない場合において、金融庁「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の要件(III-4-2(4)(注1)～(注3)に掲げられた要件)を充足していることについて、個々の事業毎に慎重かつ保守的に検証せざるを得ず、結果として活用を断念せざるを得ないことも多いのが実情である。 そこで、「公的な再開発事業に該当しない場合」や「公共的な役割を有していると考えられる主体からの要請がない」場合であっても、地域インフラ(教育・医療・福祉など)の充実、地域の賑わいの創出、地域産業・取引先事業者への支援、近隣の建物と平仄を合わせた景観の確保等の観点から、(1)事業用不動産の余剰スペースや統廃合等により事業の用に供さなくなった事業用不動産の賃貸等を一層柔軟に行うこと、(2)店舗の新築や既存店舗の改装・建替えの際に賃貸用の余剰スペースをあらかじめ確保し、地域での活用を図ること—などができるよう、同監督指針を見直しをいただきたい。 </p> | 一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫 | 金融庁 | <p> 信用金庫による保有不動産の賃貸については、その他の付随する業務(信用金庫法第33条第3項)として、賃貸の規模等一定の要件のもとで行うことが可能となっております。また平成29年9月の監督指針の改正により、自治体等の公共的な役割を有する主体からの要請に基づき賃貸を行う場合には、地方創生や中心市街地活性化の観点から、保有不動産の賃貸の規模や期間については柔軟に判断しても差し支えないことといたしました。 </p> | <p> 主要行等向けの総合的な監督指針V-3-2(4) 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-2(4) </p> | 検討を予定 | <p> 保有不動産の賃貸に係る要件については、他業を営むことによるリスクの遮断、信用金庫の業務に専念すること等による信用金庫の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、信用金庫が、最大限、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献できるよう、引き続き検討を行います。 </p> | | |
| 300928060 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 31年4月5日 | 電子公告調査の適用範囲の見直し(調査対象から臨時休業等に係る公告を除外) | <p> 信用金庫等が電子公告を実施する場合、当該公告の期間中において適切な公告が実施されているかを電子公告調査機関(法務省の登録を受けた事業者)に調査させなければならないとされている(信用金庫法第7条の4第4項)。 銀行においては、電子公告調査の対象から臨時休業等(銀行法第16条第1項)が除かれているが(銀行法第7条の3)、その一方で、信用金庫においては、臨時休業等の場合においても電子公告調査を実施する必要がある。 昨今では、臨時休業を行わざるを得ないような災害が頻発しており、信用金庫の事務面・費用面の負担軽減等の観点から、銀行と同様に、その調査の対象から臨時休業等を除外していただきたい。 </p> | 一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫 | 金融庁 | <p> 信用金庫は、臨時休業の場合における公告についても、電子公告調査を実施しなければならないこととされています。 </p> | <p> 信用金庫法第7条の4第3項、同条第4項 </p> | 検討を予定 | <p> 本件については、信用金庫における電子公告の利用実態を踏まえ、規制緩和のニーズや電子公告調査機関による調査の必要性について、他業態との平仄も踏まえつつ、検討を行います。 </p> | | |
| 300928062 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 30年11月27日 | 保険販売業務に係る融資先販売規制の見直し | <p> 本規制は、融資先法人等に加えて、小規模事業者の従業員等についても圧力販売の懸念があるとして設けられた規制であるが、一般的に従業員等は、自らの勤務先における融資取引の内容を承知していないのが通常であることから、勤務先の融資取引状況による事前規制は合理性がないうえ、従業員等の能動的な保険加入の機会を一方的に阻害しており、過剰な規制といわざるを得ない。 また、協同組織金融機関は、相互扶助の理念を基に、法人会員の融資先については代表者を含めて保険販売が認められているにも拘らず、当該法人の従業員等には一律に保険販売が認められない不合理的な状況が生じていることから、本規制について見直しを行っていただきたい。 </p> | 一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫 | 金融庁 | <p> 銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイムング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置 </p> | <p> 保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等 </p> | 検討を予定 | <p> 銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。 </p> | | |
| 300928063 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 30年11月27日 | 保険販売業務に係る保険金額制限の見直し | <p> 保険金額制限は、融資先へ特定の生命保険商品等を販売する際に、万一の弊害を抑止するために設けられた規制であるが、そもそも協同組織金融機関では会員に対する圧力販売の懸念がないうえ、一時払と全期前納の終身保険において、顧客が加入限度額で混乱するなど無用なトラブルも生じている。 さらに、平成28年5月の改正保険業法施行により、代理店は予め顧客の意向(保障や金額等)を把握したうえで、これに沿った商品やプランの提案を行う必要があるが、本規制により顧客の意向や必要な保険金額に応じた提案が行えず顧客利便を損なう懸念もあることから、見直しを行っていただきたい。 </p> | 一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫 | 金融庁 | <p> 銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイムング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置 </p> | <p> 保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等 </p> | 検討を予定 | <p> 銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。 </p> | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----------|----------|-------------|---------------|---------------------------------------|--|-----------------------|--------------|---|-------|--|-------|-------------------|--------------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 | | |
| 300928064 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 30年11月27日 | 生命保険の募集に係る構成員契約規制の見直し | 本規制は、優越的地位の濫用や圧力募集の防止を目的としたものであるが、損害保険や第三分野商品には及ばない、特定の生命保険商品のみに設けられた規制であり、妥当性を欠いている。 また、外形的な基準により顧客の能動的な保険加入の機会まで一律制限するものであり、顧客の利便性を損なっている。 特定関係法人とされる「密接な関係を有する者」の範囲が幅広くあることから、代理店における調査・管理負担のみならず、対象者が極めて広範囲になることから顧客の理解が到底得られるものではない。 | 一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫 | 金融庁 | 保険業法第300条第1項第3号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-2(7)③ | 検討を予定 | 生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。 | | | |
| 300928065 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 31年2月28日 | 共済代理店の範囲の見直し(生協法における共済代理店の範囲に信用金庫を追加) | 平成20年までの保険業法と生協法の改正において、労働金庫が保険と共済の代理店になることが認められたが、信用金庫は、これら共済の代理店になることが認められていない。 生協や労働金庫と同じく協同組織である信用金庫が共済代理店になることができるれば、会員・組合員に対する利便性はもちろん、基本サービスや福利厚生への更なる向上につながると思われる。 利益第一主義ではなく地域の相互扶助を経営理念とする信用金庫であれば、共済について適切な募集を行うことが可能であり、共済代理店になることができる者として追加していただきたい。 | 一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫 | 金融庁 厚生労働省 | 消費生活協同組合法においては、共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行える共済代理店として、①消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会、②労働金庫、③自動車分解整備事業者を定めている。 | 検討を予定 | 共済代理店制度は、平成20年4月1日に施行された消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律(平成19年法律第47号)により導入されたところです。 その際、協同組織金融機関のうち労働金庫については、消費生活協同組合をその会員とすることができるなどから、共済代理店になることができる者として規定されたところです。 本件については、共済代理店制度の実情や共済を取り巻く状況等を踏まえつつ、関係団体等と議論をした上で、引き続き、慎重に検討を行っていくこととなります。 | | | |
| 300928066 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 30年11月27日 | 保険販売業務に係る非公開情報保護措置の撤廃 | 信用金庫などの金融機関が保険募集を行うにあたり、業務に際し知り得た顧客の非公開情報(非公開金融情報)を顧客の事前同意なしに利用することは禁止されている。 この規制は信用金庫が保険募集を行う際のみ適用される規制であり、顧客の個人情報利用に関しては個人情報保護法に基づく利用同意を得ていることから、これに加えて非公開情報の利用に関する同意を得る必要はないと考えられる。 こうした過剰な規制により、顧客に適切な商品の情報を提供できなくなることから、顧客本位の高品質な金融サービスの実現を阻害する要因となっている。 信用金庫に求められている国民の安定的な資産形成に向けたコンサルティング機能を十分に発揮するためにも、本措置を撤廃していただきたい。 | 一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫 | 金融庁 | 銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置 | 検討を予定 | 銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。 | | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----------|----------|-------------|---------------|------------------------------|---|-------|------|---|--|-------|---|-------------------|--------------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 | | |
| 300928079 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 31年4月5日 | 銀行の海外支店における有価証券業務及び信託業務の一部解禁 | <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 銀行の海外子会社(子銀行)が現地法令に基づき有価証券関連業務や信託業務を行うことは原則として認められている。(銀行法第16条の2第1項第7号、第8号、第10号、主要行等向け監督指針(以下「監督指針」)V-3-3-4(1)注書)他方、銀行法第10条第2項に規定される付随業務には、証券業務等のうち発行市場に関する業務(引受・売出し)や信託業務は含まれておらず、従って、銀行の海外支店ではこれらを含むことが認められていない。</p> <p>【具体的要望内容】 銀行の海外支店に対し、現地法令等遵守を前提として、以下の規制を緩和。 ・有価証券関連業務の一部(発行市場に関する業務(引受・売出し))の解禁。 ・信託業務の一部(エスクロー口座の取扱い業務)の解禁あるいは取扱いが可能であることの明確化。</p> <p>【要望理由】 海外では、競合するグローバルバンクが、ローン・債券面販の営業に始まり、最終的な顧客ニーズが債券発行となっても引受・売出しまでワンストップでのサービスを提供する中、邦銀は証券子会社との共同訪問、業務分担で対応しており、顧客にとっても利便性が損なわれている状況。代表的日系企業の社債発行においても、外国銀行が引受を行うケースも出てきている。例えば、オフショア人民元債の引受実績では本邦金融機関グループは圧倒的地位の状況。また、インフラ関連プロジェクトファイナンスに関して、取引先のエスクロー口座開設においては、基本的に口座開設銀行の倒産リスクから分離されない別段預金等を利用する場合と、倒産リスクから分離される金銭信託を利用する場合があるが、商業銀行がその他付随業務として取扱いできるのは前者と解されている(あるいは後者も取扱いができるとの明確な根拠がないとされている)ため、この分野においても邦銀は不利な状況にある。</p> <p>ユニバーサルバンク制を採用している欧州や、規制が撤廃されている米圏を本拠とする銀行が、有価証券関連業務や信託業務を含めた総合的なサービスをワンストップで提供していることに鑑みれば、内外制度環境の差が競争力に影響を与えている場合もある。この点、進出日系企業の支援はもとより、邦銀の国際金融界における役割を高める観点からも、現地法遵守を前提とした本件規制緩和を通じて、邦銀がワンストップでのサービス提供あるいはクロス・マーケティングによるニーズ対応を可能にすることは有効であると考ええる。</p> <p>銀行法上の他業禁止規制の趣旨は、銀行が銀行業以外の業務を営むことによる異種のリスクの混入を阻止する等の点にあること(監督指針V-3-(1))。また、銀行グループの業務範囲規制についても、銀行の他業禁止の趣旨をグループ全体に及ぼし、グループ全体として銀行に対する規制に準じた取扱いとすること(同V-3-(2))とされていることに鑑みれば、現地法令等遵守と管理態勢構築を前提として、海外子会社に認められている一部有価証券関連業務及び信託業務を海外支店に解禁することは、銀行法上の他業禁止規制の趣旨を必ずしも損なうものではないものと考えられる。</p> <p>仮に、銀行の本業業務あるいは財務等の健全性への影響に対する懸念が残るということであれば、例えば、自己資本の一定割合とする等の業量を限定した範囲内に留める等の条件付きであっても解禁をお願いしたい。業務範囲として全く否定されるものでなければ、クロス・マーケティングの実施や海外子銀行等の有価証券関連業務の代理・媒介を通じた参入により、本来業務等への影響を極小化した上での対応も可能。</p> | 都銀懇話会 | 金融庁 | <p>①銀行が行うことのできる有価証券関連業務は、銀行法第10条第2項及び第11条に規定する業務に限られています。</p> <p>②銀行は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条の認可を受けることにより、信託業法第2条第1項に規定する信託業務を営むことができます。</p> | <p>①銀行法第10条第2項及び第11条金融商品取引法第33条第2項</p> <p>②銀行法第12条金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条</p> | 検討を予定 | 銀行法において銀行の業務範囲として認められていない業務等であって、銀行の海外支店において現当局が認める業務を行うことの可否については、他業禁止の趣旨、競争力強化等の観点から慎重に検討していく必要があります。 | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----------|----------|-------------|---------------|---------------------|--|-------|------|--|--|-------|--|-------------------|--------------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 | | |
| 300928080 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 30年11月27日 | 発行人向けクロス・マーケティングの解禁 | <p>【制度の現状(現+F3P4行規制の概要等)】 銀行等の職員が、引受に関するアドバイスや紹介に止まらない具体的な引受条件の提示や交渉を行うこと(証券会社の発行人向け証券業務に係る行為の一部を代行すること)は、「引受」そのものに該当する可能性が高いとして認められていない。(発行人向けクロス・マーケティングの禁止)</p> <p>【具体的要望内容】 銀行が、証券会社の発行人向け証券業務に係る行為の一部を代行することを、①市場誘導ビジネスの対象拡大、又は②金融商品仲介行為(登録金融機関業務)の対象拡大(例えば、引受の媒介)によって許容。</p> <p>【要望理由】 企業金融分野における顧客ニーズの高度化・複合化に伴い、金融機関は、単なる資金調達手段の提供ではなく、経営課題に対する総合的かつ高度なソリューションをスピーディーに提供することを期待されているにもかかわらず、発行人向けクロス・マーケティングが禁止されている結果、単一担当者による的確・迅速な提案やマーケティング等(下記)ができず、顧客利便性が損なわれる状況となっている。 ・証券会社の商品・サービスを含むファイナンス・メニューや複合的ディーラーの説明・上記商品・サービス等の内容や具体的条件に対する自己の詳細の表明を行うこと ・上記商品・サービス等の具体的条件の提示 ユニバーサルバンク制を採用している欧州はもとより、米国でもかかるクロス・マーケティングは禁止されていないこと鑑みれば、グローバルスタンダードの観点からも、内外制度環境の差が国際競争力の強化に影響を与えているとも考えられ、わが国金融・資本市場の国際金融センターとしての魅力を高める上でも、規制緩和が有効であると考ええる。 また、平成29年7月、第4回法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会にて、社債の管理の在り方に関して議論が行われ、銀行界としては法務省から提案された新たな社債管理機関に対する賛同の旨を表明したところである。他方、わが国の社債市場においては、発行人・投資家の視野の一層の拡大に向けた制度改善の余地があるとも触れており、社債市場等の資本市場の活性化の観点からも、本要望のように、保証間の連携強化により顧客利便性の向上に資する規制緩和が措置されることが肝要と考える。</p> | 都銀懇話会 | 金融庁 | 金融商品取引法第33条は、銀行等の金融機関による金融商品取引業を原則禁止していますが、これは金融商品取引業を兼業することにより生じる利益相反等の弊害を防止するためです。この点に関しては、これまでも証券会社との共同店舗、共同訪問が認められ、また、証券仲介業務を解禁するなど利益相反が生じない範囲において規制緩和が行われています。さらに、21年6月からは銀行等の職員が証券会社の職員を兼務することで、証券会社の職員として具体的な条件の提示や交渉を行うことが認められました。なお、銀行が金融商品取引法第33条の規定に反しない業務として発行人に対して行うことができるものは、金融商品取引業者等向けの総合的監督指針Ⅷ-2-5(1)において明確化されています。 | 金融商品取引法第33条第1項(解釈) 金融商品取引業者等向けの総合的監督指針Ⅷ-2-5(1) 銀行法第12条 | 対応不可 | 銀行等の金融機関にご提案の業務を認めることは、銀行業務の顧客と証券業務の顧客の間の利益相反等の弊害を生ずるおそれがあることから、措置は困難です。 | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎：各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○：再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎：各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○：所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----------|----------|-------------|---------------|---------------------------|--|--------------|--|--|-------|---|-------------------|--------------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | | |
| 300928081 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 30年11月27日 | 銀証間における法人顧客情報の共有に係る制限の撤廃等 | <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 銀行とグループ証券会社の間で発行者等に関する「非公開情報」を授受するには、内部管理目的等の場合を除き、原則として当該発行者等の書面による同意が必要※。</p> <p>※ただし、発行者が外国法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む)であつて、当該発行者等が所在する国の法令上の号に規定する行為に相当する行為を制限する規定がない場合において、当該発行者が電磁的記録により、同意の意思表示をしたとき又は非公開情報の提供に關し当該発行者等が締結している契約の内容及び当該国の商習慣に照らして当該発行者等の同意があると合理的に認められるときは、当該発行者等の書面による同意を得たものとみなされる。</p> <p>平成20年金融商品取引法改正でオプトアウト制度・兼職制度が導入されたが、これらの制度には、以下の通り、実務上の制約があり、規制緩和の効果を十分に発揮できていない状況</p> <p>① オプトアウト制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品仲介業務従事者は、オプトアウト制度の対象外であること。 同意書面の事前受入れは不要となったものの、引き続き、情報共有前の顧客宛通知が必要であり、実務上は同意書面の受入れに準じた対応が必要。 <p>② 兼職制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> 兼職者は、顧客に関する銀証いずれか一方の非共有情報にしかアクセスできないこと。 外務員の二重登録が禁止されているため、兼職者は銀証いずれかしか外務員登録できないこと (例えば、証券会社の外務員登録を受けた兼職者は、銀行職員の立場で、登録金融機関業務(投資信託・デリバティブ・債権の販売等)ができない) <p>一方で、個人情報保護法においては、個人データを第三者に提供する場合には、原則として本人の同意が必要(個人情報保護法第23条第1項)と書面として、一定の条件の下で、オプトアウトの機会を提供しうる方法を認め、そこでは「通知」に加えて「本人が容易に知り得る状態に置く」という方法が許容されている(同法第23条第2項)ことに加え、兼職した場合の情報へのアクセス制限はない。</p> <p>【具体的要望内容】 銀証間での法人顧客情報の共有(金商業等府令153条1項7号)及び勧誘規制(同項8号)に係るファイアウォール規制を撤廃し、原則自由化していただきたい。その上で、顧客等の利益を害するような非公開情報の利用等については、利益相反管理体制の整備等によって対応。全面的な自由化が困難な場合、法人顧客情報の共有及び勧誘に係る実務上の制約を防止するため、以下の規制緩和を実施。</p> <p>①書面同意及びオプトアウト制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀証間で発行者等に関する非公開情報の授受における当該発行者等の同意(金融商品仲介業務に関する場合を含む。)(1)につき書面によることの撤廃、オプトアウト制度に基づく当該発行者等に対する通知につき、「通知」に加えて「本人が容易に知り得る状態に置く」という方法の追加。 金融商品仲介業務従事者をオプトアウト制度の対象に追加。 <p>②兼職制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀証兼職者における「非共有情報へのアクセス制限」の撤廃。 銀証兼職者が、銀行・証券双方において、外務員登録することを許容(外務員の二重登録規制撤廃)。 <p>【要望理由】 近年のファイナンス手段の多様化に伴い、顧客は、資金ニーズや資本政策に応じた、エクイティ、メザン、デットを組み合わせて資金調達するようになり、金融機関に対して、銀行・証券が取り扱うファイナンス手段をまとめて提案してほしいというニーズが高まっている。また、金融グループの各社専門性を活かしたより付加価値の高い金融商品・サービスの効果的・効率的提供及びグループ全体の経営管理・リスク管理強化の観点から、銀証のみならず金融グループ間の顧客情報の共有が重要な課題となっている。</p> <p>欧米主要国では、平成19年12月の金融審議会金融分科会第一部報告に記載の通り、グループ内での法人顧客情報の共有は、原則自由に行なうことが可能とされている他、わが国でも個人情報保護法においては、顧客本人の同意がなくとも、同法第23条第4項第3号の共同利用の方法を探ることで、個人データの共有が可能となっている。一方、わが国のファイアウォール規制は順次緩和されてきたものの、現在、次のような状況にある。</p> | 都銀証協会 金融庁 | <p>① 登録金融機関である銀行とグループ証券会社の間での情報共有に係る規制は、以下のとおりです。</p> <p>(1) 証券会社が、その親法人等又は子法人等との間で、事前に発行者等(有価証券の発行者又は顧客)の書面による同意を得ずに、非公開情報(発行者である会社の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない重要な情報であつて顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は自己若しくは自己の親子法人等の役員又は使用人が職務上知り得る顧客の有価証券の売買等の注文の動向その他の特別の情報)を授受することは禁止されています(金融商品取引法等に関する内閣府令153条1項7号)。</p> <p>(2) 銀行が金融商品仲介業務に従事する役員が、親法人等又は子法人等に、事前に顧客の書面による同意を得ずに、非公開情報(顧客の有価証券の売買その他の取引に係る注文の動向その他の特別な情報に限る。)を提供することは禁止されています(金融商品取引法等に関する内閣府令154条4号)。</p> <p>②) 銀行の金融商品仲介業務に従事する役員が、親法人等又は子法人等から非公開融資情報(事業交付業務)についての買付先の事業に係る情報で金商業・金融商品仲介業務の顧客の有価証券投資の判断に影響を及ぼすもの)を授受することは禁止されています(同号)。</p> <p>(注) なお、金融商品取引業者等の業務の適正な運営を確保する観点から、オプトアウトに関して同趣旨の規定があります(金融商品取引法等に関する内閣府令123条1項18号及び24号、第123条第2項)。</p> <p>③) (1) 銀証兼職者は、銀行の管理する非共有情報(オプトインしていない顧客又はオプトアウトした法人顧客に係る非公開情報)が、証券会社の管理する非共有情報のいずれかにしかアクセスすることはできません(金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針IV-3-1-4)。</p> <p>(2)複数の法人について外務員登録をすることはできません(金融商品取引法第64条の2第1項第3号)。</p> <p>④証券会社が、その親法人等又は子法人等との間で、事前に発行者等(有価証券の発行者又は顧客)の書面による同意を得ずに、非公開情報(発行者である会社の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない重要な情報であつて顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの、又は自己等の役員・使用人が職務上知り得る顧客の有価証券売買等の注文動向その他の特別の情報)を授受することは禁止されています(金融商品取引法等に関する内閣府令153条1項7号)。</p> | 金融商品取引法第40条第2号第44条の3第1項第4号、第2項第4号第64条の2第1項第18号、第24号、第2項第153条第1項第7号、第2項第154条第4号 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針IV-3-1-4 | 対応不可 | <p>① 銀証間での法人顧客情報の共有に係るファイアウォール規制は、金融分野における顧客情報保護の意識の高まりについて十分に留意していただくことが必要であり、顧客が望んでいない場合にまで顧客情報の共有を認めることは適当ではないことから、顧客に明確にオプトアウトの機会を付与した場合には、共有を認めることとしたものです。また、登録金融機関の金融商品仲介業に係る弊害防止措置は、登録金融機関内部において融資業務と有価証券の取扱を同時に行うことや、登録金融機関が金融商品取引業者の委託を受けて金融商品仲介業を行うことから、利益相反や銀行等の優越的地位の濫用のおそれが高くなることを踏まえ、顧客保護の観点から設けられている規制です。規制の全面的な撤廃については、上記の規制の趣旨を踏まえれば、措置は困難です。</p> <p>これまでも実務上の支障が生じているものについては、規制の趣旨を踏まえつつ、以下のような明確化を図る等、必要な検討を行ってきたところです。</p> <p>・銀証間での法人顧客情報の共有に関しては、発行者等が外国法人であつて、現地規制において非公開情報の授受を制限する規定が存在しない場合には、電子メールで同意を得たときや、守秘義務契約や現地の商習慣上同意があると合理的に認められるときは書面同意を不要とするなどした(金融商品取引法等に関する内閣府令)及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正が平成26年4月1日から施行・適用。</p> <p>・顧客でない者の情報を間接的に授受した場合は、金融グループ内での情報共有に際して当該者の同意を必要としないという解釈を明確化するなどした「非公開情報の授受の制限に関するQ&A」を同年3月28日に公表。</p> <p>このように、これまでも規制の見直しを行ってきたところですが、利益相反による弊害の防止や銀行等の優越的地位の濫用防止、顧客保護といった制度趣旨を踏まえれば、書面同意及びオプトアウト制度に係るご要望を措置することは困難です。</p> <p>② また、銀証兼職者においても利益相反や優越的地位の濫用のおそれが高くなることと踏まえれば、「非共有情報へのアクセス制限」を撤廃することや、複数の法人において外務員登録をすることを許容することの措置は困難です。</p> <p>③ 「法人関係情報」は上場会社等に限定されていることから、ファイアウォール規制の対象情報の範囲として適切ではないと考えられています。また、「非公開情報」は、発行会社の運営・業務・財産に関する公表されていない重要な情報であつて顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの、又は自己等の役員・使用人が職務上知り得る顧客の有価証券売買等の注文動向その他の特別の情報をいうものと定義されています(金商業等府令第1条第4項第12号)。なお、業者が有する情報が「非公開情報」に該当するかどうかは、当該定義規定の趣旨や例示等から判断される事項を踏まえて、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、全てを列挙することは困難であり対応は困難と考えられます。</p> | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「○」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|------|-----|-------------|---------------|------|---|------|------|-----------|-------|-------|-------|-------------------|--------------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 | | |
| | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 銀証間における発行者等に関する非公開情報の授受については、内部管理目的等の場合を除き、原則として当該発行者等の書面による同意が必要とされている。また、平成20年の金商法改正でオプトアウト制度が導入されたが、顧客に対して非公開情報の提供の停止を求める機会(オプトアウトの機会)を適切に提供していることが必要であり、実務上は、書面による同意に準じた対応が必要。 ・ 兼職制度については、例えば、欧米銀のように兼職制度を導入して銀証連携を推進しようとする場合、非公開情報へのアクセス制限があることにより、情報共有可能な顧客と情報共有出来ない顧客で部署を分ける必要が生じる等、多大な負担が発生。また、現状、兼職者は銀証いずれか一方でしか外務員登録できないため、顧客に対して同一担当者によるワンストップサービスができず、顧客の利便性向上に繋がらない。 ・ オプトアウト制度・兼職制度は、顧客の利便性向上に資する制度であると思料するものの、現行規制の下では、オプトアウト制度の導入に伴う負担が大きく、平成20年金商法改正により廃止された同規制の見直しの進捗でも多様で質の高い金融サービスの提供が、必ずしも実現出来ていない。 ・ グループ内銀行・証券それぞれの顧客に対し、顧客毎の潜在的な取引ニーズの掘り起しにあたっては、銀証それぞれが有する金融商品取引にかかる知見の相互活用が極めて有効であるところ、顧客ニーズの分析・提案内容の検討を行う段階での顧客情報の銀証間での授受が困難であることに起因し、顧客本位の業務運営を一層深化させていくうえで弊害となりがねない。 上記の通り、銀証間の法人顧客情報の共有には依然として制限が存在しており、本邦金融機関の海外金融機関との競争力確保に悪影響が生じている。また、顧客である日本企業も、銀証が連携した十分なサポートを受けられておらず、不利益を被っている状況。こうした状況はグローバル金融市場における本邦金融市場の地位低下、金融取引の国外移転による本邦市場の空洞化を招来するものであり、国民の金融リテラシー向上、「貯蓄から資産形成」の流れを加速することへの障害となっている。 また、平成29年7月、第4回法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会にて、社債の管理の在り方に関して議論が行われ、銀行界としては法務省から提案された新たな社債管理機関に対する賛同の旨を表明したところである。他方、わが国の社債市場においては、発行者・投資家の裾野の一層の拡大に向けた制度改善の余地があるとも触れており、社債市場等の資本市場の活性化の観点からも、本要望のように、銀証間の連携強化により顧客利便性の向上に資する規制緩和が措置されることが肝要と考える。 そもそも、情報共有によって生じる可能性があるインサイダー取引、利益相反、優越的地位の濫用といった問題については、金融機関が負う守秘義務、金融商品取引法(利益相反管理体制等)や独占禁止法(優越的地位の濫用等)等による規制により手当てされており、さらにFW規制として規制することは過剰であると思料。 また、要保護性の高いプライバシー権保護を定める個人情報保護法において認められているオプトアウトの機会の提供では、「通知」だけでなく「本人が容易に知り得る状態に置く」という方法が認められていることからすれば、法人の顧客情報の共有におけるオプトアウトの機会の提供においても、同様の方法(「本人が容易に知り得る状態に置く」方法)が認められてしかるべきである。 外務員の二重登録については、外務員行為の効果の帰属先が不明確になるという問題が懸念されるものの、事前に自らの立場を明確にし、誤認防止に努めれば回避可能。 見直しが行なわれた場合、欧米銀同様にグローバル・ベースでの銀証連携が可能となり、邦銀の国際競争力の向上に寄与。また、幅広い法人顧客の資金調達・M&A、資金運用等のニーズに対し、銀証一体での、より多様で質の高い金融サービスが提供可能となる。 | | | | | | | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----------|----------|-------------|---------------|---------------------------------|---|-------|------|--|---|-------|--|-------------------|--------------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 | | |
| 300928082 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 30年11月27日 | 銀証間における外国法人・外国籍個人の情報の共有に係る制限の撤廃 | <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 同一グループ内の銀行・証券会社間で発行者等に関する「非公開情報」を授受するには、内部管理目的等の場合を除き、原則として当該発行者等の書面による同意が必要(※)。 (※)ただし、発行者等が外国法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む)であって、かつ、当該発行者等が所在する国の法令上この号に規定する行為に相当する行為を制限する規定がない場合において、当該発行者等が電磁的記録により、同意の意思表示をしたとき又は非公開情報の提供に関し当該発行者等が締結している契約の内容及び当該国の商慣習に照らして当該発行者等の同意があると合理的に認められるときは、当該発行者等の書面による同意を得たものとみなされる。</p> <p>【具体的要望内容】 ・下記いずれかの措置により、銀証間の外国法人・外国籍個人の情報の共有に係る制限を撤廃。 ・外国法人や外国籍の個人を「発行者等」から除外。 ・外国法人や外国籍の個人に関する情報を「非公開情報」「非公開融資等情報」から除外。</p> <p>【要望理由】 クロスボーダー案件等において、外国法人や外国籍の個人等を顧客として業務を行う場合には、現地法の規制が適用されることになる。この場合、現地においては情報授受規制が設けられていない場合があり、この場合に現地法に加えて日本法に基づき情報授受規制の適用を受けてしまうことにより、本邦の金融機関のみが顧客の同意を得る必要が生じることとなるため、本邦以外の金融機関に比べて競争上著しく不利となってしまう。 海外法人や海外の個人を顧客として業務を行う場合、当該法人や個人の情報保護の利益については、基本的に現地法の規律に従って守られるべきものであり、これに加えてさらに本邦の情報授受規制を適用する必要性・合理性は認められない。よって、これらの者については「発行者等」から除外する。あるいはこれらの者の情報を「非公開情報」「非公開融資等情報」から除外する等の改正を要望する。</p> | 都銀懇話会 | 金融庁 | 金融グループ内の銀行・証券会社間で法人顧客の非公開情報を授受する場合には、オプトアウトの対象となりますが、個人顧客の非公開情報を授受するには、内部管理目的等の場合を除いて、顧客の書面による同意を得るの必要があります。 | 金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号、第154条第1項第4号 | 対応不可 | <p>銀証間での顧客情報の共有に係るファイアーウォール規制は、金融分野における顧客情報保護の意識の高まりについて十分に留意していくことが必要であり、顧客が望んでいない場合にまで顧客情報の共有を認めることは適当ではないことから、法人顧客に明確にオプトアウトの機会を付与した場合には、共有を認めることとしたものです。また、登録金融機関の金融商品仲介に係る弊害防止措置は、登録金融機関内部において融資業務と有価証券の取扱いを同時に行うことや、登録金融機関が金融商品取引業者の委託を受けて金融商品仲介を行うことから、利益相反や銀行等の優越的地位の濫用のおそれが特に高いことを踏まえ、顧客保護の観点から設けられている規制です。</p> <p>これまでも実務上の支障が生じているものについては、規制の趣旨を踏まえつつ、以下のような明確化を図る等、必要な検討を行ってきたところです。 ・銀証間での法人顧客情報の共有に関して、発行者等が外国法人であって、現地規制において非公開情報の授受を制限する規定が存在しない場合に、電子メールで同意を得たときや、守秘義務契約や現地の商慣習上同意があると合理的に認められるときには書面同意を不要とするなどした「金融商品取引業等に関する内閣府令」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正が平成26年4月1日から施行・適用。 ・顧客でない者の情報を間接的に授受した場合は、金融グループ内での情報共有に際して当該者の同意を必要としないという解釈を明確化するなどした「非公開情報の授受の制限に関するQ&A」を同年3月28日に公表。</p> <p>このように、これまでも規制の見直しを行ってきたところですが、利益相反による弊害の防止や銀行等の優越的地位の濫用防止、顧客保護といった制度趣旨に加え、外国法人について上記の一部改正により必要な対応を行っていることや個人情報保護の重要性等を踏まえれば、外国法人・外国籍個人の情報の共有に係る制限を撤廃するとの措置は困難です。</p> | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----------|----------|-------------|---------------|-----------------------|--|-------|------|---|--|-------|--|-------------------|--------------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 | | |
| 300928083 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 30年11月27日 | 銀証間における個人情報共有に係る規制の緩和 | <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 金融グループ内の銀行・証券会社間で顧客の非公開情報を共有する際に、個人顧客に關しては書面による事前の同意が必要。</p> <p>【具体的要望内容】 ・グループ内の銀行・証券会社間で個人の顧客情報を共有する際、法人と同様、オプトアウト制度の利用を許容。 ・なお、オプトアウト制度については、①顧客情報を共有する個人に対する通知につき、書面等であることの撤廃、②金融商品仲介業務従事者をオプトアウト制度の対象に追加、を措置。</p> <p>【要望理由】 金融グループにおける各社連携が顧客の一定の認知を得ており、顧客サイドには金融グループベースで最適なサービスの提供を迅速に享受したいとのニーズが強まっている。 一方、個人の顧客情報を銀証間で共有するためには、書面による同意取得(オプトイン)が必要となっており、顧客・金融機関双方にとって煩雑感・負担感が生じている。 個人情報保護法上はグループ内における共同利用が認められているところ、銀証間のみ個人情報保護法を超える規制は過剰対応と考えられる。 なお、金融審議会における議論では個人情報について、個人についてオプトインを要する根拠は必ずしも明確にはされておらず、専門委員から「ファイアーウォール規制としてグループ内の銀行と証券会社だけに個人情報保護法を超えるレベルの保護措置を講じるということに若干の疑問を感じる。個人のお客様に対して、規制を維持する目的は何なのか、グループ特有の弊害等は何かといったところは不明瞭な部分がある。今後しかるべき時期に、グループ内の個人情報の共有についての重層的規制の撤廃について議論がなされることを期待」とのコメントがあった。</p> | 都銀懇話会 | 金融庁 | 金融グループ内の銀行・証券会社間で法人顧客の非公開情報を授受する場合には、オプトアウトの対象となりますが、個人顧客の非公開情報を授受するには、内部管理目的等の場合を除いて、顧客の書面による同意を得る等の必要があります。 | 金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号、第154条第1項第4号 | 対応不可 | <p>銀証間での顧客情報の共有に係るファイアーウォール規制は、金融分野における顧客情報保護の意識の高まりについて十分に留意していただくことが必要であり、顧客が望んでいない場合にまで顧客情報の共有を認めることは適当ではないことから、法人顧客に明確にオプトアウトの機会を付与した場合に、共有を認めることとしたものです。また、登録金融機関の金融商品仲介業に係る弊害防止措置は、登録金融機関内部において融資業務と有価証券の取扱いを同時に行うことや、登録金融機関が金融商品取引業者の委託を受けて金融商品仲介業を行うことから、利益相反や銀行等の優越的地位の濫用のおそれが特に高いことを踏まえ、顧客保護の観点から設けられている規制です。</p> <p>これまでも実務上の支障が生じているものについては、規制の趣旨を踏まえつつ、以下のような明確化を図る等、必要な検討を行ってきたところです。 ・銀証間での法人顧客情報の共有に関して、発行者等が外国法人であって、現地規制において非公開情報の授受を制限する規定が存在しない場合に、電子メールで同意を得たときや、守秘義務契約や現地の商慣習上同意があると合理的に認められるときには書面同意を不要とするなどした「金融商品取引業等に関する内閣府令」及び「金融商品取引業者等向け総合的な監督指針」の一部改正が平成26年4月1日から施行・適用。 ・顧客でない者の情報を間接的に授受した場合は、金融グループ内での情報共有に際して当該者の同意を必要としなという解釈を明確化するなどした「非公開情報の授受の制限に関するQ&A」を同年3月28日公表。</p> <p>このように、これまでも規制の見直しを行ってきたところですが、利益相反による弊害の防止や銀行等の優越的地位の濫用防止、顧客保護といった制度趣旨に加え、個人情報保護の重要性等を踏まえれば、個人の顧客情報の共有についてオプトアウト制度の利用を許容するとの措置は困難です。</p> | | |
| 300928084 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 30年11月27日 | 非公開融資等情報の遮断の撤廃について | <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員は、融資業務・金融機関代理業務に従事する役員との間で、「有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報」を、当該顧客の同意書なく授受することは禁止されている。また同意書を取得している場合でも、重要情報(法人関係情報)の授受は禁止されている。 「非公開融資等情報」とは、①融資業務・金融機関代理業務に従事する役員が職務上知り得た当該顧客の事業に関する非公表もしくは特別な情報、金融商品取引業・金融商品仲介業務に従事する役員が勧誘する有価証券の投資判断に影響を及ぼすもの、または②金融商品取引業・金融商品仲介業務に従事する役員が知り得た、当該顧客の有価証券売買やその他取引に関する注文動向他の特別な情報で、当該有価証券の発行者にかかる融資業務・金融機関代理業務に重要な影響を及ぼすと認められるものをいう。</p> <p>【具体的要望内容】 顧客からの同意書未取得の状況においても、銀行内の金融商品仲介業務従事者(本部役員)と融資業務従事者(拠点役員)との間の非公開融資等情報の授受禁止規制を撤廃。但し重要情報の授受禁止の規制は撤廃せず。</p> <p>【要望理由】 上記規制の遵守に伴う行内手続(連携手続等)が煩雑であり、融資業務従事者である拠点及び本部部署が発掘した顧客の証券関連投資運用ニーズ等情報を、金融商品仲介業務従事者ひいては証券子会社へのスムーズな連携を阻害している。本来、顧客に対しては、当該顧客の財務状況に合った提案をする必要があるが、顧客が発行体でもある場合には、上記規制が適用されるため、当該顧客に対して財務状況を踏まえた適切な提案をすることができない。上記規制がなくとも、発行体の情報を別の顧客に開示する等の行為は、守秘義務で手当てされている。この結果、顧客のニーズ充足を迅速に満たすことが難しく、かつ行内部署の運用上の負担(情報遮断のための体制確保等)も相応にかかっていることから、上記規制の撤廃を要請するもの。</p> | 都銀懇話会 | 金融庁 | 金融商品仲介業務に従事する役員又は使用人が、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を融資業務若しくは金融機関代理業務に従事する役員若しくは使用人から受領し、又は融資業務若しくは金融機関代理業務に従事する役員若しくは使用人に提供する行為は、非公開融資等情報の提供について、事前に顧客の書面による同意を得ている場合等を除いて禁止されています(金融商品取引業等に関する内閣府令第150条5号)。 | 金融商品取引法第44条の2第3号 金融商品取引業等に関する内閣府令第150条第5号 | 対応不可 | 登録金融機関が融資業務において入手した非公開融資等情報を、当該登録金融機関金融商品仲介業務従事者(ひいてはグループ証券会社等)に対して伝達することは、利益相反行為等につながるおそれがあることから、当該情報の伝達にあたり、顧客の同意を求める規制を撤廃することは困難です。 | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----------|----------|-------------|---------------|-------------------------------------|---|-------|------|--|--|-------|--|-------------------|--------------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 | | |
| 300928085 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 30年11月27日 | 登録金融機関業務に係る総合的な監督指針における情報取扱の明確化について | <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 金融庁の定める「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」上でも登録金融機関による私募の取扱業務について、「融資・有価証券に係る投資業務・社債管理業務」との間でのいわゆる機微情報の流出入の遮断、そのための組織面での「手当等」を求められている。</p> <p>【具体的要望内容】 事前に情報共有に係る同意書(私募の取扱い業務を遂行するにあたって、融資・有価証券に係る投資業務・社債管理業務との間の機微情報を含めた情報授受の同意書)を取得した顧客との取引のみを取り扱い、かつ、当該情報が投資家の不利益に陥らないよう組織面での手当等(利益相反管理体制等の構築)に十全を期する場合、銀行内の私募の取扱い等の登録金融機関業務従事者と融資・有価証券に係る投資業務・社債管理業務従事者との間の機微情報の授受禁止規制や情報遮断のための手当が充足されているものとする。この点を明確化するため、必要な場合は監督指針の適用を明確化する文言を追加。但し法人関係情報の授受はしないものとする。</p> <p>【要望理由】 登録金融機関が私募の取扱業務を行う際、私募債発行体からの事前の同意書取得を必須とする体制を前提とした場合でも、情報管理に係る業務体制整備の監督指針規定上の取扱いが不明確。 金融商品仲介業務の同様の規制に比べても解釈が不明瞭であり、行内部署の運用上の負荷が大きいため、監督指針における取扱の明確化を要請し、必要に応じて監督指針の規定の明確化を求めるもの。</p> | 都銀懇話会 | 金融庁 | 有価証券の私募の取扱い業務を行う登録金融機関にあつては、私募の取扱い業務の所管部局及びその遂行については、融資・有価証券に係る投資業務・社債管理業務との間でのいわゆる機微情報の流出入の遮断、そのための組織面での手当等に十全を期することを求めています。 | 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 Ⅲ-1-1(9) | 対応不可 | <p>本件の監督指針の規定は、登録金融機関における私募の取扱い業務の適正な遂行を確保する観点から記載されている監督上の着眼点であり、当該規定で譲じられるべきとされている手当等は、各登録金融機関の規模や業務の内容等に応じて、適切かつ的確に譲じられるべきものです。そのため、かかる手当等の一手法を監督指針に記載してしまうと、かえって各登録金融機関がその規模や業務の内容等に応じた適切かつ的確な手当等を譲じることが困難になるおそれがあることから、適切ではないと考えられます。</p> <p>なお、ご指摘のような手当をもって、組織面での手当等とすることを一律に否定するものではありませんが、かかる手当が個別の登録金融機関により適切かつ的確に譲じられているか否かは、各登録金融機関の規模や業務の内容等に応じて、個別具体的に判断されるべきものと考えられます。</p> | | |
| 300928086 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 30年11月27日 | 複数銀行を有する金融グループにおける外務員登録の緩和 | <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 複数の金融商品取引業者等又は金融商品仲介業者について外務員登録を行うことは認められていない。</p> <p>【具体的要望内容】 複数銀行を有する金融グループにおいては、当該グループ内の複数銀行での外務員登録、あるいは当該グループとしての外務員登録を許容。</p> <p>【要望理由】 昨今、持株会社を活用し、圏域の枠を超えた銀行間の経営統合の動きが進展しており、加えて、2016年5月には、金融グループの業務運営効率化等を促進する改正銀行法が成立したことから、今後、そうした経営統合の動きが一層進展することが予想される。 また、2018年5月には、金融庁より「金融を取り巻く環境変化に対応した規制の見直し」と題し、複数の銀行による共同店舗の運営基準等について明確化する方向性が示され、それを受けて、2018年8月、主要行等向けの総合的な監督指針の改正が公表されたところである。 こうした中で、本要望が実現すれば、同一グループに属する銀行間の垣根を越えて、投資商品等のサービス提供が可能となるため、顧客にとっては、サービスを受ける店舗が増加することにより店舗利用の利便性が向上する。 また、人材育成等の観点から、グループ内の銀行間において社員の異動を実施した際、現行制度下では、外務員登録の変更を行う必要があり、当該変更による一定の期間を要することから、異動した社員については一定期間投資商品の販売等を行うことが出来なため、銀行にとっては機会損失を生じているが、本要望が実現に至れば、異動に関わらず、顧客への提案が可能となる。</p> | 都銀懇話会 | 金融庁 | 金融商品取引業者等は、勤誘員、販売員、外交員その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、その役員又は使用人のうち、その金融商品取引業者等のために有価証券の売買・媒介・取次等を行う者について、外務員登録前に登録を受けなければならないとされており(金融商品取引法64条1項)、登録を受けようとする場合には、金融庁長官に登録申請書を提出しなければならないとされています(同法3項)。 ・金融庁長官は、外務員の登録申請があった場合に、登録申請者以外の金融商品取引業者等に所属する外務員として既に登録されている者については、登録を拒否しなければならぬとされています(同法64条の2第1項3号)。 | 金融商品取引法33条2項1号、2号、64条の2第1項第3号 主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-3-4-1-2、中小・地域金融機関向け総合的な監督指針Ⅱ-3-2-2 | その他 | <p>複数業者で登録された外務員の行為について、例えば、当該外務員が有価証券の売買の勧誘を行う場合との業者を代理して勧誘行為を行ったのか不明確になってしまい、外務員の責任の所在が曖昧になってしまうおそれがあります。このような問題を鑑みると緩和は困難です。 ただし、現行法でも、一方の銀行が他方の銀行から委託を受けて投資信託の窓等の登録金融機関業務を行うことは可能であり、それによって、当該一方の銀行に所属する外務員は、当該他方の銀行から委託を受けて投資信託の窓等も行うことができます。 この点に関して、平成30年8月に「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を改正し、複数銀行による共同店舗の運営形態として「一方の銀行が他方の銀行から委託を受けて銀行代理業や登録金融機関業務などの業務を行う場合」という記載を追加し、登録金融機関業務の外部委託が可能であることを明確化したところです。</p> | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----------|----------|-------------|---------------|-------------------|---|-------|------|---|--------------------------|-------|---|-------------------|--------------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 | | |
| 300928087 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 30年11月27日 | 保険募集時の制限に関わる規制の撤廃 | <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 銀行が事業性融資を行っている企業の代表者もしくは個人事業主又は従業員50人以下の企業・個人事業主の役員・従業員に対する、募集に係る手数料を受取した、第3次解禁商品(一時払終身保険等)(※1)や全面解禁商品(医療保険等)の保険募集の禁止(いわゆる「保険募集制限先規制」)。 事業性融資の担当者による第3次解禁商品や全面解禁商品の保険募集の禁止(いわゆる「担当者分離規制」)。 事業性融資を申込中の顧客(※2)に対する第3次解禁商品や全面解禁商品の保険募集の禁止(いわゆる「タイミング規制」)。 銀行の保険募集制限先規制またはタイミング規制に該当することを知りながら、銀行のグループ会社等が第3次解禁商品・全面解禁商品を募集することの禁止(いわゆる「知りながら規制」)。 (※1)平成24年4月1日の保険業法施行規則施行により、保険契約者が法人であるものを除き、第3次解禁商品は規制対象から除外。 (※2)平成24年4月1日の保険業法施行規則施行により、非事業性資金(住宅ローン等の個人ローン)の融資申込者については、規制対象から除外。</p> <p>【具体的な要望内容】 上記規制の撤廃、乃至は、第二分野の保険商品の保険募集制限先規制、タイミング規制及び知りながら規制の撤廃。</p> <p>【要望理由】 以下の場合等、顧客本位の商品・サービスの提供ができなフィデューシャリーデューティー(FD)に反する。 ①銀行との融資取引に無関係な一般従業員も規制され、顧客の自由な商品・サービス選択を阻害 ②顧客の自由意思に基づく保険加入が阻害され、責任開始の遅れによる重大な不利益を顧客が被る可能性 (例えば、自動車保険については、一般的に自動車リース会社が車両リースと一体的に提供しているが、自動車リース会社が銀行の特定関係者である場合、本規制による実務負担等を考慮した結果、保険を販売できず、結果として、顧客の利便性が阻害されているケースがある。) 既に優越的地位を不当に利用した保険募集の禁止や、他の銀行取引等に影響を及ぼさないことについての説明義務等が措置されており、本規制は過剰。 形式的な弊害防止措置を行うことで、これを担保しようとする銀行側の取組みに過度の負担がかかり、実務上の負担大。 さらに第二分野の保険商品については、補償を定めるニーズが顕在化している保険商品が大宗であることに加え、その他の保険商品と比べて契約期間が短期かつ身体の状態に関する告知も求められておらず再加入困難性は認められないこと、保険契約の対象が明確であり保険金額の上限が設定されることを踏まえると、圧力募集が行われることを未然に防止する保険募集制限先規制、タイミング規制および知りながら規制を措置することは、より一層過剰。 加えて、顧客にとっても、専業の保険代理店より顧客に関する情報を豊富に取得することの多い銀行で募集を行うことで顧客本位の良質なサービスをワンストップで享受可能。</p> | 都銀懇話会 | 金融庁 | 銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置 | 保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等 | 検討を予定 | 銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き美態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。 | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----------|----------|-------------|---------------|----------------------------------|--|-------|------|---|--|-------|--|-------------------|--------------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 | | |
| 300928088 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 30年11月27日 | 保険募集時の制限にかかわる規制の撤廃(インターネット募集時限定) | <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 銀行が事業性融資を行っている企業の代表者もしくは個人事業主又は従業員50人以下の企業・個人事業主の役員・従業員に対する、募集に係る手数料を收受した、第3次解禁商品(一時払終身保険等)(※1)や全面解禁商品(医療保険等)の保険募集の禁止(いわゆる「保険募集制限先規制」)。 事業性融資の担当者による第3次解禁商品や全面解禁商品の保険募集の禁止(いわゆる「担当者分層規制」)。 事業性融資を申込中の顧客(※2)に対する第3次解禁商品や全面解禁商品の保険募集の禁止(いわゆる「タイミング規制」)。 銀行の保険募集制限先規制またはタイミング規制に該当することを知りながら、銀行のグループ会社等が第3次解禁商品・全面解禁商品を募集することの禁止(いわゆる「知りながら規制」)。 上記各種規制の対象先に該当するかどうかの確認業務等にかかる説明、ならびに影響遮断措置についての説明等。募集開始前・開始後に拘らず書面の交付により実施しなければならない各種手続。 (※1)平成24年4月1日の保険業法施行規則施行により、保険契約者が法人であるものを除き、第3次解禁商品は規制対象から除外。 (※2)平成24年4月1日の保険業法施行規則施行により、非事業性資金(住宅ローン等の個人ローン)の融資申込者については、規制対象から除外。</p> <p>【具体的要望内容】 インターネット等を通じた募集時における上記規制の適用除外。</p> <p>【要望理由】 規制の趣旨は銀行の圧力販売防止であるところ、圧力販売の発生し得ない営業プロセス(インターネットによる完全非対面での募集行為)によりお客さまが銀行を通じた保険加入を希望した場合にも上記各規制を適用するのは、本来提供されるべき金融サービスを提供できないとの観点で、顧客本位の業務運営(フィデューシャリー・デューティー)に反する。 また、Fin Tech進展により、インターネット等を通じた非対面での金融サービス提供が主流となる中、影響遮断措置の説明等、書面による手続を強制する規制は、極めて非合理。 加えて、非対面での保険募集の中心となる第二分野・第三分野の保険商品は、その他の保険商品と比べて契約期間が短期間かつ比較的小額で保険契約対象が明確であり、保険金額の上限が設定されることを踏まえると、信用供与の条件とした保険募集や優越的地位を不当に利用した保険募集は認められない状況下、本規制を措置することは過剰である。</p> | 都銀懇話会 | 金融庁 | 銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分層規制 ・預金との誤認防止措置 | 保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等 | 検討を予定 | 銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。 | | |
| 300928089 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 30年11月27日 | 生命保険の募集に関わる構成員契約規制の撤廃 | <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 企業が生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(特定関係法人)の役員・従業員に対する保険募集を禁止。</p> <p>【具体的要望内容】 構成員契約規制の撤廃。</p> <p>【要望理由】 以下の場合等、顧客本位の商品・サービスの提供ができなフィデューシャリー・デューティー(FD)に反する。 ①構成員契約規制は、優越的地位の濫用や圧力募集の防止を目的として設けられた規定であるが、その実態に係らず、事前かつ一律に募集を禁止する過剰規制。形式基準のため、顧客申出による場合も保険の販売が出来る。顧客の自由な商品・サービス選択を阻害。 ②金融テクノロジー化が進み、資本提供先が多くなるほど、規制対象先が増加することになり、金融サービス機能の充実を阻害している。 ③顧客の自由意思に基づく保険加入が阻害され、責任開始の遅れによる重大な不利益を顧客が被る可能性がある。 規制対象となる「密接な関係を有する者」(特定関係法人)の範囲が幅広く、直接出資関係のない大企業も含まれるなど、顧客の理解が得られないケースが多い。 規制対象となる「募集人等の特定関係法人の特定関係法人」や、「募集人等の特定関係法人を特定関係法人とする法人」などは、直接的な取引関係や出資関係がないことが多く、顧客が極めて重く、損害保険や第三分野商品では規制がなく、生命保険だけに適用される規制であり、妥当性を欠く。</p> | 都銀懇話会 | 金融庁 | 企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。 | 保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針II-4-2-2(7)(3) | 検討を予定 | 生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。 | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----------|----------|-------------|---------------|----------------------|---|-------|------|---|--------------------------|-------|--|-------------------|--------------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 | | |
| 300928090 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 30年11月27日 | 保険募集における非公開情報保護措置の撤廃 | <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 銀行業務に際し知り得た顧客の非公開情報を、顧客の事前の同意なしに、保険募集に利用することは禁止されている。 また、保険募集に際し知り得た顧客の非公開情報を、顧客の事前同意なしに、銀行業務に利用することも禁止されている。</p> <p>【具体的要望内容】 非公開情報保護措置については、個人情報保護法に一体化する方向で見直しを行い、保険業法施行規則の規定は撤廃。</p> <p>【要望理由】 銀行が保険を販売する際のみ適用される規制であり妥当性がない(銀行以外の代理店、例えば証券会社等は対象外。銀行が保険以外の商品を販売する場合は対象外)。 すでに個人情報保護法に基づく利用同意を取得しているにも関わらず、保険募集、商品説明等を行う前に事前同意を取得することは他に例がないこともあり、顧客の理解を得るのが難しい(実務上、保険募集と他の金融サービスの提供を区分することは困難であり、総合的な金融サービスの提供を阻害)。 平成29年3月30日に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」原則6のとおり、「金融事業者は、顧客の資産状況、取引経歴、知識及び取引目的、ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべき」であり、顧客のライフスタイルの多様化を踏まえ、保有する情報を最大限活用して、顧客の最善の利益を図りつつ、積極的に顧客にふさわしい商品の情報提供を行うべきである。</p> | 都銀懇話会 | 金融庁 | 銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 <ul style="list-style-type: none"> ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置 | 保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等 | 検討を予定 | 銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 <ul style="list-style-type: none"> ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる 等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。 | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----------|----------|-------------|---------------|-------------------|---|-------|------|---|---|-------|--|-------------------|--------------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 | | |
| 300928091 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 31年5月24日 | 都銀等による信託業務に係る規制緩和 | <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 現状、都銀本体、信託銀行子会社、信託代理店は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」により、併営業の一部である不動産売買・仲介等の不動産関連業務を行うことができない。</p> <p>【具体的要望内容】 ・不動産売買の媒介、貸借の媒介・代理等の不動産関連業務等を、都銀本体、子会社、信託銀行子会社、信託代理店に解禁。 ・不動産取引一任代理等(宅地建物取引業第50条の2第1項)を都銀本体、子会社、信託銀行子会社に解禁。</p> <p>【要望理由】 一部の信託兼営金融機関は不動産業務を行っており、これらの金融機関において当該業務により、不動産仲介を行うとともに当該不動産取得資金を融資する事例もみられるが、経営の健全性が確保されている状況にもなく、都銀本体、都銀子会社、信託銀行子会社および信託代理店に対して、併営業の一部を制限することの理論的根拠は不明確。また融資市場においては、公平な競争条件が形成されていない面あり。</p> <p>都銀または都銀子会社によるREIT運用会社設立、または買収を検討するも、宅地建物取引業、及び取引一任代理が解禁されないため、参入できない。都銀または都銀子会社によるREIT運用会社設立、または買収を実現させるためには、宅地建物取引業及び取引一任代理の解禁が必要不可欠。</p> <p>顧客財産の総合運用管理サービスの充実を通じた顧客利便性の一段の向上のためには、不動産関連業務を含めた信託業務の解禁が不可欠。</p> <p>都銀等の健全なプレーヤーの参入により、不動産市場の活性化、健全化が期待でき、ひいては日本経済の発展に寄与することが期待できる。顧客からは、信託兼営金融機関が行っている業務内容も鑑み、都銀等の顧客基盤・情報ネットワークに基づいた、信託兼営金融機関同様の不動産売買情報の提供を期待されている。</p> <p>都銀では、高齢者人口増加に伴い、資産承継・相続に関わる相談が年々増加している中、納付資金の為の不動産売却や、相続対策の為の不動産購入や建策等の不動産関連の相談が増加傾向にあるが、現在の信託代理店業務として認められている範囲内では不動産関連業務について対応できず、ワンストップで顧客ニーズに応えられないばかりか、信託銀行の支店が存在しない地域の顧客においては、ワンストップサービスへのアクセスが阻害されている状況。店舗数の多い都銀等での不動産関連業務解禁はお客様の利便性を高めるとともに、情報増加に伴う不動産市場の活性化にも繋がることが期待される。</p> <p>金融機関の財務及び業務の健全性確保については、パーゼルIIに基づく適切なオペレーショナルリスクの管理等により達成可能(媒介・取引一任代理等のみであり、宅地建物取引業、または取引一任代理が解禁されることで、都銀または都銀子会社自らが不動産自体をB/S上に保有することは考えていない。)。取り扱い対象を、一定規模を超えるもので、かつ銀行業務またはREIT運用業に関連する案件に限定することにより既存の不動産業者の事業基盤の侵害を最小限とすることは可能。</p> <p>REIT運用会社設立にあたって、法規制を受けている業種は、都銀のみ。不動産会社、総合商社、ノンバンク、旅館業者、小売業者、鉄道業者、電力会社、物流会社、証券会社、国内私募ファンド、外資ファンド等はREIT運用会社を有している。2016年8月、生命保険会社や、日本政策投資銀行までが、宅地建物取引業及び取引一任代理を行う各子会社(REIT運用会社)を通じてREIT運用を開始。なお、信託兼営金融機関(信託銀行)は、子会社としてREIT運用会社を有している事例がある。</p> <p>尚、本要望が実現した場合のメリットや具体的なニーズは以下の通り。 ・国土交通省が標榜する「REIT市場30兆円」に資する事業者の拡大。 ・今後想定されるREIT執行において、都銀による支援体制の1つとなる可能性あり。個人投資家を主とするREITエクイティ投資家の保護に繋がる。 ・都銀顧客には不動産売買ニーズ及び情報が数多くあり、顧客からも都銀の不動産ビジネス参入期待有り(上場REITの資産運用会社からの賃貸不動産売買情報提供ニーズなど) ・都銀で不動産仲介は、利益相反防止など金融機関の基準に基づいた顧客本位の不動産取引に繋がる。</p> | 都銀懇話会 | 金融庁 | 銀行は、一部の信託兼営金融機関を除き、不動産業務を行うことが禁止されています。 | 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第3条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第3条第1項 | 検討を予定 | 銀行における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難です。 | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 | |
|-----------|----------|-------------|---------------|-------------------------|---|-------|------|--|--|------------------|---|--------------------|-------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | | | 対応の概要 |
| 300928093 | 30年9月28日 | 30年11月16日 | 31年4月5日 | 銀行が保有する不動産の賃貸に係る一層の要件緩和 | <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業用不動産の賃貸等を行う場合、主要行向けの総合的な監督指針V-3-2(4)において、「その他の付随業務」の範疇にあたるかどうかの判断基準が定められており、「銀行が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に関する」として、「賃貸等の規模が当該不動産を利用して行われる固有業務の規模と比較して過大なものとなっていないこと」等の規制がある。 平成29年9月の主要行向けの総合的な監督指針V-3-2(4)改正により、グループ会社に対して行う不動産賃貸については「その他の付随業務」の範疇となつたほか、公共的な役割を有していると考えられる主体からの要請に伴う不動産賃貸については賃貸割合等を考慮せず賃貸が可能となっている。 一方、今後一層のスペース最適化を企図する中で、グループ会社以外の第三者に対する事業用不動産賃貸ニーズは高まるものと考えられるが、上記規制下のため、現状は余剰スペースを有効活用することができない。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「その他の付随業務」における不動産賃貸規制に関して、以下の規制緩和をお願いしたい。 ①「賃貸等の規模が当該不動産を利用して行なわれる固有業務の規模に制限される」の規制を削除。 ②公共要請のないグループ会社以外の第三者への賃貸が可能となるよう規制を緩和。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> お客さまニーズの多様化やデジタル化等の進展、営業時間や休日規定、複数銀行による共同運営等の、店舗に関する規制緩和を背景に、今後、業種や銀行同士の新しい共同店舗等の、従来型の店舗にとられない様々なチャネル展開が想定される状況。 そのような結果新たに発生した余剰スペースについては、監督指針V-3-2の範囲内において外部賃貸は可能なものの、一般事業法人のように柔軟な賃貸業務を行えない状況に変わり無く、事業用不動産を有効に活用する阻害要因となっている。 ①について 本規定は、他業禁止の観点から、事業用不動産を賃貸する業務の規模を制限する趣旨と理解されるものの、個々の事業用不動産に限って規模を制限せずとも他業リスクの排除は可能と見料。 更なる規制緩和により、店舗等の事業用不動産を外部に賃貸する場合について、より自由度が高まり、事業用不動産の有効活用が図れるもの。また、集客力の高い業種とのコラボレーションによる新たな店舗開発や既存店舗のバリエアップが期待され、お客さま利便性やサービスの向上に寄与することが可能になる。 ②について 現状売却・処分できない遊休不動産に加え、業務効率化・店舗軽量化等により発生した現店舗の余剰スペースや、老朽化店舗等の建替時に電動別荘発生み出した余剰スペースについて、公的要請等の有無に係らず、第三者への賃貸が可能となれば、地域のにぎわい創出・地域創生に繋がる他、店舗維持コスト低減にも資するもの。 | 都銀懇話会 | 金融庁 | 銀行による保有不動産の賃貸については、その他の付随する業務(銀行法第10条第2項)として、賃貸の規模等一定の要件のもとで行うことが可能となっております。また平成29年9月の監督指針の改正により、自治体等の公共的な役割を有する主体からの要請に基づき賃貸を行う場合には、地方創生や中心市街地活性化の観点から、保有不動産の賃貸の規模や期間について柔軟に判断しても差し支えないことといたしました。 | 主要行等向けの総合的な監督指針V-3-2(4) 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-2(4) | 検討を予定 | 保有不動産の賃貸に係る要件については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、銀行が、最大限、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献できるように引き続き検討を行います。 | | |
| 300928094 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 31年4月5日 | 子会社によるIT関連業務に係る規制緩和 | <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <p>銀行・銀行持株会社は従属業務/金融関連業務子会社として、IT関連業務を営む会社子会社として保有することが可能。</p> <p>一方で、従属業務子会社であれば、収入依存度規制及び、金融関連業務子会社であれば、データ処理等の対象となるデータやプログラム作成等の対象となるプログラムが「主として」①銀行持株会社・子会社対象会社に該当する会社の業務に関するものまたは「②事業者の財務に関するもの」であることが必要(なお、この場合の「主として」は上記①および②の業務による収入が上記各業務による総収入の概ね5割以上を占めることを指す)。</p> <p>また、金融関連業務子会社として、コンサルティング会社を有することが可能だが、コンサルティング業務の外注は明かでない。</p> <p>【具体的要望内容】</p> <p>IT関連業務に関し、従属業務である場合の収入依存度規制の撤廃、あるいは、金融関連業務である場合の対象業務①銀行持株会社・子会社対象会社に該当する会社の業務に関するもの及び②事業者の財務に関するもの撤廃。</p> <p>また、金融関連業務としてのコンサルティング業務に、ITコンサルに伴うソフトウェアの開発・販売等も含まれることの明確化。</p> <p>【要望理由】</p> <p>現代の経営環境下、生産性を向上させるため、中小企業含め企業にとってIT投資は避けられないもの。本規制緩和と要望が実現すれば、中小企業含め、広く企業と取引を有する銀行グループにより、企業のIT投資を促し、企業の実産性を高めることが期待できる。また、当該IT投資に伴う資金需要に銀行が対応することで、上述の実産性向上と金融仲介による経済の好循環が実現可能。</p> <p>加えて、従属業務/金融関連業務子会社の開発したソフトウェアが汎用性の高いプロダクトであったとき、外販が困難になり、社会的に有用でありながら知的財産が死蔵されることになる。当該ソフトウェアが特許権/著作権の保護が及ぶ場合にあっては、他の事業者をもって代替することができず、社会的な損失になりかねない。</p> | 都銀懇話会 | 金融庁 | 銀行及び銀行持株会社の金融関連業務子会社は、主として①金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータ処理業務等、②金融機関の業務又は事業者の財務に関する電子計算機プログラムの作成若しくは販売業務及び計算委託業務を行うことができます。 | 銀行法第16条の2第1項第1号、第52条の2第1項第10号、銀行法施行規則第17条の3第1項第17号、第2項第15号、第18号及び第18号の2、第34条の16第3項第17号、平成14年3月29日金融庁告示第34号 | 現行制度 下で対応可能 対応不可 | 銀行及び銀行持株会社の金融関連業務子会社では、いわゆるVAN業務のほか、これに列等する業務を行うことができます。これらの業務に該当するか否かについては、その業務内容の範囲に応じて個別に判断すべきかと考えますが、例えば、人事関連業務に関するデータ処理業務等も該当し得るものと考えられます。 | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 | |
|-----------|----------|-------------|---------------|------------------------------------|--|-------|------|---|--|-------|---|--------------------|-------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | | | 対応の概要 |
| 300928095 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 31年4月5日 | 銀行持株会社のリース子会社に係る業務範囲規制の緩和 | <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 銀行法業務範囲規制上、サービス業務を併せた複合契約について特段の定めがなく、リース子会社が、サービスの元請となるような契約締結の可否について不明瞭。</p> <p>【具体的要望内容】 一定要件を満たす物品賃貸と役務提供の複合的な契約の許容</p> <p>【要望理由】 銀行持株会社のリース子会社においては、物品賃貸とそれに関連するサービス業務を併せた複合契約の締結に対する顧客のニーズあり。複合契約のうち、リース会社は物品賃貸に係るリスク(顧客デフォルトリスク)を負担し、役務提供は事業会社(エンタープライズ会社等)に全て業務委託し、役務提供に係るリスクと収益を移転する契約を想定。現状においては、顧客はリース会社、事業会社との三社間契約を結ぶ等が必要であり、複合契約に比して煩雑な手続きを要する。想定している複合契約についてはリース子会社が、事業会社の立ち位置(サービスの元請)となるが、物品賃貸業務以外のすべての業務を事業会社へ委託することにより、実質的な役務提供は事業会社が行い、リース会社は顧客の与信リスク(デフォルトリスク)のみを負担するため、金融業務のみを行う契約と言える。ついでに、「複合契約を締結するものにおいて、銀行の子会社(リース会社)が負担するリスクが実質的に金融に限定されるものは取組可能。」である旨を明確化願いたい。</p> | 都銀懇話会 | 金融庁 | 銀行又は銀行持株会社のリース子会社は、リース業務、リース物件の保守・管理等、リース業務に係る中古物件の売買及びこれに附帯する業務を行うことができます。また、当該リース子会社は、各事業年度において、ファイナンス・リースによる収入の額が、リース業務全体に係る収入の額の50%以上であることの要件を満たす必要があります。 | 銀行法第16条の2第1項第11号、第52条の23第1項第10号、銀行法施行規則第17条の3第2項第11号 平成10年11月24日 金融監督庁・大蔵省告示第9号第2条 | 対応不可 | 銀行又は銀行持株会社のリース子会社は、リース業務全体に係る収入額の50%を超えない範囲で、オペレーティング・リース業務及びそれに関連するリース物件の保守・管理等の役務提供を行うことが可能です。他方、リース物件の保守・管理等にとどまらない役務提供については、他業禁止の趣旨から認められません。 なお、銀行又は銀行持株会社の子会社は、金融関連業務と従属業務を兼営することが認められているため、これらの業務に該当する役務提供(コンサルティング業務など)であれば、リース業務と合わせて実施することは可能です。 | | |
| 300928096 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 31年2月28日 | 銀行による「寄付型」及び「購入型」クラウドファンディングの運営の許容 | <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・銀行の付随業務については銀行法第10条第2項に規定されているところ、銀行が「寄付型」または、「購入型」クラウドファンディング(※)の運営を行うことは含まれておらず、従って、銀行が当該業務を行うことは認められていない。 (※)クラウドファンディングについて、一般に「新規・成長企業と投資家をインターネット上で結びつけ、多数の投資家から少額ずつ資金を集める仕組み」を指すとされている。クラウドファンディングは、投資家と資金調達者との間で融通される資金の性質によって「寄付型」、「購入型」、「投資型」及び「融資型」4類型に大別される。投資家に対し、「寄付型」では原則としてリターンが提供されない一方、「購入型」では商品やサービスなどの金銭以外のリターン、「融資型」では金銭的なリターン、「投資型」では金銭的なリターンに加え商品やサービス等の投資家特典が提供される。</p> <p>【具体的要望内容】 銀行の付随業務として「寄付型」及び「購入型」クラウドファンディングの運営を解禁あるいは取扱いが可能であることを明確化。</p> <p>【要望理由】 わが国においては今後更なる人口減少が見込まれる中、経済の成長のためには産業全体の生産性を高めていくことが重要だと考えられる。近年、企業の倒産件数は低位推移しているものの、廃業件数が増加傾向にあり、産業全体の生産性向上を図るためには新産業、新事業の創出を促すことが不可欠だと考えられる。企業・個人が創業者の上では、預金取扱金融機関が提供しづらいエクイティ性資金の活用が有効であるが、地域活性化ファンド等の取組の枠組みでは提供できない顧客・ニーズに対応するサービスを提供することで、より幅広い企業・個人に新規事業の創出の機会を提供することにつながるものと考えられる。銀行に本業務を解禁することで想起されるであろう、①銀行による優越的地位の濫用や利益相反が懸念されること ②銀行の顧客である預金者が本業務により提供されるサービスを預金と誤認すること ③運営事業者である銀行が売主(資金調達者)と誤認されることについては、例えば、①「主要行等向けの総合的な監督指針」(V-3-2「その他の付随業務」等の取扱い)で求められている「優越的地位の濫用」として独占禁止法上問題となる行為の発生防止等法令等の厳正な遵守に向けた態勢整備を適切に実施すること ②誤認を防止するための十分な説明を行うこと ③銀行は運営事業者であり、あくまで取引の場を提供する立場にあることを明示することにより対処可能であると考えられる。そのため、顧客ニーズや顧客利便性に鑑み、上記等の一定の条件を満たして顧客保護態勢が整備されている場合には、銀行の付随業務として「寄付型」及び「購入型」クラウドファンディングの運営を取扱うことを解禁、もしくは明確化して頂きたい。</p> | 都銀懇話会 | 金融庁 | 銀行が営むことができる業務の範囲は、法令において規定されており、また、監督指針ではその基本的な考え方や具体的な取扱いを規定しています。 | 銀行法第10条～第12条 主要行等向けの総合的な監督指針V-3 | 対応不可 | 銀行の他業禁止規制の趣旨に照らしてみても、銀行が購入型及び寄付型のクラウドファンディングの運営業務を取り扱うことは、異種のリスクの混入や利益相反の防止等の観点から適切ではなく、対応は困難です。 | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----------|----------|-------------|---------------|------------------------------------|---|-------|------|---|-------------------|------------------------------|-------|---|--------------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 | | |
| 300928097 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 30年11月27日 | 銀行本体によるベンチャー企業等株式の私募の取扱い及び売買の媒介の解禁 | <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <p>登録金融機関には、現行法下でも、非上場株式の私募の取扱いが認められているが(金融商品取引法第33条第2項第4号イ)、日本証券業協会の自主ルールにより、取扱い可能な株式は、原則としてグリーンシート銘柄に限定されている(日証協「店頭有価証券に関する規則」第3条、第6条、注)。 (注)さらに、グリーンシート銘柄制度は近く廃止され、新たな非上場株式の取引制度に移行予定(日証協「非上場株式の取引制度に関するワーキンググループ」報告書、2014年6月17日)。同制度の活用は証券会社のみ限定されているため、新制度移行後は、登録金融機関によるグリーンシート銘柄の私募の取扱いも認められなくなる見込み。 登録金融機関には、上場/非上場を問わず、株式の売買の媒介が認められていない(金融商品取引法第33条第1項及び第2項第4号、銀行法第11条第2号)。</p> <p>【具体的要望内容】</p> <p>投資家の保護、優越的地位の濫用防止、利益相反の防止などの適切な弊害防止措置を講じた上で、①私募の取扱い及び売買の媒介に関しては、日証協の自主ルール上、協会員がグリーンシート銘柄以外の非上場株式の取扱いを認めるとともに、②金融商品取引法上の登録金融機関の業務範囲に非上場株式の売買の媒介を追加し、銀行本体によるベンチャー企業等株式の私募の取扱い及び売買の媒介を許容。</p> <p>【要望理由】</p> <p>ベンチャー企業や第二創業を目指す中堅企業など、新規事業の立ち上げ段階にある企業には、①エクイティによる資金調達ニーズや、②販路や技術の補充を目的とした大企業等との出資を伴うアライアンスニーズが存在。また、③オーナー経営者が高齢である企業では、事業承継に伴う他企業等への株式売却ニーズが存在する。一方、大企業等側にも、④オープンイノベーションの促進や先端技術の獲得、新事業分野への進出等を目的として、優れた技術を有するベンチャー企業等への出資、買収ニーズが存在する。</p> <p>現行制度上、銀行には、グリーンシート銘柄以外の非上場株式の私募の取扱いや株式の売買の媒介が禁止されているため、現状、これらベンチャー企業等と大企業等のニーズを結びつける機能は、紹介ベースの対応やその他の付随業務(M&Aに関する業務等)として認められる範囲に限定されており、「最終的に当事者間での株式の売買のみで取引が完結する少額のM&A」や「マイノリティでのエクイティ調達・出資案件」については、顧客ニーズに必ずしも十分対応できていないのが実情。</p> <p>銀行は、その幅広い顧客基盤を通じて、双方のニーズを把握しているため、ベンチャー企業等の株式の私募の取扱い及び売買の媒介が解禁されれば、より積極的な形でこれらのニーズを結びつけることが可能となり、成長産業の育成、ひいては日本経済の活性化に貢献できるものと考ええる。また、IPO以外の投資の出口を整備することにもつながら、起業の活性化や非上場企業へのリスクマネー供給を促す好循環も期待できる。加えて、政府が進めているベンチャー・エコシステムの形成に貢献できる。</p> <p>銀行に本業務を認めることで想起される、①非上場会社は、ディスクロージャーが十分に行われていない場合が多く、投資家が不測の損害を被るおそれがあること、②銀行による優越的地位の濫用や利益相反の防止を徹底する必要のあるといった点については、例えば、①非上場株式の電子募集取業務に係る情報提供義務(改正金融商品取引法第43条の5)に準じた義務の導入や、②優越的地位の濫用や利益相反の防止に係る態勢整備を監督指針に明記すること、③投資家の範囲を限定(いわゆる外形基準の導入)することにより投資家保護に欠ける取引を事前に排除することにより対処可能と考えられる。なお、銀行に同業務を認めても、非上場株式自体を取得する訳ではないため、銀行の健全性に悪影響を及ぼす可能性は低い。</p> | 都銀懇話会 | 金融庁 | 法令上、登録金融機関は、①株券等の私募の取扱いや②金融商品仲介業務(金融商品取引業者の委託を受けて、当該金融商品取引業者のために行う株券等の売買の媒介を行うことができますが、非上場株式の私募の取扱いや非上場株式の売買の媒介を行うことは、日本証券業協会の自主規制ルール(店頭有価証券に関する規則)で原則禁止(株式型投資クラウドファンディング及び株主コミュニティ銘柄を除く。)されています。 ※なお、グリーンシート銘柄制度については、平成30年3月を以て廃止。 | 金融商品取引法第33条第2項第4号 | 日本証券業協会「店頭有価証券に関する規則」第3条、第6条 | その他 | 登録金融機関が、ベンチャー企業等に関して、非上場株式の私募の取扱いや非上場株式の売買の媒介を行うことについては、投資者保護や優越的地位の濫用、利益相反等の観点から、日本証券業協会において慎重に取り扱われることが必要と考えられます。 | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎：各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○：再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎：各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○：所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----------|----------|-------------|---------------|--------------------------------------|---|-------|------|---|---|-------|--|-------------------|--------------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 | | |
| 300928098 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 30年11月27日 | グループ会社による事業性融資の保証業務の解禁 | <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 平成19年6月1日に改正施行された「平成10年11月24日金融監督庁・大蔵省告示第9号」では、銀行等の子会社が蓄心ことの出来る業務から除かれる業務として、「債務の保証のうち、銀行(持株会社)の子会社、子法人等および関連法人等による事業者に対する事業性資金に関するもの」と規定されている。そのため、グループ会社間での事業性融資の保証業務は取り扱うことができない。一方、個人向け融資への保証業務や、グループ外での事業性融資への保証については従事可能。</p> <p>【具体的要望内容】 グループ会社が独自に開発したモデルを活用して、従来銀行が貸出し難かった零細企業や個人事業主に対して財務情報に依存しない柔軟なファイナンスの提供を可能とする観点から、グループ会社による事業性融資の保証業務の解禁。</p> <p>【要望理由】 事業法人との貸出取引に関して、銀行と、グループ会社のクレジットカード会社やコンシューマーマーフィナンス会社とは、伝統的に顧客層が異なり、後者の会社では、零細企業や小規模事業者なども多数取引を行っているため、取引歴や代表者の属性などをスコアリングして信用力、リスクを評価して貸出する与信ノウハウが蓄積されている。グループ会社間での事業性融資保証が可能となれば、こうしたグループ内の金融子会社が独自に蓄積した与信ノウハウ等を活用して、財務情報に依存しない柔軟なファイナンスが可能となるもの。</p> | 都銀懇話会 | 金融庁 | 銀行法施行規則第17条の3第1項第10号、第34条の16第3項第10号 銀行法施行規則第17条の3第2項第3号及び第3項第8号の規定に基づく銀行等の子会社が蓄心ことのできる業務から除かれる業務等を定める件第1条第1項 | 銀行及び銀行持株会社は、子会社対象会社以外の会社を子会社としてはなりません。(銀行法第16条の2、52条の23、同法施行規則第17条の2、第17条の3、第34条の16) 貸付金担保の評価等に係る子会社対象会社として、担保評価・管理会社(他の事業者の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となっている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務を行なう会社)が認められています。(銀行法施行規則第17条の3第1項第10号、第34条の16第3項第10号) | 検討を予定 | 現行制度上、銀行等が、当該銀行等が供与する事業性ローンに対し保証を行う会社を子会社とすることは、銀行等グループとしてのリスク管理の適切性や経営の健全性等の観点から、原則として禁止しています。 このため、当該規制の解禁については、事業性融資についてグループ会社により保証が行われる場合の銀行・保証を行う子会社間の融資審査のあり方やグループベースでのリスク管理態勢の構築状況等について慎重に検討する必要があります。 | | |
| 300928099 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 30年11月27日 | ABLの普及促進に資する子会社金融関連業務の追加 | <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 銀行及び銀行持株会社は、子会社対象会社以外の会社を子会社としてはならない。(銀行法第16条の2、52条の23、同法施行規則第17条の2、第17条の3、第34条の16) 銀行及び銀行持株会社の子会社は、債務保証業務を行うことが認められているが、グループ会社間での事業性融資の保証業務は取り扱うことができない。(平成10年11月24日金融監督庁・大蔵省告示第9号第1条第1項)</p> <p>【具体的要望内容】 銀行等による動産・債権担保融資(ABL)に係る保証業務に限定し(例えば、銀行又は銀行持株会社の子会社が担保取得し、当該担保の価値を裏付けとし、その価値の範囲内に限定して(実際の担保処分価格等)、融資取扱銀行に債務保証を行う場合等)、取扱いを許容。</p> <p>【要望理由】 我が国中小企業における主要な資金調達手段である銀行融資については、従来、不動産や人的保証による信用補強が中心であったが、近年、不動産・保証に依存しない融資手法として、ABLに期待が寄せられており、経済産業省「ABL研究会報告書」では潜在市場は78兆円とされている(24年3月末残高は約1兆円)。米国では、1980年代からABLへの取組みが本格化し、事業向け融資に占める比率は約20%とされる一方で、我が国においては企業向け融資に占める割合は1%程度にとどまっている(平成23年6月日銀レビュア)。ABLの普及に向け、平成24年6月の法改正により、子会社従業員業務に「担保の目的となっている財産の換価・処分」が追加され、動産担保の評価・管理・換価プロセスを銀行グループに内製化することが可能となった。各銀行においてABLに注力する動きも見られるが、担保の多様性故にノウハウの定着化が進まず、結果としてABL普及が加速しない側面もある。このため、住宅ローン等と同様にグループ保証会社に業務を集約することによって、プロセスの標準化、効率化や、ノウハウの高度化が可能となり、今後のABL普及に資すると考えられる。</p> | 都銀懇話会 | 金融庁 | 銀行法施行規則第17条の3第1項第10号、第34条の16第3項第10号 銀行法施行規則第17条の3第2項第3号及び第3項第8号の規定に基づく銀行等の子会社が蓄心ことのできる業務から除かれる業務等を定める件第1条第1項 | 銀行及び銀行持株会社は、子会社対象会社以外の会社を子会社としてはなりません。(銀行法第16条の2、52条の23、同法施行規則第17条の2、第17条の3、第34条の16) 貸付金担保の評価等に係る子会社対象会社として、担保評価・管理会社(他の事業者の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となっている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務を行なう会社)が認められています。(銀行法施行規則第17条の3第1項第10号、第34条の16第3項第10号) | 検討を予定 | 現行制度上、銀行等が、当該銀行等が供与する事業性ローンに対し保証を行う会社を子会社とすることは、銀行等グループとしてのリスク管理の適切性や経営の健全性等の観点から、原則として禁止しています。 このため、当該規制の解禁については、事業性融資についてグループ会社により保証が行われる場合の銀行・保証を行う子会社間の融資審査のあり方やグループベースでのリスク管理態勢の構築状況等について慎重に検討する必要があります。 | | |
| 300928100 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 31年4月5日 | 外国において主として金融関連業務を営む会社買収時の業務範囲規制の適用猶予 | <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 外国において金融関連業務を営む会社を買収する際、買収対象となる頂点金融機関が子会社対象会社である場合は、当該会社の傘下に子会社対象会社以外の会社が存在する場合でも、原則5年間の業務範囲規制の適用猶予が認められている(平成26年銀行法改正)。買収対象となる頂点金融機関が、銀行業を営む外国の会社である場合は、当該会社の業務範囲規制は、原則として現地法令に照らして判断することとされている。</p> <p>【具体的要望内容】 金融グループの柔軟なクロスボーダー買収戦略を可能とする観点から、外国において主として金融関連業務を営む会社買収時の、業務範囲規制の適用猶予。</p> <p>【要望理由】 外国において金融関連業務を営む会社を買収する際、買収対象となる頂点金融機関が子会社対象会社である場合は、当該会社の傘下に子会社対象会社以外の会社が存在する場合でも、原則5年間の業務範囲規制の適用猶予が認められている(平成26年銀行法改正)。また、買収対象となる頂点金融機関が、銀行業を営む外国の会社である場合は、当該会社の業務範囲規制は、原則として現地法令に照らして判断することとされている。他方、買収対象となる頂点金融機関が主として金融関連業務を営んでいたとしても、銀行の子会社が蓄心ことのできる業務以外の業務の一部でも蓄心している場合は、5年間の猶予措置の適用はなく、買収のものが認められず、金融グループの柔軟なクロスボーダー買収戦略の阻害要因となっている。原則5年以内に売却、業務取止めを行うのであれば、買収対象となる金融グループのどのエンティティが銀行の子会社が蓄心ことのできる業務以外の業務を営んでいても、銀行グループの健全性への影響に然程違いはなく、同等の措置をお願いしたい。</p> | 都銀懇話会 | 金融庁 | 銀行法第16条の2第1項及び第4項 | 銀行の外国における子会社の業務範囲については、国内における子会社と同様の範囲に限定されています。 | 対応不可 | 銀行子会社の業務範囲については、銀行業務とのリスクの同質性や子会社として行う業務の具体的なニーズ等を踏まえて規定されています。これらの趣旨を踏まえれば、外国における子会社の業務範囲のあり方については、慎重に検討が必要があり、直ちに提案に対応することは困難です。 | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 | |
|-----------|----------|-------------|---------------|---------------------------|---|-------|------|---|-------------------|------------|---|--------------------|-------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | | | 対応の概要 |
| 300928101 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 31年4月5日 | 外国子会社(証券会社)の業務範囲規制の緩和・明確化 | <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 銀行上の銀行・銀行持株会社(以下「銀行等」)の子会社の範囲規制により、銀行等の子会社の営むことのできる業務の範囲が規制されている。この点、有価証券関連業務を営む外国の会社(銀行法第16条の2第1項第8号、第52条の23第1項第7号)が営むことのできる業務の範囲は必ずしも明確ではない。具体的には、外国銀行子会社には、監督指針V-3-3-4(1)において、「現地監督当局が容認するものは…原則として容認」とあるものの、外国証券子会社には同様の規定はない。 また、国内の証券専門子会社は、有価証券関連業務のほか、一定の業務(金商法第35条第1項第1号から第8号までに掲げる行為を行う業務その他内閣府令で定める業務)が取扱可能であるのに対し、外国証券子会社には同旨の規定はない。</p> <p>【具体的な要望内容】 銀行等の子会社のうち、「有価証券関連業務を営む外国の会社」の営むことができる業務を緩和・明確化し、具体的には、有価証券関連業務を営む外国の子会社について、①海外現地規制上許容される業務 ②国内の「証券専門子会社」が行える業務、を当然に行えるように緩和・明確化。</p> <p>【要望理由】 銀行等の外国の子会社について、「わが国の銀行が外国の…証券会社…を子会社としようとする場合、外国の法制度いかんによっては、当該子会社が本業とは別の一般事業を兼営しているケースも想定される。これに関しては、銀行の子会社の業務範囲制限を密着に適用し、当該外国の会社について一般事業を一律に禁止すれば、わが国の銀行の国際的な業務展開に支障を及ぼすおそれがあるため、法律上そうした制限は設けられていない。したがって、銀行がこうした外国の会社を子会社とすることを認めるかどうかの監督当局の判断にあたっては、専らその業務内容や財務の状況等を実質的に審査することとなる。」(木下信行編「解説 改正銀行法」192頁)とされており、本業と別の一般事業を兼営している外国の証券会社が、その業務内容等の審査を経た上で銀行等の子会社となることが想定されているが、かかる一般事業として許容される業務の範囲は明確ではない。 また、銀行業を営む外国の会社(以下「銀行現法」と)の関係では、銀行現法が行う業務につき「ハーゼルコンコルタット(「銀行の海外拠点監督上の原則」1975年/パレル委員会(1983年改訂))の趣旨にかんがみ、現地監督当局が容認するものは、銀行法の趣旨を逸脱しない限り原則として容認するものとする」とされており(主要行等向けの総合的な監督指針V-3-3-4(1)注記)、同様の趣旨は証券業を営む外国の会社(以下「証券現法」)についてもあてはまり得ると考えられるが、上記監督指針の規定では銀行現法のみ而言及されており証券現法の取扱い(業務範囲の考え方)について銀行現法と同様に考えられるのか(何らかの区別が必要なのか)が明確ではない。 さらに、銀行子会社である国内の証券会社(以下「証券専門会社」と)の対比では、証券専門会社においては有価証券関連業務のみならず金商法第35条第1項第1号から第8号までに掲げる行為を行う業務「その他内閣府令で定める業務」が業務範囲として明記されているのに対し、証券現法においては、銀行法の衆文上、「有価証券関連業務」についてのみ言及されており、現地法で許容される場合に、証券専門会社と同様の業務を行うことができるか否か、(他業規制の趣旨からもかかる業務が禁止される理由はないと思われるが)銀行法の文言上は必ずしも明らかではない。なお、銀行等による他の会社の子会社化の場面では、その認可手続において、他の事項とあわせて子会社の業務範囲についても審査が行われるが、子会社化した後の新規事業の開始(事業範囲の拡大)の場面では、銀行法第16条の2第9項、第52条の23第8項により子会社化に関する認可手続が準用される場合があるほか、法文上は当局の審査が必要とはされていない。従って、子会社の事後的な業務範囲の変更について基本的には銀行等側で銀行法上の子会社範囲規制への抵触の有無の判断を行うことが想定されているとも考えられるが、外国会社の子会社化の場面では業務内容につき当局の実質審査が求められることとのバランス上もかかる判断は容易ではない。 上記諸事情は証券現法による事業展開の事実上の制約となっており、業務範囲の緩和・明確化が望まれる。</p> | 都銀懇話会 | 金融庁 | 銀行及び銀行持株会社は、「有価証券関連業務を営む外国の会社」を子会社とすることができます。 | 銀行法第16条の2、第52条の23 | 現行制度下で対応可能 | 銀行法上、銀行は外国で有価証券関連業務を営む外国の会社を子会社とすることができるところ、当該外国の会社が営む兼業業務について、特段の制限は設けられていません。なお、個別の子会社認可に当たっては、「申請銀行が子会社対象銀行等の業務の健全かつ適切な遂行を確保するための措置を講ずることができること(銀行法施行規則第17条の5第2項第5号)などの基準に基づき審査が行われることとなります。 | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については(本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。

◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項

○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項

△:再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----------|----------|-------------|---------------|-----------------------------------|--|-------|------|---|---|-------|---|-------------------|--------------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 | | |
| 300928102 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 31年4月5日 | 従属業務を営む子会社等に係る収入依存度規制の緩和 | <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 従属業務を営む子会社等(子法人等・関連法人等を含む)については、収入依存度規制が及ぶ。 収入依存度規制においては、①親銀行グループからの収入が50%以上あること(一部の業務については、40%以上)、あるいは、②親銀行グループを含む複数の銀行グループから業務を受託する場合には、これらグループからの収入の合計が収入の90%以上であること、等が求められる。 なお、上記「銀行グループ」に関しては、当該銀行の子法人等・関連法人等は其の範囲に含まれていない。</p> <p>【具体的要望内容】 ・複数銀行グループから受託する場合の収入依存度「90%」の緩和。 ・収入依存度の算出に係る銀行グループについて、当該銀行の子法人等・関連法人等も追加。</p> <p>【要望理由】 銀行経営のグループ化が進む中で、グループの形成については、子会社のみに限らず、子法人等/関連法人等、出資比率の態様は区々である。 こうした中で、収入依存度規制はその対象が当該銀行の子会社までに限られているところ、これを子法人等(子会社を除く)、関連法人等にまで対象範囲を拡大する。 また、低金利環境の継続等、厳しい銀行経営環境の継続が見込まれる中で、事務等にかかる費用の低減が喫緊の課題であるところ、複数の銀行グループが共同して、従属業務会社を活用することが想定され、そうした場合に現行の「90%」という基準はハードルが高い。</p> | 都銀懇話会 | 金融庁 | 銀行又は銀行持株会社の子会社として認められる従属業務会社については、当該銀行又は当該銀行持株会社の子会社その他これに類する者からの収入の合計が総収入の50%以上(システム管理やATM保守業務等を営む会社の場合は40%以上)、又は銀行・銀行持株会社グループと他の金融機関グループからの収入の合計が総収入の90%以上でなければなりません。 | 銀行法第16条の2第11項、第52条の2第10項 平成14年3月29日金融庁告示第34号 | 対応不可 | 従属業務は銀行からみれば他業に当たるものの、分社化を通じて経営の効率化等を図ることを可能とする観点から、銀行等との一体性を確保することを前提として、当該業務を営む会社を子会社とすることを許容しているものです。 本規制を緩和した場合、他業リスクの回避や利益相対の防止など、銀行グループに課せられた業務範囲規制の趣旨を損なうおそれがあることから、慎重に検討する必要があります。また各銀行における技術的なビジネスモデルの改革も無い中、直ちに提案に対応することは困難です。 | | |
| 300928103 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 31年4月5日 | 銀行による銀行グループ会社が取り扱う商品・サービスの一次提案を許容 | <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 銀行本体の業務範囲については、銀行法第10条にて定められており、他社が取り扱う商品・サービスの媒介に関しては、銀行法第10条第2項第8号に定める「銀行その他金融業を行う者」の媒介や、同項第8号の2に定める「外国銀行の業務」の媒介等が認められている。 一方、銀行グループ会社が提供可能な業務であっても、金融取引に関連するシステムの提供、コンサルティング・アドバイザー業務、決済代行・収納代行サービス等、銀行本体で媒介を行うことが認められていない(或いは、認められるか明らかでない)業務も多数あり。</p> <p>【具体的要望内容】 銀行の付随業務として、「銀行のグループ会社で取り扱う商品・サービス(証券業務を除く)」に限り、媒介を許容。</p> <p>【要望理由】 顧客が銀行グループに求めるニーズは多様化しており、伝統的な預金・融資・為替業務に留まらず、総合的な金融グループとして、グループ各社が提供する、様々な商品・サービスを複合的に組み合わせた提案活動の必要性が高まっている。 現在、銀行のグループ会社においても、銀行業とリスク等を大きく異としない範囲での業務のみが許容されており、また、媒介を行うのみであれば、銀行本体に異業種のリスクが混入する等の弊害は限定的と考えられる。 銀行本体が総合的な金融サービスの窓口となることで、より一層の顧客利便性向上を実現すべく、銀証防止措置や融資取引を専業とした不公正な取引の防止態勢の整備を前提に、「銀行のグループ会社が取り扱う商品・サービス(証券業務を除く)」の媒介を行うことを幅広く許容願いたい。 なお、銀行は、金融商品取引法および銀行法により、一定の範囲で金融商品仲介業務を行うことが認められていることに加え、銀行が行うことが可能な証券業務に係る一次提案の範囲は、銀証分離原則との関係も考慮する必要があると認識していることから、本要望の対象外としている。</p> | 都銀懇話会 | 金融庁 | 銀行が行うことのできる業務は、固有業務、付随業務及び他業証券業務等に限定されています。 | 銀行法第10条、第11条、第12条 | 対応不可 | グループ会社で取り扱う商品・サービスには、銀行からみれば他業となる商品・サービスも含まれており、また、個人顧客の情報の管理の観点からも、グループ会社を取り扱っていることのみをもって一律に媒介を認めることは困難です。 なお、現行制度においても、銀行業務との機能な親近性やリスクの同質性等の一定の要件を満たす場合には、その他付随業務として銀行が取り扱うことは可能です。 | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----------|----------|-------------|---------------|---------------------|--|-------|------|---|-------|--|-------------------|--------------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | | |
| 300928104 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 31年4月5日 | 銀行代理業者の主たる兼業業務の要件緩和 | <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 貸付等を主たる業務とする者が貸付の代理または媒介を行うことは原則不可とされ、預金等担保貸付の代理または媒介に限り可とされている(銀行法施行規則34条の37第7号、「主要行等向け総合的な監督指針」Ⅷ-3-2-2-4及び別紙6)。</p> <p>【具体的要望内容】 「主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証または手形の引受その他の信用の供与を行う業務」である者(すなわち貸金業者・クレジット業者・保証業者)についても、所属銀行と銀行代理業者の間の利益相反行為が生じる恐れが僅少と認められる一定の場合は、預金等担保貸付以外の貸付の媒介を許容。</p> <p>【要望理由】 金融グループ内のカード会社、貸金業者(以下、「貸付等を主たる業務とする者」)等において貸出対象としていない顧客(例えばカード加盟店や貸金業者が兼業する他の業務の顧客)から借入の申出があった場合、当該「貸付等を主たる業務とする者」等による貸付の媒介が可能になれば、所属銀行のチャネルの多様化につながるほか、顧客利便性の向上にも資すると考えられる。現行法が「貸付等を主たる業務とする者」等による預金等担保貸付以外の貸付の媒介を原則として禁止している趣旨は、所属銀行と銀行代理業者の利益が相反することを防止するものであると考えられるところ、例えば、①所属銀行と銀行代理業者が親子関係や銀行持株会社傘下の兄弟会社関係にあるなど、構造的に利益相反が生じるおそれが低い関係にあって、かつ、②当該銀行代理業者が借入の申出をWEBなどの非対面に限定して受け、審査に関与しない場合は、斯かる利益相反が生じるおそれは低いと考えられる。そのため、顧客ニーズや顧客利便性に鑑み、上記等の一定の条件を満たして利益相反行為が生じるおそれが僅少な場合は、「貸付等を主たる業務とする者」等による銀行代理業務として貸付の媒介を認めて頂きたい。</p> | 都銀懇話会 | 金融庁 | 銀行法第52条の36第1項、第52条の38第1項、銀行法施行規則第34条の37第6号、第7号、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅷ-3-2-2-4 | 検討を予定 | 銀行代理業者の主たる兼業業務が資金の貸付けの場合、例えば、顧客が銀行から融資を受け、その借入金をもまま貸金業者へ返済するとすると、利益相反の弊害が生じる可能性があることから、このような規制が課せられているところ。このため、利益相反の弊害が生じるおそれが少ないと認められる商品の媒介について、利益相反発生の可能性や顧客保護等の観点も踏まえ、検討を行います。 | | |
| 300928105 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 31年4月5日 | 外国銀行代理・媒介業務に係る規制緩和 | <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 銀行法施行規則13条の2では、国内銀行が親子・兄弟会社である外国銀行の代理・媒介業務は国内外の制限なく認められる一方、国内銀行が親子・兄弟会社でない外国銀行の代理・媒介業務は、外国において行う場合にのみ認められている。</p> <p>【具体的要望内容】 「国内銀行が親子・兄弟会社でない外国銀行の業務の代理・媒介は当該業務の代理又は媒介を外国において行う場合に限る」との規制を緩和し、国内銀行が親子・兄弟会社でない外国銀行であっても、顧客保護やマネロン防止等の体制整備を前提に代理・媒介等の業務を国内においても行うように許容。</p> <p>【要望理由】 海外へ赴任する邦人個人は渡航前の外国銀行口座開設及び帰国後の口座解約ニーズがあるものの、前述の通り現行規制では邦銀は子法人ではない外国銀行の業務の代理・媒介は国内において行うことが出来無い為、邦人個人は赴任前に日本国内において個別商品説明を受けたり、口座開設・口座解約を行うことはできず、より円滑な現地生活立ち上げが阻害されている。また、日系法人は現地で提供される商品・サービスに関して本社レベルの了解や決済を取得する必要があることが多いが、現行の法制制の下では、邦銀が本邦において本社宛に外国銀行の商品を説明することは法令に抵触する恐れ有り。結果、日系企業の現地金融商品・サービスに対する理解浸透にも影響があり、現地で最良の商品・サービスを受ける選択肢を狭めている。このような中、海外に進出する日系企業・個人がよりよい、そして安全な金融商品・サービスの提供を受けられるよう、顧客保護やマネロン防止等の体制整備を前提に規制緩和を認めていただきたく、本要望を提出するもの。</p> | 都銀懇話会 | 金融庁 | 銀行法施行規則第13条の2 | 対応不可 | 国内銀行が、外国銀行のために業務の代理・媒介を行う場合、外国銀行に対して我が国当局の直接の監督が及ばないことを踏まえ、我が国の顧客の利益の保護の確保やマネー・ローンダリング防止の徹底を図る必要があること、また外国の銀行が日本で免許を持たずに営業することを防ぐため、親子・兄弟会社でない外国銀行の業務の代理・媒介を国内において行うことは認められておりません。 | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----------|----------|-------------|---------------|--------------------------|--|-------|------|---|--|-------|---|-------------------|--------------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 | | |
| 300928106 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 31年4月5日 | 海外における銀行代理業務の委託に係る規制の柔軟化 | <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 銀行法第2条第14項各号に掲げる行為(銀行代理業務)を、外国において委託する旨の契約を締結しようとするとき、又は当該契約を終了しようとするときは、当該委託先が子会社である銀行業を営む外国の会社である場合を除き、当局の認可が必要とされているが(法8条第3項)、当該認可基準では、当該委託先の財産的基礎や業務遂行能力、社会的信用、他業の状況などについて審査することとされている(施行規則第10条第2項第2号)。また、審査にあたっては第34条の37各号(銀行代理業務の許可の審査)に掲げる事項に配慮するものとされている(施行規則第10条第3項)。</p> <p>【具体的要望内容】 銀行法第2条第14項各号に掲げる行為(銀行代理業務)を、外国において委託する旨の契約を締結しようとするとき、又は当該契約を終了しようとするときの認可基準に関して、現地規制との重要な規制適用を回避する観点から、各国の銀行代理業務またはそれに類する法規制に則り、弾力的・機動的な運用が可能となるよう規定の柔軟化。</p> <p>【要望理由】 海外では、現地慣習等に則り、銀行代理業務またはそれに類する法規制を制定している国が存在。当該国に営業を営む銀行(地場銀行および現地法人化した外国銀行等)は原則当該国の法規制に則り、銀行代理業務を行っている。一方で邦銀は、当該国の法規制に加え、本邦銀行法における銀行代理業務の要件を重層的に遵守する必要があるため、受託銀行の合意を得ることができず、外国において銀行代理業務を行うことが困難な場合がある。</p> <p>昨年、海外に進出する日系企業の顧客ニーズは多様化しており、従来の地場通貨のファンディングや資本関連の委任向海外送金やグローバル商流に関する貿易関連決済のニーズのみならず、当該国の国内決済、特に日々の現金・小切手関連の出入金、国内為替、公共料金支払等の顧客ニーズが増加。一方で、各国の金融当局は、外国銀行に対し、一定の店舗規制を設けているケースが多く、自前での他店舗展開には限界があるため、十分な日常決済サービスを提供できていないのが現状。加えて、海外における利便の押しense向上の観点から、各国の地場企業への取引拡大(特にコンベンショナル・トランザクション・バンキング)を図る際にも、当該国における日常決済の捕捉は必須。当該国の銀行および邦銀以外の外国銀行に対し、競争力のあるサービスを提供する観点からも、銀行代理業務に関して、各国の銀行代理業務またはそれに類する法規制に則り、弾力的・機動的に運用することが、邦銀の将来的・永続的な海外ビジネスの成長に必要。</p> <p>我が国銀行法との重要な適用を回避するとともに、邦銀の他国銀行との連携を通じたグローバルな展開を奨励する観点から、わが国銀行法の適用に関しては、現地規制に則った弾力的・機動的な運用が可能となるよう規定の柔軟化をお願いしたい。例えば、委託先が、銀行業を営む外国の会社である場合は、審査対象となる認可要件を簡略化して頂きたい。</p> | 都銀懇話会 | 金融庁 | 銀行が銀行法第2条第14項各号に掲げる行為を外国において委託する旨の契約の締結しようとするときは、銀行法第8条第3項の認可を受ける必要があります。 | 銀行法第8条第3項、銀行法施行規則第10条、第34条の37 | 対応不可 | <p>銀行が、外国において銀行法第2条第14項各号に掲げる行為(銀行代理業務)を委託する場合の認可においては、銀行の健全性確保の観点から、委託先が銀行代理業務を遂行する上で必要とされる財産的基礎、業務遂行能力等を有しているか審査基準に基づき審査することとされています。また、当該国と我が国の規制の趣旨が、必ずしも一致するとは限らない点も考慮する必要があります。</p> <p>したがって、その委託先が現地において銀行代理業務を営む認可を受けた外国の会社等である場合でも、そのことをもって審査基準を緩和することは困難です。</p> <p>一方、当該国と我が国で審査基準が重複している場合などには、当該国における申請書の添付書面を我が国における申請書の添付書面に流用していただくことで事務負担の軽減を図ることも考えられますが、具体的な申請方法については、各窓口担当者に御相談いただければと考えます。</p> | | |
| 300928107 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 31年4月5日 | 銀行代理業務における非公開情報保護措置の撤廃 | <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 銀行代理業者は、銀行代理業務において取扱う顧客に関する非公開金融情報が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく兼業業務に利用されないことを確保する保護措置を講じなければならないと課されている(非公開情報を銀行代理業務で利用することも同様)。 また、監督指針において、対面・郵便・電話・インターネット等の場合における保護措置の方法を明記。</p> <p>【具体的要望内容】 非公開情報保護措置について、個人情報保護法に一歩化する方向で見直しを行い、銀行代理業務に適用する銀行法施行規則の規程を撤廃(但し、グループ会社間の限定範囲とする)。</p> <p>【要望理由】 すでに個人情報保護法に基づき、予め利用目的を明示して顧客の理解を得ているため、銀行代理業務を行う前に事前同意を取得する必要性は乏しいものと考えられる。本来の非公開情報保護措置の趣旨は、銀行代理業者が他業を兼業する場合の一般事業者としての取引関係を利用した不正取引(抱き合わせ販売や情実融資および顧客情報の流用等)を防止するための措置であり(監督指針Ⅱ-1参照)、各業法等により顧客保護管理態勢の整備が求められるグループ会社間であれば不正取引が起るリスクは少ないと考える。</p> <p>実務上、金融機関が銀行代理業者となっている場合、銀行代理業務と他の金融サービスの提供を区分することは困難であり、グループ一体での総合的な金融サービスを展開する金融機関にとって、顧客へのサービス提供機会を阻害している為。</p> | 都銀懇話会 | 金融庁 | 銀行代理業者は、銀行代理業務において取り扱う顧客に関する非公開金融情報について、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得なければ、兼業業務に利用することができません。また、同様に、兼業業務において取り扱う顧客に関する非公開情報を銀行代理業務で利用する場合についても、顧客の同意が必要となります。 | 銀行法施行規則第34条の48 監督指針Ⅱ-4-2-3(3)顧客情報管理 | 対応不可 | <p>銀行代理業者において、個人情報利用目的を明示している場合であっても、非公開情報の利用について顧客の同意無しに認めることは、優越的地位の濫用防止等の顧客保護の観点から問題であると考えます。</p> <p>したがって、銀行代理業者が取得した非公開情報について、顧客の事前同意の制限を撤廃することは困難です。</p> | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とすることを要する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----------|----------|-------------|---------------|--------------------------------------|--|-------|------|---|--------------------------|-------|--|-------------------|--------------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 | | |
| 300928108 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 31年4月5日 | 金融商品取引業者が銀行代理業を行う場合の預金誤認防止に係る説明義務の緩和 | <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 証券会社が銀行代理業を取扱う場合、銀行代理業を取扱う窓口において、「預金と金融商品を同時に勧誘する場合」、または「金融商品のみを勧誘する場合」全て顧客に対して、書面を顧客に交付し、預金等との誤認防止説明を行う体制整備・説明義務が求められている。</p> <p>【具体的要望内容】 証券会社(金融商品取引業者)が銀行代理業を取扱う窓口において、預金との誤認防止に係る画一的な説明義務を緩和。</p> <p>【要望理由】 当該法令は、預金商品を中心に取り扱う銀行に義務付けられている法令であり、リスク性商品を中心に取り扱う証券会社においては、明らかに顧客層が異なる。証券会社に来店する顧客は、リスク性商品の理解度・判断力共に銀行顧客よりも長けており、金融商品に関するリスクを良く理解している顧客が多く、預金とリスク性商品を誤認するケースは極めて想定し難いと思われる。上記の様な、金融商品における知識・経験が豊富な顧客に対して、株式を購入するというニーズに対して、銀行代理業者であることを理由に、場面に応じて「ご購入いただく株式は預金商品とは異なります」と説明することに、フロントの説明矛盾、顧客の利便性を阻害している状況。以上の理由から、証券会社における預金誤認防止に係る説明義務緩和を要望致すもの。</p> | 都銀懇話会 | 金融庁 | 銀行代理業者が預金等以外の金融商品の販売等を行う場合には、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならないこととされています。 | 銀行法施行規則第13条の5、第34条の45第1項 | 対応不可 | 証券会社の顧客であってもその知識や経験は顧客ごとに異なるものであり、非預金商品を預金商品と誤認するおそれも排除し得ないことから、当該説明を簡略化することは、顧客保護の観点から困難であると考えます。 | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----------|----------|-------------|---------------|-----------------------|---|-------|------|---|--|--|---|-------------------|--------------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 | | |
| 300928109 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 31年4月5日 | 銀行による銀行代理業務に係る規定の見直し等 | <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 平成18年4月より導入された銀行代理業制度は、それまでの銀行代理店制度に係る要件を緩和し、一般事業者が銀行の代理店となることを広く認める制度となっている。</p> <p>銀行代理業者は決済や貸付といった経済的に重要な機能の一部を担うため、適切な業務運営がなされない場合は顧客保護に問題が生ずるおそれがあることから、参入にあたっての許可制をはじめ、健全かつ適切な運営の確保など銀行に準ずる、または銀行と同様の対応を求められている。</p> <p>【具体的要望内容】 (要望1) 銀行代理業者が銀行である場合については、以下の対応の非適用を要望。 銀行代理業制度に係る帳簿書類(契約の締結の媒介の内容を記録した書面)の作成及び銀行代理業に関する報告書における銀行代理業の実施状況の報告。 (要望2) 銀行持株会社グループに属する銀行間における銀行代理業については、以下の対応の非適用を要望。 銀行代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置。</p> <p>【要望理由】 (要望1) 銀行代理業を営むにあたっては、帳簿書類(契約の締結の媒介の内容を記録した書面)の作成が求められていることから、銀行代理業に係る契約の締結の媒介に関し記録を求むる。当該帳簿書類の作成にあたっては、銀行代理業のうち、代理については記録を求められず、媒介の内容のみの記録が求められているところ、当該部分に関しては銀行代理業の処理及び計算を明らかにするという目的を達するものと位置づけるのは難しいものとなっており、本書類作成のために銀行代理業に係る契約の締結の媒介に関し記録を作成する意義が乏しい。</p> <p>また、銀行代理業者は事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、銀行代理業に関する報告書を作成し、内閣府令で定めるところにより提出しなければならない。当該報告書においては、銀行代理業の実施状況として、預金関係・貸出金関係・為替取引関係・手数料の状況を所屬銀行ごとに件数や金額等を報告することとなっている。</p> <p>銀行代理業制度の導入当初には当該制度の活用状況等を踏まえ、制度の適時適切な見直しを検討される余地があったものの、当該制度導入より11年を経過し、当該制度の活用状況は安定しているところである。</p> <p>加えて、銀行が銀行代理業者を営む場合、当該銀行代理業者は銀行として、銀行法に基づく他の業態にはないディスクロージャーに関する規程が適用されているところ、その業務及び財産の状況を開示しており、一般事業者や個人が銀行代理業を営むよりも、経営の透明性は高いと考えられる。</p> <p>(要望2) 銀行は、銀行代理業者が求められる対応以上に顧客保護に問題が生じないよう適切な体制を確保したうえで、監督当局からも適宜適切なモニタリングを受けて営業をしているところであり、銀行が銀行代理業を営むことによるお客さまへの不利益を生ずる懸念は払拭できている。殊に、銀行持株会社グループに属する銀行間において銀行代理業を営む場合、銀行持株会社が子銀行(銀行代理業を含む)業務の健全かつ適切な運営の確保を求められていることを踏まえれば、当該銀行においては、銀行代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置はすでに十分になされていると見え、改めて銀行代理業者として当該措置を求められることについては重複感がある。</p> | 都銀懇話会 | 金融庁 | <p>(要望1) 銀行代理業者は、銀行代理業を営むに当たって、銀行代理業に関する帳簿書類の作成が求められています。</p> <p>(要望2) 銀行持株会社傘下の子銀行間において銀行代理業を営む場合であっても、所屬銀行となる子銀行に対しては、銀行代理業者となる子銀行に対する業務の適切性等を確保するための措置を講じることが求められています。</p> | <p>(要望1) 銀行法施行規則第34条の58第3号、第34条の59</p> <p>(要望2) 銀行法施行規則第34条の63</p> | <p>(要望1) 検討を予定</p> <p>(要望2) 対応不可</p> | <p>要望1のうち、銀行代理業に関する報告書については、銀行が銀行代理業を営む場合であっても銀行代理業に係る計算の状況等を明らかにする必要があることから、非適用とすることは困難です。なお、銀行代理業に関する帳簿書類については、適切な業務運営の確保や利用者保護、事業者の事務負担軽減等の観点から、検討を行います。</p> <p>要望2については、銀行代理業制度は、利用者保護や銀行代理業者に対する監督の実効性を所屬銀行を通じて確保していることから、これらの規制を緩和することは困難と考えます。</p> | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----------|----------|-------------|---------------|---|--|-------|------------|---|----------------------|-------|--|-------------------|--------------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 | | |
| 300928110 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 31年4月5日 | 安定的な外貨等調達手段拡充に向けた本邦カバードボンド法制の整備 | <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 日本には、現時点でカバードボンドに関する特別な法律はない。現在の法制度の下で担保付の社債を発行したとしても、発行体について会社更生手続が開始された場合には、社債権者の有する権利が更生担保権となって会社更生手続きの外の担保権の実行が出来ない可能性が生じる。カバードボンドの大きな特徴である、オリジネーター(発行体)からの倒産隔離を実現することが出来ない。その為、現状の法制度の下、日本でカバードボンドを発行するのであれば、証券化等の手法を用いてストラクチャードカバードボンドとして組成せざるを得ない。</p> <p>【具体的要望内容】 法制カバードボンド整備に必要な特別法の制定。 ①発行体の適格性に関する規制 ②カバールール(裏付資産)に関する規制 ・適格債券 ・カバールの最大金額 ・超過担保の金額 ③カバールールの管理 ・独立の監視人によるモニタリング ④オリジネーター制度の処理 ・カバードボンド投資家が、カバールールからの優先的な弁済を確認できるよう、カバードボンド法が会社更生手続中に優先して適用される旨の明確化 ⑤カバールールや主要契約の開示</p> <p>【要望理由】 海外金融機関が、安定的な調達ツールとしてカバードボンドの発行を活発化させ、特にリーマン危機以降にカバードボンド法制を導入する国が増加する中、G10諸国で所謂カバードボンドの付与実績がないのは日本のみ。本邦金融機関グループによる外貨ビジネスの拡大に伴って、外貨流動性の確保が一段と重要になる中、競合するグローバル金融機関が保有するカバードボンド調達手法を本邦金融機関が持ち合わせていない現状は、外貨調達安定性・コストの観点から圧倒的劣位の状況。欧州やアジア諸国などで導入が進んでいるカバードボンド法制の導入が本邦で実現すれば、発行体の信用に依存しない安定的な外貨調達ツールの獲得に繋がると、永年の課題であった本邦金融機関の外貨流動性の安定性向上が期待される。又、足許の環境では邦銀の円貨調達ニーズは低いものの、国内円市場での調達手段の多様化としての将来性も期待される。法制化に基づかないストラクチャードカバードボンドでの発行も技術的には可能であるが、①格付け会社からの評価が劣後(格付け安定性が劣後)、②ストラクチャードカバードボンドがLOR適格資産に認められず、カバードボンド投資家の3割を占める欧州銀行投資家からの参加が見込めない、ことから、より強固な商品設計及び投資家層の拡大のために法制化の必要性は高い。</p> | 都銀懇話会 | 金融庁 法務省 | 日本においては、欧州等で見られるようなカバードボンドの発行のための特別の法制整備はされていません。 | — | 検討を予定 | <p>カバードボンドをめぐるのは、発行銀行が破綻した際、カバードボンド保有者は優先的に弁済を受けることができる一方、一般の預金者は弁済率の低下を通じて損失をこうむる可能性があるといった課題も存在するところです。</p> <p>特に、我が国においては、預金債権については、倒産法制上、倒産手続きにおいて優先的扱いを受けることができないことに留意する必要があります。</p> <p>また、更生手続におけるカバードボンドの取扱いに特例を設けることは、無担保債権者・担保権者一般の差別的権利を制限することによる更生手続の円滑な遂行に支障を生じる可能性があるといった課題も存在するところです。</p> <p>以上のことから、ご提案の事項については、慎重な検討を要するものと考えます。</p> | | |
| 300928111 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 2年3月25日 | 資金業法の規制緩和による(シンジケートローン)組成時及び債権譲渡時の日本に支店のない外国銀行の貸付許可 | <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 外国銀行(外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者(銀行法第10条第2項第8号)が日本において銀行業を営もうとするとは、日本における銀行業の本拠となる一の支店を定めて、同法第4条第1項の内閣総理大臣の免許を受けなければならない(銀行法第47条第1項)。 資金業法において「資金業」を営もうとする者は、内閣総理大臣又は都道府県知事の登録を受けなければならないとされている(資金業法第3条第1項)。資金業法第2条第1項第2号の「他の法律」は外国法は含まれないと考えられることから、外国銀行から国内の事業会社に對して行われる貸付についても同様に適用されると考えられる。</p> <p>【具体的要望内容】 資金業法第2条第1項第2号の対象に外国で日本の銀行法又は資金業法に相当する法律により貸付の業として行われるものであるものも含めることにより、日本に実業者しない外国銀行が資金業法上の登録を行わずとも日本でシンジケートローンに参加することが可能を明確化。 尚、外国金融機関による本邦内での貸付を全方向的に緩和するのではなく、資金業法の目的に鑑み、一部(シンジケート組成時及び債権譲渡時)について限定するものであり、借入向け貸付等まで拡大することは意図していないもの。</p> <p>【要望理由】 国内に「営業所・事業所のない外国法人による資金業登録が制度上予定されていない現行資金業法の下で海外の金融機関等による国内法人向けの貸付が必要以上に制限されている。昨今のグローバル化により本邦企業による海外企業の大規模買収が増加する中、米ドル等の外貨建てのファイナンスニーズが高まっているが、日本市場で組成するシンジケートローンに本邦に支店を有しない外国銀行を招聘できないことにより本邦企業の資金調達力に限界を生じさせている。 本邦企業が本邦規制の影響を受けない海外市場での資金調達を志向する場合には、本邦市場が海外市場との市場間競争において劣位に立つこととなり、本邦金融市場の国際競争力強化の為に上述の規制緩和が望まれる。</p> | 都銀懇話会 | 金融庁 | 資金業法において「資金業」を営もうとする者は、2以上の都道府県内に営業所等を設置して営む場合は内閣総理大臣の、1の都道府県内に営業所等を設置して営む場合は都道府県知事の登録を受けなければならないとされております。また、貸付けを業として行うにつき他の法令に特別の規定のある者が行うものは資金業法の対象外とされております。 | 資金業法第2条第1項第2号、第3条第1項 | 検討を予定 | 日本国内に営業所・事業所のない外国銀行が、シンジケートローンに参加して行う国内法人への貸付については、実態を踏まえた上で、関係法令に関わる制度の趣旨等を勘案し、引き続き検討する考えです。 | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については(本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----------|----------|-------------|---------------|------------------------------------|---|-------|-------------------|--|--|-------|--|-------------------|--------------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 | | |
| 300928115 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 30年11月27日 | マイナンバー情報(住所・氏名・生(設立)年月日・番号等)へのアクセス | <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】民間にマイナンバー情報(住所・氏名・生(設立)年月日・番号等)へのアクセスが認められていない。</p> <p>【具体的要望内容】預金者の住所・氏名・生(設立)年月日・番号等の情報へのアクセスを(預金が解約されるまで継続的に)許容。</p> <p>【要望理由】FATF対日審査(2019年)を前に、マネロン・テロ資金対策の強化(具体的には、金融庁がガイドラインによる継続的な顧客管理が求められている)が求められる中、本邦金融機関では宛先不明で郵便物が返却される(=住所・氏名が不明)口座が相当数ある状況。欧米など海外では、このような住所不明の口座は、不審な口座として解約や取引停止が行われており、本邦でも今後同様の対応を行う必要があるもの。しかるに、本邦では預金規程等では変更届が求められているものの、実際には住所・氏名の変更届やマイナンバーの届出が行われないケースも多く、これを補完する(顧客(国民)利便性の)観点、また適切なマネロン・テロ資金対策のための口座管理を金融機関が行う観点から、上記を要望するもの。</p> | 都銀懇話会 | 内閣府 金融庁 総務省 | マイナンバー制度導入の際に、金融機関等からの要望に応じて公的個人認証の民間事業者への開放を行っており、これにより、金融機関は犯罪収益移転防止法で定める本人確認に必要な住所・氏名、生年月日の確実な情報を電子的に取得できることとされています。金融庁においては継続的な顧客管理のため、公的個人認証の活用を、金融機関等へ周知しております。また、預金取扱金融機関については、マイナンバー法その他の法律により、個人番号関係事務実施者として、預金者に対してマイナンバーの提供を求めることができることとなっています。 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条、第18条 | その他 | | | |
| 300928116 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 30年11月27日 | 投資法人制の見直しに係る所要の措置 | <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】投資法人が投資可能なインフラ資産は「再生可能エネルギー発電設備」および「公共施設等運営権」に限定。</p> <p>【具体的要望内容】投資法人が投資可能なインフラ資産の範囲拡大(道路・空港・鉄道・船舶・送電網・パイプライン等)。</p> <p>【要望理由】平成27年4月に社会インフラ整備への民間資金活用を更に加速させるべくインフラファンド市場が創設されたが、本邦上場インフラファンド市場への参加プレイヤーは限定的で、諸外国対比でも小規模。また、オールドネーグの急激な増加によるオフバランスニーズや、投資家の(マイナス金利環境下で比較的高い利回りが期待できる)インフラファンド市場への投資ニーズ等、益々の市場拡大が期待されている。斯かる中、投信法が規定するインフラ資産(①再生可能エネルギー発電設備②公共施設等運営権)は今なお限定的であり、投資法人の市場参加(インフラ市場拡大)の足物となっていることから、日本取引所の有価証券上場規程に規定されるインフラ資産等(①同②同③道路・空港・鉄道・船舶・送電網・パイプライン等)までの対象資産拡大が必要。</p> | 都銀懇話会 | 金融庁 | 投資法人は、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的として設立されています。特定資産の範囲については、有価証券、不動産、再生可能エネルギー発電設備などが政令にて列挙されており。 | 投資信託及び投資法人に関する法律 第2条、同施行令第3条 | 検討を予定 | 投資法人の特定資産の追加の検討に当たっては、当該資産を対象とすることについて一定の具体的なニーズが存在することを前提として、資産としての独立性・個別性、投資適格性などを総合的に勘案していく必要があります。今次要望については、どのような実態的なニーズが存在するのかについて、幅広い意見を聴取の必要があると考えております。 | | |
| 300928117 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 31年4月5日 | 銀行持株会社によるグループ外企業の外部委託先管理 | <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】銀行持株会社グループに属する2以上の会社が、当該グループの特定の子会社に共通・重複業務を委託する場合には、委託元たる銀行については委託業務の確実な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じる義務が免除され、代わって、当該銀行グループの銀行持株会社が、当該義務を負うことが可能。他方、銀行持株会社グループ外の企業に委託する場合は、当該義務を銀行持株会社が代わって負うことは出来ない。</p> <p>【具体的要望内容】銀行持株会社グループ外の企業に委託する場合についても、銀行持株会社が委託業務の確実な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じる義務を代わって負うことを許容。</p> <p>【要望理由】ITの進展や利用者ニーズの多様化を踏まえ、利用者利便や生産性の向上等のためには、目前主義にとらわれず、IT企業等の外部のプレイヤーと連携・協働することは不可避の状況。また、地域銀行グループの統合・再編等を通じ、銀行持株会社を頂点とした金融グループの創設は今後も見込まれるところ、グループ共通で提供するサービス/利用する社外インフラ等については、銀行持株会社グループ内の複数銀行等がそれぞれ委託管理するよりも、例えば、委託契約上に銀行持株会社が委託先の管理を委託企業に代わって行うことを明確化する等の措置を前提とし、委託先の管理、経営管理をその業務の本旨とする持株会社が一元的に担うことで、委託先に対する指揮命令系統等が一元化され、より実効的な委託管理が可能になるものと史料。</p> | 都銀懇話会 | 金融庁 | 銀行がその業務を第三者に委託する場合、当該銀行には委託元として、委託先に対する管理義務が課せられることとなりますが、銀行持株会社グループに属する2以上の会社が当該グループの特定の子会社に共通・重複業務を委託する場合には、委託元たる当該銀行持株会社に属する銀行については、委託先に対する管理義務は免除されます。 | 銀行法第12条の2第2項、第3項 銀行法施行規則第13条の6の8 | 対応不可 | 銀行法第12条の2第3項第1号の規定は、通常の第三者への業務委託とは異なり、グループ内で共通・重複業務を委託する場合であれば、グループ全体の経営管理を担う銀行持株会社が適切にその委託先を管理することが期待されるため、一定の要件を満たすことを前提に、例外として許容するものです。他方、グループ外への委託の際には、一元的に持株会社が業務の委託先を管理できるとは限らないことから、直ちに措置することは困難です。 | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 | |
|-----------|----------|-------------|---------------|--------------------------|---|-------|------|--|---|--|--|--------------------|-------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | | | 対応の概要 |
| 300928121 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 30年12月18日 | 議決制限付株式を活用した株式報酬制度の利便性向上 | <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 議決制限付株式により株式報酬を支給する場合、払込価額の総額が1億円以上ある場合には①インサイダー取引規制上の重要事実が該当し、また、②募集行為として金融商品取引法上の事前の届出(有価証券届出書等の提出)が必要となる。また、インサイダー取引規制への抵触を回避するため、自己株式の処分は用いず、新株発行による場合がある。</p> <p>【具体的要望内容】 ①株式報酬に係る新株発行について、重要事実から除外する、もしくは、少なくとも金額基準を一律1億円とするだけでなく企業規模に応じた形とする。 ②株式報酬に係る新株発行について、金商法上の募集行為の対象外とし、届出を不要。 ③自己株式の処分を(新株発行と同様の)原始取引と解する解釈変更、もしくは、インサイダー取引規制の適用除外とされる売買形態に追加。</p> <p>【要望理由】 制度の利便性を向上させることで、株式報酬制度を世の中に浸透させる後押しとなるため。各項目に係る具体的な理由は下記のとおり。 (①関連) 株式報酬は、発行額が時価総額に比べて僅少なことから、基本的に発行の事実が株主に影響することは考えられない。また、株式報酬制度を導入していることは、基本的に事前に開示され、市場にも浸透している。従って、株式報酬による新株発行については、特段の事情がない限り、重要事実とする必要性は乏しいと考えられる。 一方で、企業規模が大きく、割当て対象者が多数いる場合、株式報酬を実施することを決定(※)した後に、個別の査定実施、各人の報酬額の確定を経て、実際に新株発行について公表するまで2~3か月を要する。その結果、会社として長期重要事実を抱えることになり、その間は一定のコーポレート・アクション(株式交換等のM&Aや増資、自己株取得の実施等)に制約が生じるため、本要望を行うもの。 弁護士の見解によると、新株発行に伴う株式報酬を支給することや株式報酬の総額を報酬委員会が決定した場合、その時点で重要事実が生じていると考えられるため、以降は会社が重要事実を保持している前提での管理が必要。 (②関連) 既にストックオプションに係る新株予約権の割当てについては、一定の要件を満たすものは届出対象外とされている。株式報酬という性格に鑑みれば、両者の取り扱いを分ける必要性はないと考えられることから、届出対象外とすることを要望するもの。 (③関連) 特に企業規模が大きい場合、株式報酬を割り当てるタイミングで社内に重要事実が発生している可能性が否定できないに鑑み、株式報酬の際に受け渡す株式については、(自己株式の処分はインサイダー取引規制の対象と解されるため、原始取得としてインサイダー取引規制の適用がない)新株にせざるを得ない状況にある。 (なお、いわゆるクロコ取引の規定を活用して自己株式を用いるという方法についても、業務上は知る必要がない役員等に重要事実を知らせる必要があるという問題あり)。 会社法上は新株発行と自己株式の処分が同等の手続きに服するよう規定されていることに鑑み、金商法上も、自己株式の処分を新株発行と同じように、インサイダー取引規制の適用がない取引と位置付けるような手当てを要望するもの。 要望が実現した場合、①コーポレート・アクションに対する制約が減ることから、M&A等の成長戦略や自己株取得等の株主還元策の実施が円滑化、②発行体サイドの各種負担の軽減による制度利用促進、③新株発行対比で、①発行済株数の増加による希薄化が生じず、「増資」と本がアップに市場から捉えられるリスクを軽減可能、④登録免許税負担が発生せず、新株発行に係る登記や各種届出等の事務手続きを回避可能、といった効果があり、市場との対話の円滑化にも寄与。</p> | 都銀懇話会 | 金融庁 | <p>①株式又は新株予約権の発行(自己株式・新株予約権の処分を含む)は、重要事実とされているところ、払込金額の総額が1億円未満である場合は、軽微基準に該当します。</p> <p>②株式報酬として1億円以上の議決制限付株式を役員等に割り当てる場合、有価証券の募集に該当し、有価証券届出書の提出が必要となります。 なお、いわゆるストックオプションについては、新株予約権に議決制限が付され、会社関係者のみを勧誘の相手方とすることを条件として、有価証券届出書ではなく臨時報告書を提出することとしています。</p> <p>③新株発行に対応する取得は、原始取得と位置づけられるため、一般に、インサイダー取引規制上の「売買等」に該当しないと解される。自己株式の処分は、有価証券の譲渡であることから、一般に、インサイダー取引規制上の「売買等」に該当すると解されています。</p> | <p>①金融商品取引法第166条第2項第1号イ、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第1項第1号</p> <p>②金融商品取引法第4条第1項、金融商品取引法施行令第2条の12、企業内容等の開示に関する内閣府令第2条</p> <p>③金融商品取引法第166条第1項第1号</p> | <p>対応不可 (①、③)検討を予定(②)</p> | <p>①報酬目的の新株発行であっても、一定規模を超れば投資判断に及ぼす影響は小さくないことから、報酬目的の新株発行を重要事実から一律に除外することは難しいと考えられます。 また、軽微基準の見直しにつき、新株発行による投資判断への影響を個別具体的に判断するには、厳密に言えば、企業規模との比較のみではなく、その時の当該銘柄の流動性、成長性、企業業績など様々な要因を考慮する必要があると考えられます。このため、新株発行に係る軽微基準を、企業規模に応じたものとするのは、投資家保護の観点から問題が残るものと考えます。 こうした点も踏まえ、有価証券届出書の届出義務が免除される金額(金商法4条1項5号)と同水準に設定する現行の軽微基準にも一定の合理性があるものと考え、改定の是非等については慎重に検討すべきものと考えられます。</p> <p>②株式報酬に係る議決制限付株式を新株発行する場合に、ストックオプションと同様に有価証券届出書の提出ではなく臨時報告書の提出とすることの適否について、議決制限契約の実効性を担保することが可能かどうかも含めて検討してまいります。</p> <p>③自己株式の処分は既発行株式の有償の譲渡・譲受けであることから、自己株式の処分を新株発行と同様の原始取得と解釈することは困難と思われる。 また、自己株式の処分につき、インサイダー取引規制の対象たる「売買等」から一律に除外すると、例えば、会社側が売り材料の重要事実を知っているが、それを知らない第三者に対して、売り材料を反映していない価格で自己株式を処分する等の不正な取引が発生するという弊害が考えられ、一律の適用除外は困難と考えております。 仮に部分的な適用除外を考えたとしても、上記弊害防止のための十分な手続的担保等が必要であるところ(例えば、金商法166条6項11号は、会社法上厳格な手続規制が設けられていること等を考慮して、組織再編の対価としての自己株式の交付等について適用除外としています)、公開会社の場合、株式報酬としての自己株式処分には上記のような厳格な手続規制等がありません。弊害防止のための十分な手続的担保等を設けるには、会社法との整理も必要になる等の難しい問題があり、部分的な適用除外についても、慎重に検討すべきものと考えられます。</p> | | |
| 300928122 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 31年4月5日 | 銀行特定取引勘定における有価証券買値の解禁 | <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 特定取引勘定における有価証券の取り扱いについて、銀行法施行規則13条の6の3第2項にて、有価証券の買値に関する具体的な記述は無く、同項第17号に「前各号に類似し、又は密接に関連する取引」とあるに留まる。 一方、特定取引勘定以外においては、銀行法第10条第2項第3号に規定する有価証券の買付けについて記載があり、銀行が保有する有価証券の買付けのほか、買付けるために第三者から借り入れた有価証券の買付けも含まれるものと解される。</p> <p>【具体的要望内容】 特定取引勘定においても、銀行法施行規則13条の6の3第2項柱書「銀行が金利、通貨の価格、金融商品市場…における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じる損失を減少させる目的」で銀行法第10条第2項第3号に規定する「有価証券の買付け」を行うこと、又は同目的で行う取引に付随して「有価証券の買付け」を行うことが可能であることを明確化。 また、銀行法施行規則13条の6の3第2項各号に掲げる取引に付随して、担保として有価証券を受入れること、又は有価証券に質権設定すること等により保全を図る行為は、同項第17号に掲げる「前各号に類似し、又は密接に関連する取引」と解することができることを確認。</p> <p>【要望理由】 本件確認により、銀行の特定取引勘定と証券会社で重複しうる上記業務について、与債(買付)という取引趣旨に即して銀行が行うことで、グループ経営上の効率性向上に資する。 現行法制における市場性ファンディングビジネスは銀行(自行)のポートフォリオ運営のみの取引を前提としており、特定取引勘定以外における顧客向け市場性ファンディング取引の提供は想定されていない一方、特定取引勘定以外で顧客向け市場性ファンディングビジネスの展開は、特定取引勘定設置の理念から逸脱する。</p> | 都銀懇話会 | 金融庁 | <p>銀行は、銀行法施行規則第13条の6の3第2項に規定する特定取引を行う場合であって、一定の要件を満たすときは、特定取引及び特定取引の対象となる財産をその他の取引及び財産と区分して経理するため、特定取引勘定を設けなければならないこととされています。</p> | 銀行法施行規則第13条の6の3 | 現行制度下で対応可能 | <p>特定取引に関連して行われる有価証券の買付けや担保設定は、銀行法施行規則第13条の6の3第2項第17号に規定する「前各号に類似し、又は密接に関連する取引」に該当するものと考えられます。</p> | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 | |
|-----------|----------|-------------|---------------|---------------------------------|---|-------|------|---|--|-------|---|--------------------|-------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | | | 対応の概要 |
| 300928123 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 30年11月27日 | 外国清算機関における証券決済に係る免許取得義務の例外規定の創設 | <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 現行金融法は、証券清算機関に金融商品債務引受業者としての免許取得を義務付け、平成23年度以降、外国清算機関にも同様の義務を課している。現時点で上記免許を取得済の外国清算機関はなく、一部機関について金融庁告示(金融商品債務引受業者の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件)により免許取得が免除されている状況。</p> <p>【具体的要望内容】 証券決済を行う外国清算機関については、一定の要件の下、金融商品取引法上の金融商品債務引受業者にかかる免許取得が免除される枠組みを要望。</p> <p>【要望理由】 本邦金融機関にとって、米価等の外国有価証券にかかるレボ取引は、通常時だけでなく緊急時においても外資金融機関の観点から極めて重要な外資調達手段となっている。特に、レバレッジ比率規制等の国際規制強化を受け、レボ取引は清算機関を通じて行うことが証券グローバルスタンダードとなっていることから、外国清算機関を適したレボ取引の体制整備が必要不可欠。 しかしながら、差金決済を原則とするデリバティブ取引と異なり、現物授受を前提とする証券決済は、証券発行国の証券決済システムとの接続が不可欠であるため、当該国(地域)の法令に基づき当該国(地域)内で完結することが一般的。この場合、証券決済を行う外国清算機関には、現地法令に加え本邦金融法を遵守するインセンティブはなく、現実に証券決済に関し金融商品債務引受業者の免許を取得している外国清算機関は存在しない。 この点、米英の外国清算機関については金融庁告示により免許取得が免除されているため、定評の問題は回避されているが、当該告示の期限が本年12月末日となっているため、年末越えとなるレボ取引の法的有効性や、翌年以降の取扱が不明確となっている。また、本告示では、米英以外で清算集中される債券(例えばフランス国債など)が全くカバーされていない等の問題もあり、このままでは緊急時の外資流動性補充(HQLA)の資金化にも支障を来しかねない。 かかる状況を受け、本要望は、一定の要件(例えば、金融法と同等の外国法令に服し、且つ国外でのみ業務を行うこと等)を満たす外国清算機関については、金融法上の免許取得を恒久的に免除する枠組みを導入することで、本邦金融機関の外資資金繰り上の懸念点の解消を求めらるもの。</p> | 都銀懇話会 | 金融庁 | 金融商品取引法は、外国の法人については、外国金融商品取引清算機関の免許を取得した者についてのみ、金融商品債務引受業者を行うことを認めています。一方で、「金融商品債務引受業者の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件」(平成23年金融庁告示第105号)において定める取引等については、当該取引等に基づく債務の不履行によるわが国の資本市場への影響が軽微なものでして例外的に、免許を取得していない外国清算機関も利用可能としています。 | ・金融商品取引法2条28項、同条29項、156条の20の2 ・金融商品取引法施行令第1条の18の2、1条の19 | 対応不可 | 外国清算機関に免許取得を求めている趣旨は、当該外国清算機関の不適切な業務によって、我が国の金融商品取引業者等、ひいては我が国の資本市場に重大な影響を生じさせないよう、免許制度に基づき、当該外国清算機関に対し適切な規制・監督を行うというものです。したがって、外国清算機関の免許取得に係る恒久的な例外規定を設けることは適当ではないと考えられます。 | | |
| 300928124 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 30年12月18日 | 登録金融機関における証券取引に係る総合口座貸越に係る規制の緩和 | <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 登録金融機関における証券取引に係る総合口座貸越(金商業等法令第149条の2)において、「一月以内に返済を受ける貸付けに限る」「信用の供与が十万円を超えることとならないこと」「累積投資契約に限定」と規制されている。</p> <p>【具体的要望内容】 上記規制の撤廃。</p> <p>【要望理由】 本規制のそもそもの主旨は「過当投機の抑制や、過剰と借を防止して利用者保護を図ること」と理解している。 一方で、銀行の総合口座貸越は当該個人が保有する定期預金金額等の90%までとなっており、「貸付(信用の供与)」と表記するものの、性質的には「一時的な立替払い(本人の保有金融資産の中での払い出し)」に過ぎずバックファイナンスには該当せず、過当投機になるおそれはない。 平成21年に上記現状の通りに「規制緩和」されたものの、銀行にとって実務的には平成21年以降に上記現状の通りならず、システム開発においても当該条件がネックとなり、投資するにも費用が嵩む状況。 顧客にとっても、「普通預金残高が不足している際には貸越機能を利用して支払う」という契約内容の中、わざわざ「但し、証券取引は除く」とすることへの理解が得られない。 平成30年1月に積立NISA制度が開始する中、本規制により「貯蓄から資産形成へ」の流れを一部滞らせる可能性もあり、撤廃をお願いしたい。</p> | 都銀懇話会 | 金融庁 | 原則として、登録金融機関は、金銭の貸付けその他信用の供与をすることを条件として有価証券の売買の受託等をする行為は禁止されていますが、1月以内に返済を受ける貸付けであること、信用供与の額が10万円を超えることとならないこと、累積投資契約によるものであることといった要件を満たす場合には、投資者の保護に欠けるおそれが少ないとして認められています。 | 金融商品取引法第44条の2第2項第1号 金融商品取引法等に関する内閣府令第149条の2 | 対応不可 | 総合口座貸越は、定期預金金額等の範囲で行われるとしても、長期間の信用供与により借入利息が大きくなる等、利用者保護の観点から問題が生じるおそれがあるほか、金融機関に対しては顧客本位の業務運営が求められていることから、ご提案の規制撤廃は困難です。 | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----------|----------|-------------|---------------|--------------------------|--|-------|------|---|---|--|--|-------------------|--------------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 | | |
| 300928126 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 31年4月5日 | 資本関連規制の適用対象エンティティ及び関連の整理 | <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 資本関連規制は、持株連結・銀行連結・銀行単体・持株単体と様々なレベルで課されており、要請されている開示項目も連結・単体で同一レベル(「バーゼルII」を踏襲し「バーゼルIII」へ移行した資本規制(適用対象は「バーゼルII」より不変))</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己資本比率規制:持株連結、銀行連結、銀行単体 大口信用供与等規制:持株連結、銀行連結、銀行単体、持株単体(「バーゼルIII」規制より新規制定した資本規制(適用対象エンティティを新規設定)) レバレッジ規制:持株連結、銀行連結 資本ハフツァ規制:持株連結 (今後新規制定される予定の資本規制(適用対象エンティティを新規設定)) 外部TLAC比率規制:持株連結(想定) 内部TLAC比率規制:銀行レベル(想定) <p>自己資本比率規制及び資本ハフツァ規制において求められる普通株式等Tier1の所要水準に、持株連結とそれ以外で差異が生じている一方で、大口信用供与等規制の適用範囲には差異がない。 (普通株式等Tier1所要比率:大口信用供与等規制(「G-SIB」間同士の場合、その他は25%))</p> <ul style="list-style-type: none"> 持株連結:4.5%~8.5%:Tier1の15% 銀行連結:4.5%:Tier1の15% 銀行単体:4.5%:Tier1の15% 持株単体:なし:Tier1の15% <p>2019年3月末のTLAC規制導入へ向けて、持株会社によるシニア調達及び子会社への回金が開始されているが、当該子会社向け貸付は大口信用供与等規制の対象となっており、供与可能額に制限がある。</p> <p>【具体的要望内容】 自己資本比率規制の適用対象エンティティについて整理。 【整理案】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己資本比率規制:持株連結、銀行連結(銀行単体を廃止) レバレッジ比率規制:持株連結、銀行連結(不変) 資本ハフツァ規制:持株連結(不変) <p>大口信用供与等規制における持株連結と銀行連結レベルの関連水準見直し、若しくは適用対象の持株連結一本化。 持株会社から子銀行向け貸付を含むグループ内取引エクスポージャーを、大口信用供与等規制適用から除外。</p> <p>【要望理由】 持株会社の役割拡充に関する銀行法改正やシングルポイントオブエントリー戦略の下での破綻処理態勢整備の推進等、持株会社及び子銀行を取り巻く環境は大きく変化しつつあり、規制の目的・趣旨は踏まえつつ、環境変化に対応した規制の枠組みの整備を行っていく必要あり。 (特に銀行単体の自己資本比率規制については、)IFRSの任意適用の検討にあっても、会計基準間差異があり、時価の範囲等異なる財務諸表に基づき、規制されることにより、連結と単体で二重に異なる規制が入り、行内管理が複雑化することに加え、リスクアセットを二重に計算する必要があり、IFRSの任意適用検討開始の阻害要因となっている。 新規導入されるTLAC規制の下では、持株会社より主要子会社向けに相当量の与信を供与することが求められる方向であるが、現行の大口信用供与規制はかかる環境変化を踏まえたものとなっており、主要子会社に必要内部TLAC額の供与を行えない可能性があり、結果として、TLAC規制を遵守できない可能性がある。一方で、欧米諸国においてはグループ内与信を大口信用供与等規制の対象外としている法域がある。</p> | 都銀懇話会 | 金融庁 | <p>【自己資本比率規制】 持株・連結・単体すべての段階で、自己資本比率規制を課しています。 なお、開示規制においては、2018年3月より、主要項目以外の項目について銀行単体での開示を緩和する告示改正を行っています。</p> <p>【大口信用供与規制】 大口信用供与規制は、銀行単体、銀行グループ及び銀行持株会社グループに対して課せられており、その信用供与等の限度額は自己資本の25%とされており。また、当該信用供与等の額には、グループ内与信も含まれます。</p> | <p>【自己資本比率規制】 銀行法施行規則第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)等 【大口信用供与規制】 銀行法第13条、第14条、第52条の22</p> | <p>【自己資本比率規制】 対応不可</p> <p>【大口信用供与規制】 検討に着手</p> | <p>【自己資本比率規制】 自己資本比率規制については、銀行のリスクに応じた自己資本の最低基準を定めるものであり、こうした目的から、引き続き、単体の自己資本比率規制は重要と考えられるため、現状これ以上の緩和は困難です。</p> <p>【大口信用供与規制】 大口信用供与規制における限度額の見直しやグループ内取引エクスポージャーの取扱いについては、バーゼル銀行監督委員会における合意等を踏まえ、検討を行います。</p> | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 | |
|-----------|----------|-------------|---------------|--|--|-------|------|---|--------------------------|-------|--|--------------------|-------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | | | 対応の概要 |
| 300928127 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 30年12月18日 | 銀行持株会社の子証券会社の業務負担軽減措置(銀行系証券会社の川下連結規制の適用免除措置) | <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 銀行持株会社(以下、FG)を頂点とする金融グループは、連結ベースでの連結自己資本比率規制の対象となっており、当該グループに属する銀行系証券子会社は、当該規制に基づき、自己資本比率規制の適用を受けている。それに加え、銀行系証券子会社は、金融商品取引法(以下、金商法)上の川下連結規制の適用を受け、証券会社を親会社とするサブ連結決算を要し、それに基づく連結自己資本比率規制の対象となっており、規制対応の負担を重量的に課せられている。</p> <p>【具体的要望内容】 パーゼルⅢベースの連結自己資本比率規制の適用を受ける銀行持株会社等を親会社に持つ証券会社については、金商法上の川下連結規制(※1)の適用を免除(※2)。 (※1)総資産の額が一定金額を超える第一種金融商品取引業者(特別金融商品取引業者)およびその子法人等に係る連結規制・監督 (※2)金融商品取引法57条の25のような適用外規定を追加することが考えられる。</p> <p>【要望理由】 独立系証券会社は、金商法上最終指定親会社(独立系証券会社を子会社とする持株会社)を頂点とする連結自己資本規制を受ける一方、傘下の証券会社としては、川下連結規制の適用が免除される規定となっている。規制の中立性(レベルプレイング・フィールド)の観点から、銀行系証券子会社についても、独立系証券会社同様に、川下連結規制の適用を免除していただきたい。また、二重に規制が課されていることに伴う規制対応コストの軽減の観点からもお願いしたい。</p> | 都銀懇話会 | 金融庁 | <p>子法人等を有する特別金融商品取引業者に対しては、当該特別金融商品取引業者及び子法人等の業務及び財産の状況を連結して記載した事業報告書の提出や、説明書類の縦覧、連結自己資本比率の届出等の義務が課されています(いわゆる「川下連結」)。 また、最終指定親会社に対して連結規制・監督(川上連結)が課されている場合には、その子会社である対象金融商品取引業者については、上記義務の適用が除外されています。 なお、銀行・保険会社系の証券会社グループについては、グループの業務や財産の状況に関し、他の法令に基づいて適切な監督を受けていると認められる場合には、最終指定親会社の指定を行わないことができるとされています。</p> | 金融商品取引法第57条の3～第57条の25 | 対応不可 | 特別金融商品取引業者が金商法に基づいて届出を行う連結自己資本比率等と、銀行法や保険業法等他の法令に基づき行われる連結自己資本比率等では、元来規制の考え方が異なることから、それら異なる二つのものを一方のみで代替することは困難であるため、特別金融商品取引業者においては、従前どりの届出等が必要と考えられます。 | | |
| 300928128 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 30年12月18日 | 銀行持株会社のIFRS任意適用に向けた子証券会社の業務負担軽減措置(銀行系証券会社による財務報告のIFRS適用解禁) | <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 証券会社の川下連結規制に用いる会計基準は、日本基準のみが認められており、IFRS適用は不可。</p> <p>【具体的要望内容】 金融商品取引法(以下、金商法)上の証券連結規制(財務報告)のうち、川上連結規制(※1)では認められているIFRSの適用を、川下連結規制(※2)適用会社にも許容して頂きたい(※3)。また、IFRS適用にあたり、厳格な要件を課することが無いようにご留意頂きたい。 (※1)総資産の額が一定金額を超える第一種金融商品取引業者(特別金融商品取引業者)のうち、グループ全体で金融業務を行っていること認められるものについて、その親会社・兄弟会社を含むグループ全体に対する連結規制・監督、既に他業法によるグループ全体の連結規制・監督が行われている場合は重複規制を避けることとなり、銀行系証券会社は適用されない。 (※2)総資産の額が一定金額を超える第一種金融商品取引業者(特別金融商品取引業者)およびその子法人等に係る連結規制・監督。上記(※1)の金商法上の川上連結規制対象会社は、川下連結規制の適用対象外。一方、銀行系証券会社は、金商法上の川上連結規制対象会社ではなく、川下連結規制の適用対象となる。 (※3)金融商品取引業者等に関する内閣府令208条の12第2項、別紙様式第17号の4「2 経理の状況」の注意事項3に「指定国際会計基準」という文言を追加することが考えられる。</p> <p>【要望理由】 銀行・銀行持株会社のIFRS任意適用に向けた課題の一つとして、グループ会社の川下連結規制による財務報告のIFRS適用の増大有り。 銀行系証券会社が子会社を持つ場合、金商法上の川下連結規制の適用を受け、証券会社を親会社とするサブ連結決算および連結自己資本比率対応が必要な状況である。 川下連結規制に用いる会計基準に関しては、現行法上、日本基準のみが認められており、事実上IFRS適用は不可。 現行法のまま銀行系証券会社の親会社である銀行持株会社(以下、FG)がIFRSを任意適用した場合、証券子会社では、FGグループの連結はIFRS、証券サブ連結(＝川下連結)は日本基準となり、二重の連結決算が必要となり、業務負担が極めて大きい。(※4) 銀行系証券会社の業務負担軽減のため、川下連結規制における財務報告においては、IFRSの適用も許容していただきたい。 また、IFRSの適用を許容する場合、次の点にご留意頂きたい。有価証券報告書提出義務がない銀行系証券会社は、金商法上連結財務諸表の監査を受けておらず、川下連結規制上は、非監査の連結財務諸表をベースに計算が行われる(現在の日本基準も同様)し、川下連結規制上、IFRSの適用を容認するにあたっては、「連結財務諸表等規程上の特定会社要件を適用する」といった、厳しい要件を課することが無いようご留意頂きたい。 (※4)FGの子銀行の場合には、FGが任意適用した場合には、子銀行もIFRSを任意適用することを前提として、子銀行の連結自己資本比率規制をIFRSベースで算定することが可能。</p> | 都銀懇話会 | 金融庁 | 特別金融商品取引業者が提出する事業報告書(連結)は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行(日本基準)に従い作成することとされています。 | 金融商品取引業者に関する内閣府令第208条の12 | 検討を予定 | 銀行法施行規則等の改正(平成29年11月)により、銀行/銀行持株会社における各種開示・報告等についてIFRS対応が可能となった中、現状では銀行のIFRSの任意適用は進んでいないところ、IFRSの任意適用企業の拡大促進の観点等も踏まえ、改正について検討したいと考えております。 | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----------|----------|-------------|---------------|--------------------------------|---|-------|------|--|---|--|---|-------------------|--------------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 | | |
| 300928130 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 31年4月5日 | 休日の承認に係る規制緩和 | <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 休日の承認は認可事項として、金融庁長官の承認を得ることとなっている。</p> <p>【具体的要望内容】 休日の承認について、認可事項から届出事項に変更。</p> <p>【要望理由】 銀行法施行令等の一部を改正する政令(平成30年8月16日施行)により、店舗の休日規定について規制が緩和され、当座預金を取扱う店舗の平日を休日とすることは、認可事項とされている。 他方、店舗の営業時間の変更については届出事項とされている。 本来、店舗運営における休日および営業時間は一体不可分なものであり、届出事項となっても 規制の実効性は十分に確保できるものと考えられ変更をお願いしたい。</p> | 都銀懇話会 | 金融庁 | 銀行及び特定銀行代理業者の休日は、日曜日その他政令で定める日に限ることとされています。 ただし、銀行は、①金融庁長官が告示した日、又は②銀行の営業所の設置場所の特殊事情その他の事情により、当該営業所の休日としても業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして当該営業所につき金融庁長官が承認した日について、銀行の営業所の休日とすることができます。 | 銀行法第15条第1項、第52条の46第1項 銀行法施行令第5条、第16条の7 | 対応不可 | 銀行及び特定銀行代理業者の休日については、信用秩序の維持の観点から、原則、法令で統一的に定められているものであり、特殊事情による休日を認めるに当たっては、当局として、経済活動への影響を事前に確認及び検討する必要があることから、承認制を届出制に緩和することは困難です。 | | |
| 300928131 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 2年3月29日 | 各種書面への貸金業者登録番号記載の緩和 | <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 貸金業法第三条により貸金業者を営む者は、二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置する場合は内閣府長官の、一の都道府県の区域内のみ営業所又は事務所を設置する場合は、所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。なお、この登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によるその効力を失うこととなっている。 一方、貸金業法第十六条の二、および貸金業法施行規則第十二条の二より、貸金業者が貸付に係る契約を締結する場合は契約締結前の交付書面の交付が必須となっており、その記載項目の一つとして「貸金業者の登録番号(更新手続きにより、三年ごとに番号が変更となる)」が定められている。 また、貸金業法第十七条、および貸金業法施行規則第十三条より、貸金業者が貸付に係る契約を締結したときは適滞なく契約締結時の書面交付が必須となっており、契約締結前交付書面と同様に、記載項目の一つとして「貸金業者の登録番号」が定められている。</p> <p>【具体的要望内容】 契約締結前書面、契約締結時書面への「貸金業者の登録番号」記載を任意に変更。</p> <p>【要望理由】 締結前交付書面、および締結時交付書面への記載項目事項の対応として、キャッシング付のクレジットカード申込書、カード発送時の規約等には、「貸金業者の登録番号」が記載されている。 3年に一回の貸金業者の登録更新により「貸金業者の登録番号」が変更となるため、変更の度に大量の申込書、規約等を廃棄のうえ新たな番号が記載されたものを再作成しており、事務面、コスト面において多大な負担となっている。 より重要度の高い案件に経営資源を投入できるように、また、資源有効活用のため、書面の大量廃棄を防止する観点からも、各種書面への「貸金業者登録番号」の記載を任意として頂きたい。</p> | 都銀懇話会 | 金融庁 | 貸金業法第3条、第16条の2、第17条 貸金業法施行規則第12条の2、第13条 | 対応 | 契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面については登録番号(更新回数を含む)の記載を求めていたところですが、このうち、登録番号(自体)については、資金需要者保護の観点から、借入先が登録を受けた貸金業者であることを明らかにするものであると考えられ、その記載を任意とすることは困難であると考えます。 他方、更新回数の記載は必ずしも必要でないと考えられることから、その記載を任意とするよう、貸金業法施行規則を改正しました(令和元年10月15日公布・施行)。 | | | |
| 300928132 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 31年4月5日 | 子法人等・関連法人等新規取得時等の重複的な行政手続きの簡素化 | <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 銀行が登録金融機関である場合には、子法人等・関連法人等を新たに保有あるいは、その子法人等・関連法人等が子法人等・関連法人等でなくなった場合に、銀行法、金融商品取引法、日本証券業協会定款に基づく複数の届出が求められる。</p> <p>【具体的要望内容】 重複的な行政手続きについて、添付書類含め、一本化等簡素化。</p> <p>【要望理由】 重複的な行政手続きを簡素化することにより負担軽減、手続き漏れの防止。</p> | 都銀懇話会 | 金融庁 | 銀行法上、銀行が特殊関係者を新たに有することとなった場合及びその特殊関係者が特殊関係者でなくなった場合には、届出が必要です。 また、銀行が登録金融機関である場合、金融商品取引法上、他の法人その他の団体が親法人等若しくは子法人等に該当し、又は該当しないこととなった場合には、届出が必要です。 | 銀行法第53条第1項第9号、銀行法施行規則第35条第1項第14号、第15号 金融商品取引法第50条第1項第8号、金融商品取引法等に関する内閣府令第200条第4号 | 検討を予定 | 規制改革推進に関する第1次答申(平成29年5月23日規制改革推進会議決定)に基づく規制改革実施計画(平成29年6月9日閣議決定)において、「各府省は、行政手続簡素化の3原則(「行政手続の電子化の徹底」、「同じ情報は一度だけの原則」)及び「書式・様式の統一」)を踏まえ、行政手続コストを2020年までに20%削減すること等を内容とする行政手続部会取りまとめに沿って、積極的かつ着実に行政手続コストの削減に向けた取組を進めることとされています。 こうした動きも踏まえながら、金融機関の兼業における届出について、事務の効率化の観点から必要な対応を検討してまいります。 | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----------|----------|-------------|---------------|------------------------------|---|-------|------|---|---|------------|---|-------------------|--------------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 | | |
| 300928133 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 31年4月5日 | 基準議決権数超過保有・解消に係る届出の廃止 | <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 銀行法及び独占禁止法上、銀行は会社の議決権の5%超(銀行持株会社においては15%超)の保有が禁止されているが、いずれも発主体による自己株式取得等により議決権保有割合が%を超過した場合は1年間の解消猶予期間が与えられている。 然し、銀行法と独占禁止法では手続上の違いがあり、銀行法上のみ5%超過時に「別紙様式4-17」による超過の届出、解消時に「別紙様式4-19」による解消の届出が必要。 ※なお、独占禁止法第11条においては、議決権の5%超の保有が原則禁止されている一方で、同法上、自社株買い等により、やむを得ず議決権保有割合が5%を超えて保有する場合について、公正取引委員会への届出が必要といった記載はなく、1年を超えて5%超を保有する際に公正取引委員会の認可が必要である旨の記載があるのみとなっている。</p> <p>【具体的要望内容】 銀行法上の扱いについて、「別紙様式4-17」、「別紙様式4-19」による届出を廃止。</p> <p>【要望理由】 実務上、担保権の実行や会社の自己株式取得等により、基準議決権数の超過に至るケースは相応にあり、超過・解消の都度金融庁へ届出を要する事務負担は小さいため。</p> | 都銀懇話会 | 金融庁 | 銀行法第16条の4第2項、第52条の24第2項、銀行法施行規則第17条の6、第34条の20、第35条第1項第11号、第13号、第3項第7号、第9号 | 銀行又は銀行持株会社が子会社対象会社以外の会社の議決権を5%超(銀行持株会社においては15%超)取得・保有することはできません。他方、銀行又は銀行持株会社が当該議決権を既に取得・保有しており、相手会社が自己株式を取得したこと等により、銀行又は銀行持株会社の当該会社に対する議決権が5%を超過した場合、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けることにより、1年を超えて保有することは可能です。ただし、相手会社が自己株式を取得したこと等により、銀行又は銀行持株会社の当該会社に対する議決権が5%を超過した場合には、その段階で内閣総理大臣への届出が必要です。 | 対応不可 | やむを得ない事由による議決権5%の超過、解消という事由が生じた旨は、監督上把握する必要がありますが、これらは、届出がなければ、当局において確實に把握することはできません。このため、やむを得ない事由により議決権5%を超過した場合、解消した場合の届出について廃止することは困難です。 | | |
| 300928134 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 30年11月27日 | 有価証券の募集又は売出しに係る訂正発行登録書の撤廃 | <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 金融商品取引法では、有価証券の募集又は売出しに当たり発行登録を行った会社が、参照書類である有価証券報告書・半期報告書・四半期報告書(以下、「有報等」と総称)・臨時報告書・訂正報告書を提出した場合に、訂正発行登録書を提出することが定められている(有報等)についてのみ、発行登録書上に提出予定時期を記載した場合に限り、訂正発行登録書が提出不要)。</p> <p>【具体的要望内容】 参照書類の追加に係る訂正発行登録の規定の撤廃。</p> <p>【要望理由】 参照書類提出だけを理由とした訂正発行登録で追加される情報は「有報等」を提出したので参照書類とする旨のみであり、発行人からすれば二度手間、臨時報告書・訂正報告書を参照すれば足りる投資家からすれば不要な情報であるため、事務の合理化に加えてEDINETに掲載される無益な情報を減らす観点で要望するもの。 なお、実際に有価証券の募集又は売出しを行う際に提出する発行登録書補書類において参照書類が記載されれば、投資家保護の観点でも十分と考えられる。 なお、発行登録と類似の制度である米国証券取引委員会宛のForm S-3(外国会社の場合はForm F-3)においては、訂正発行登録のような仕組みは存在しない。</p> | 都銀懇話会 | 金融庁 | 金融商品取引法第23条の4 | 発行登録書を提出した企業は、発行登録を行った後に、当該発行登録書において参照すべき旨を記載している書類と同種の書類を提出した場合には、その都度、発行登録書において参照すべき書類が新たに提出された旨の記載を行った訂正発行登録書を提出することとされています。ただし、あらかじめ発行登録書に有価証券報告書や四半期報告書などの継続開示書類の提出時期を記載している場合には、訂正発行登録書の提出は不要となります。 | 対応不可 | 継続開示書類が提出される度に訂正発行登録書の提出を求めているのは、発行登録書で参照している企業情報が更新されたことを投資者に知らせることで、投資者が古い企業情報に基づき投資判断をすることを防止するためです。継続開示書類のうち有価証券報告書や四半期報告書については、定期的な提出期限が法令で明確に規定されており、投資者にとって当該報告書の提出が予測可能であるため、訂正発行登録書の提出を不要としています。しかし、臨時報告書や訂正報告書は、定期的に提出されるものではなく、投資者にとって、あらかじめ提出が予測できないため、投資者保護の観点から、訂正発行登録書の提出が必要と考えます。 | | |
| 300928135 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 30年11月27日 | 自己株式取得終了後の自己株券買付状況報告書提出義務の撤廃 | <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 自己株式の取得を決議した場合、現行法令は、決議上の取得期間が満了するまでは、毎月、買付状況報告書を提出することが定められている。</p> <p>【具体的要望内容】 上限に到達するなどして、取得期間の満了を待たずに自己株式の取得を終了した場合について、以後の自己株券買付状況報告書の提出義務に係る規定の撤廃。</p> <p>【要望理由】 現行規定上は、上限まで買付して取得を終了した場合でも、決議上の取得期間の満了まで、月中の取得ゼロ、進捗状況100%の報告書を毎月提出する必要がある。これは、発行人に書類作成負担を掛ける一方で、投資家と接触すれば何も更新がない不要な情報であることから、事務の合理化に加えてEDINETに掲載される無益な情報を減らす観点で要望するもの。 なお、買付終了し、以後の報告書が提出されないことを明らかにするため、買付終了した月に係る報告書に当該取締役会決議に基づく買付が終了した旨を記載することを義務付けることも考えられる。</p> | 都銀懇話会 | 金融庁 | 金融商品取引法第24条の6第1項企業内容等の開示に関する内閣府令別紙第17号株式 | 金融商品取引所に上場している株券を発行する企業は、自己株式の取得を行うことを決定した場合に、買付期間が終了するまでの間、自己株券買付状況報告書の提出が義務付けられています。 | 現行制度下で対応可能 | 自己株式の取得については、決議により株式を取得する期間を1年以内で自由に定めることができるため、買付期間は柔軟に設定することが可能と考えます。また、買付期間の短縮決議をすることも可能となっているため、現行規定でも対応が可能と考えます。 | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----------|----------|-------------|---------------|-----------------------|--|-------|------|--|---|-------|--|-------------------|--------------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 | | |
| 300928137 | 30年9月28日 | 30年11月1日 | 30年11月27日 | アームズ・レングス・ルール検証態勢の柔軟化 | <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 銀行法施行規則第14条の10、11、監督指針V-2(1)において「銀行グループ内において業務委託、その他の取引を行う場合に、アームズ・レングス・ルールに違反していないかにつき銀行において適切に検証が行われているか。」等のグループ内取引の検証が求められている。</p> <p>【具体的要望内容】 アームズ・レングス・ルールの対象となる取引に係る確認・検証態勢の柔軟化。例えば、銀行法施行規則もしくは監督指針V-2(1)において、「銀行経営の健全性に影響のある事案について検証が行われていること」などの書き振りに変更。</p> <p>【要望理由】 現行法上、アームズ・レングス・ルールの対象となるグループ内取引については、非常に軽微・少額な取引であって全件確認・検証する態勢の整備、構築が求められており、管理負担が非常に大きくなっているほか、重要度の高い案件に重点的に経営資源を投入する等の対応が困難になっている。 本件規制は銀行の健全性維持を目的としたものであり、その規制対象は健全性に影響のないような軽微・少額の取引等まで須らく規制をかける必要は乏しいと考えられる。 確認・検証対象を、経営に影響を与える事案に限定する等、重要な取引について集中的に経営資源を投入して確認・検証する管理態勢を可能として頂きたい。</p> | 都銀懇話会 | 金融庁 | 銀行法では、銀行と特定関係者との間の取引等を通じて当該銀行の経営の健全性が損なわれること等を防止するため、アームズ・レングス・ルールを定めており、また、監督指針では、同ルール遵守のための適切な検証を求めています。 | 銀行法第13条の2、銀行法施行規則第14条の10、第14条の11 主要行等向けの総合的監督指針V-2 中小・地域金融機関向けの総合的監督指針Ⅲ-4-5 | 対応不可 | <p>提案内容に記載されている「銀行経営の健全性に影響のある事案」、「経営に影響を与える事案」とは、どの程度の影響を想定しているのか明らかではありませんが、銀行経営の健全性の確保等のアームズ・レングス・ルールの目的に鑑みれば、その検証の対象を予め限定し、対象外の取引について一切の検証を不要とすることは適切ではなく、対応は困難です。</p> <p>なお、現行の監督指針において求めるアームズ・レングス・ルールの検証態勢においても、取引の重要性等の観点から検証の方法・程度に差を設けることを否定するものではありません。</p> | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----------|-----------|-------------|---------------|---|--|----------------|------|--|----------------------------|-------|---|-------------------|--------------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 | | |
| 300929015 | 30年9月29日 | 30年11月1日 | 30年11月27日 | 保険商品の銀行販売における保険募集制限先規制の一部(中小企業従業員規制)の撤廃 | 在日米商工会議所(ACCJ)は、規制改革推進会議に規制改革ホットラインを通じて要望を表明できる機会を歓迎します。消費者は生命保険商品の加入チャネルとして銀行窓口にますます目を向けつつあります。実際、この重要な販売チャネルの拡大は、消費者の選択の幅と利便性を向上させ、保険市場の活性化に貢献してきました。現在、銀行には融資先の中小企業(従業員数が50人以下、特別地域金融機関においては従業員数が20人以下)の従業員に対して保険商品を販売するに当たり、いくつかの規制が課されています。これらの規制が課されている趣旨は、銀行が融資を行う立場を利用して、融資先の中小企業の従業員に対して保険に加入するよう圧力販売を行う可能性を最小限にするというものと考えられます。しかし、ACCJは銀行が融資先企業の従業員に対して圧力販売を行ったとする消費者の苦情を耳にしたことがありません。また、これらの規制は独占禁止法下で公正取引委員会によって厳格に運用されている消費者保護措置(優越的地位の濫用)と重複しており、不必要に消費者の保険商品へのアクセスを制限し、消費者の利便性を損なうこととなっています。具体的に、当該規制が存在することにより、消費者が求める企業が、中小企業でかつ銀行等から融資を受けているという理由だけで、その銀行等の窓口で保険を申し込むことができないケースが存在します。このような現状は顧客本位であるとは言いきれず、我々は当該規制を撤廃し是正すべきと考えます。ACCJは、平成26年、27年、28年の規制改革ホットライン集中受付でも、今回と同じ趣旨の要望を提出していますが、金融庁からはいずれも「銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととして」という回答がなされ、具体的な見直し時期すら示されませんでした。また、平成29年も同様の要望を提出しましたが、それについては平成30年9月時点で回答自体もなされていません。金融庁はいつのような「実態把握」を行い、どのように評価したため、現状は「見直しの必要が生じていない」としているのか公表すべきです。また、具体的な見直し時期を示すことができないのであれば、どのような条件を満たせば「見直しの必要が生じた場合」に該当するのか、具体的に示すべきと考えます。 | 在日米商工会議所(ACCJ) | 金融庁 | 銀行等による保険販売については、保険契約等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 <ul style="list-style-type: none"> ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置 | 保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等 | 検討を予定 | 銀行等による保険募集規制については、保険契約等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 <ul style="list-style-type: none"> ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる 等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。 | | |
| 301018001 | 30年10月18日 | 30年11月16日 | 31年4月5日 | 信託契約代理店における所属信託会社の説明資料の縦覧等に対する手続きの簡素化 | 【提案の具体的内容】 ①銀行・銀行持株会社が自身の説明書類を公衆の縦覧に供したものとみなす措置 ②信託会社が自身の説明書類を公衆縦覧に供したものとみなす措置、③信託契約代理店が所属信託会社の説明書類を公衆の縦覧に供したものとみなす措置、として、各説明書類がインターネットでアクセスできる場合には、営業店にてインターネット上のアドレス等を提示する方法を認めていただきたい。 また、④、③の措置が難しい場合には、信託兼営金融機関の銀行代理業又は信用金庫代理業を営む者が、当該信託兼営金融機関の信託契約代理業をあわせ営む場合について、所属信託兼営金融機関の説明書類を公衆の縦覧に供したものとみなす措置として、信託業法においても上記方法を認めていただきたい。 【提案理由】 ・信託契約代理業者は、所属信託会社の業務及び財産に関する説明資料について、信託契約代理業を営む全ての営業所に備え置く、もしくは営業所に備え置く電子計算機の映像面に表示し※又は記録されている情報を記載した書面※をもって、公衆の縦覧に供することが求められている。 ・また、信託会社は、当該信託会社に関する説明資料を当該信託会社の全ての営業所に備え置く、もしくは営業所に備え置く電子計算機の映像面に表示し※又は記録されている情報を記載した書面※をもって、公衆の縦覧に供する(以下、営業所への備え置き等)ことが求められている。 ・なお、同様の規制は、銀行及び銀行持株会社に対しても設けられている。 ・インターネットや携帯端末が広く普及し各種情報の入手が従前よりも容易になっており、また、店舗を訪れずとも多くの手続きが可能になっている今日において、インターネットを通じて説明資料にアクセスできる場合についても、営業所で公衆の縦覧に供することの意義は薄れていると思われる。 ・また、銀行代理業者及び信用金庫代理業者については、それぞれ所属銀行・所属信用金庫の説明書類を縦覧に供する手続きについて、平成30年8月16日施行「銀行法施行令等の一部を改正する法令等」により、説明資料にインターネットでアクセスできる場合は、営業店にてインターネット上のアドレス等を提示することで公衆の縦覧に供したものとみなすよう規制が緩和されている。 ・しかし、信託兼営金融機関については、例えば信託銀行であれば信託業務と銀行業務に係る説明書類を一体で作成しているところ、当該信託銀行の銀行代理業者が当該信託銀行の信託契約代理業をあわせ営んでいるケースで、銀行代理業者における規制は緩和されたものの信託契約代理業者における規制は緩和されていないことから、引き続き、当該所属信託兼営金融機関の説明書類につき、営業所への備え置き等の対応を検討せざるを得ない状況にある。 ・以上の状況を踏まえ、①銀行・銀行持株会社が自身の説明書類を公衆の縦覧に供したものとみなす措置、②信託会社が自身の説明書類を公衆縦覧に供したものとみなす措置、③信託契約代理店が所属信託会社の説明書類を公衆の縦覧に供したものとみなす措置、として、各説明書類がインターネットでアクセスできる場合には、営業店にてインターネット上のアドレス等を提示する方法を認めていただきたい。 ・また、④③の措置が難しい場合には、信託兼営金融機関の銀行代理業又は信用金庫代理業を営む者が、当該信託兼営金融機関の信託契約代理業をあわせ営む場合について、所属信託兼営金融機関の説明書類を公衆の縦覧に供したものとみなす措置として、信託業法においても上記方法を認めていただきたい。 この見直しにより、事務負担の軽減につながる。 ※ 説明資料が電磁的記録をもって作成されている場合 | 一般社団法人信託協会 | 金融庁 | 信託契約代理業者は、所属信託会社の業務及び財産に関する説明資料について、信託契約代理業を営む全ての営業所に備え置く、もしくは営業所に備え置く電子計算機の映像面に表示し※又は記録されている情報を記載した書面をもって、公衆の縦覧に供することとされています。 | 信託業法第78条第2項、信託業法施行規則第78条の2 | 検討を予定 | 銀行業及び信託業の公共性、社会的責任の大きさに照らし、顧客利便性への影響と事務コストの軽減といった観点を踏まえつつ、手続きの簡素化のあり方について検討してまいります。 | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----------|-----------|-------------|---------------|--------------------------------------|--|-------------------|-----------|---|---|-------|---|-------------------|--------------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 | | |
| 301018002 | 30年10月18日 | 30年11月16日 | 31年4月5日 | 増改築等の理由による営業所等の一時的な位置変更に係る手続きの緩和 | <p>【提案の具体的内容】 ①:信託会社が増改築その他のやむを得ない理由により一時的に位置を変更する場合、②:信託契約代理店が増改築その他のやむを得ない理由により一時的に位置を変更する場合について、営業所等の位置を一時的に変更する場合については、届出不要としていただきたい。 また、③:②の措置が難しい場合には、銀行が信託契約代理店を営んでいる場合について、増改築その他のやむを得ない理由により一時的に位置を変更する場合の信託業法上の届出を不要としていただきたい。</p> <p>【提案理由】 信託会社ならびに信託契約代理店は、増改築その他のやむを得ない理由により一時的に位置を変更する場合を含め、営業所等の位置を変更場合には届出が必要とされている。 一方、銀行及び銀行持株会社については、一時的に位置を変更する場合については届出不要とされている。また、銀行代理店についても、この平成30年6月1日より、届出不要と規制が緩和されている。 ・銀行代理店における規制緩和の理由として、「対応コストに比して十分な必要性が認められないことが挙げられる※。 ・また、信託契約代理店を営んでいる銀行は、一時的に位置を変更する場合について、銀行法に基づく届出は不要とされているにも関わらず、信託業法に基づく届出への対応が必要となっており、銀行法と信託業法の平仄がとれていないことにより一定の対応コストが発生している。 ・については、①:信託会社が増改築その他のやむを得ない理由により一時的に位置を変更する場合、②:信託契約代理店が増改築その他のやむを得ない理由により一時的に位置を変更する場合について、営業所等の位置を一時的に変更する場合については、届出不要としていただきたい。 ・また、③:②の措置が難しい場合には、銀行が信託契約代理店を営んでいる場合について、増改築その他のやむを得ない理由により一時的に位置を変更する場合の信託業法上の届出を不要としていただきたい。 ・この見直しにより、事務負担の軽減につながる。 ※:金融審議会「金融制度ワーキング・グループ報告書」(平成28年12月27日公表)</p> | 一般社団法人信託協会 | 金融庁 | 信託会社及び信託契約代理店は、増改築その他のやむを得ない理由により営業所を一時的に位置を変更する場合を含め、営業所の位置を変更場合には届出が必要とされています。 | 信託業法12条、信託業法第71条、兼営法第8条 | 検討を予定 | 信託会社及び信託契約代理店の営業所の所在地については、登録申請事項の変更事項として、顧客保護や行政上の適切な監督を担保する観点から、監督当局が届出を求めているところです。 また、管理型信託会社及び信託契約代理店の登録簿は、内閣総理大臣が管理しており、適正な登録簿の管理のあり方と事務コストの軽減といった観点を踏まえつつ、引き続き検討を致します。 | | |
| 301214004 | 30年12月14日 | 31年1月22日 | 31年2月28日 | 信用組合が共済代理店となることを可能とする。(共済代理店の範囲の見直し) | 消費生活協同組合法第12条の2、同施行令2条において、共済代理店として労働金庫は認められているもの。信用組合は認められておりません。信用組合は、労働金庫と同様に、相互扶助を理念とする協同組織金融機関です。 つきましては、組合員の利便性を図るためにも、信用組合が共済代理店となることを可能とするよう要望します。 | 一般社団法人 全国信用組合中央協会 | 金融庁 厚生労働省 | 消費生活協同組合法においては、共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行える共済代理店として、①消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会、②労働金庫、③自動車分解整備事業者を定めています。 | 消費生活協同組合法第12条の2、同施行令2条、同施行規則167条、同施行規程第5条 | 検討を予定 | 共済代理店制度は、平成20年4月1日に施行された消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律(平成19年法律第47号)により導入されたところです。 その際、協同組織金融機関のうち労働金庫については、消費生活協同組合をその会員とすることができることから、共済代理店になることができる者として規定されたところです。 本件については、共済代理店制度の実情や共済を取り巻く状況等を踏まえつつ、関係団体等と議論をした上で、引き続き、慎重に検討を行っていくことになります。 | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎：各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○：再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △：再検討の必要を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎：各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○：所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △：再検討の必要を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----------|---------|-------------|---------------|---------------------------------|--|---------------|----------------|--|-----------------------|---|---|-------------------|--------------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 | | |
| 310206036 | 31年2月6日 | 31年3月6日 | 元年9月27日 | 地域活性化ファンドに限定した5%ルールの要件緩和 | <p>【提案の具体的内容】 地域活性化ファンドを組成する際、銀行本体でGP(無限責任組合員)となると、5%ルールに抵触するため少額出資しかできない。銀行本体で、管理運営ができるGP(無限責任組合員)について、地域活性化ファンドを組成する場合に限り、5%ルールを撤廃していただきたい。</p> <p>【提案理由】 現状、地域活性化ファンドを組成する際、銀行は、GPとしてファンドに出資を行う「つ管理・運営を行う場合と、LPとしてファンド出資のみを行う場合がある。このうちGPは、独占禁止法および銀行法の議決権保有規制(5%ルール)の規制対象となっており出資額が限定されるため、その額以上に出資を希望する際には、銀行の関連会社(連結子会社であるリース会社、ベンチャーキャピタル等)がGPとなり管理・運営を行ない、銀行はLPとして出資のみを行う場合が多い。この関連会社では、専門知識を持った人員が不足していることから、積極的にファンドを組成することが難しい要因となっている。</p> <p>現状、銀行本体から関連会社に転籍する等の対応をとっているが、そうした人材は銀行本体での損失となる。また、新たに関連会社を設立する際に多大な時間と労力が必要となるため、中小の金融機関では設立することを断念してしまうといった事象も想定される。</p> <p>GPによる出資は地域貢献を目指すファンドへのものであり、ファンドの投資先の事業者に対する事業支配が生じたり、これと結び付きが生じたりすることは想定されず、LPが出資する場合も同様、独占禁止法11条により規制すべき場面ではないと考えられる。また、ファンドの運用が困難となり、銀行経営の健全性を損なう事象も想定し難い。</p> <p>規制緩和の許容性という点では、現状、銀行の子会社がGPとなることができること、既にファンドの運営に支障をきたす事象が発生した場合、結果として親会社の経営等の健全性にも影響が及ぶこととなるため、本規制緩和により、新たに健全性に及ぼすリスクが増加するわけではない。事業支配の点についても同様のことが言える。</p> <p>現行規制は、銀行による事業支配力の過度な集中の未然防止や、銀行が本業以外の事業により健全性を損なうことがないようにするためと解されるが、地域活性化ファンド組成に限れば、規制の実効性は十分に確保されたと考えられる。また、出資に係る規制が緩和されれば、銀行がファンドの管理・運営面と資金面の両面で関与することが可能となり、ファンド組成の活性化が期待できる。</p> | (一社)日本経済団体連合会 | 公正取引委員会 金融庁 | <p>【公正取引委員会】 独占禁止法第11条第1項では、銀行業又は保険業を営む会社(以下「銀行等」という。)が他の国内の会社の株式に係る議決権(以下単に「議決権」という。)を超えて有することとなる場合における議決権の保有等を規制しています。ただし、同項第4号により、銀行等が投資事業有限責任組合の有限責任組合員(以下単に「有限責任組合員」という。)となり、組合財産として株式を取得等することにより議決権を保有する場合については、同項の適用が除外されています。しかしながら、有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員(以下単に「無限責任組合員」という。)に指図を行うことができる場合及び当該議決権を有することとなった日から政令(独占禁止法施行令第17条)で定める期間(10年)を超えて当該議決権を保有する場合には同項が適用されるため(同項第4号ただし書)、これらに該当する場合には、あらかじめ公正取引委員会の認可を受ける必要があります(同項ただし書)。無限責任組合員による議決権の保有等は、同項の適用除外に該当しないため、他の国内の会社の総株主の議決権の5%を超えて保有する場合には、あらかじめ公正取引委員会の認可を受ける必要があります(同項ただし書)。認可制度の運用において、銀行等による当該議決権の保有等の必要性、当該議決権の保有等による銀行等の事業支配力増大のおそれの有無及びその程度、並びに株式発行会社の属する市場における競争への影響を考慮して、認可の可否が判断されることとなります。</p> <p>【金融庁】 銀行の一般事業会社の議決権の保有については、上限規制(銀行本体とその子会社で合算5%以下)が課せられています。</p> | 独占禁止法第9条 銀行法第16条の4 | 対応不可 | <p>【公正取引委員会】 独占禁止法第11条第1項では、銀行業又は保険業を営む会社(以下「銀行等」という。)が他の国内の会社の株式に係る議決権(以下単に「議決権」という。)をその総株主の議決権の5%(保険業を営む会社については10%、以下同じ。)を超えて有することとなる場合における議決権の保有等を規制しています。ただし、同項第4号により、銀行等が投資事業有限責任組合の有限責任組合員(以下単に「有限責任組合員」という。)となり、組合財産として株式を取得等することにより議決権を保有する場合については、同項の適用が除外されています。しかしながら、有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員(以下単に「無限責任組合員」という。)に指図を行うことができる場合及び当該議決権を有することとなった日から政令(独占禁止法施行令第17条)で定める期間(10年)を超えて当該議決権を保有する場合には同項が適用されるため(同項第4号ただし書)、これらに該当する場合には、あらかじめ公正取引委員会の認可を受ける必要があります(同項ただし書)。無限責任組合員による議決権の保有等は、同項の適用除外に該当しないため、他の国内の会社の総株主の議決権の5%を超えて保有する場合には、あらかじめ公正取引委員会の認可を受ける必要があります(同項ただし書)。認可制度の運用において、銀行等による当該議決権の保有等の必要性、当該議決権の保有等による銀行等の事業支配力増大のおそれの有無及びその程度、並びに株式発行会社の属する市場における競争への影響を考慮して、認可の可否が判断されることとなります。</p> <p>【金融庁】 銀行法上の5%ルールは、銀行が本業以外の事業を行うことにより、経営や財務の健全性を損なうことがないようにする他業禁止の趣旨を図るために設けられているものです。この点、地域活性化ファンドへ出資する場合であっても同様、銀行の経営等の健全性を損なうおそれがあると考えられるため、当該規制を撤廃することは困難です。</p> <p>なお、銀行本体がファンドの無限責任組合員として、ファンド業務に従事することは、銀行の業務範囲規制に抵触する可能性があります。</p> | | |
| 310206040 | 31年2月6日 | 31年3月6日 | 31年4月5日 | 譲渡制限付株式報酬の募集に関わる通算規定の適用除外範囲の見直し | <p>【提案の具体的内容】 リストリクテッド・ストック(所得税法施行令第84条第1項に規定する特定譲渡制限付株式又は承認譲渡制限付株式をいう。)に該当する一定の上場株式(以下「RS」という。)に関する金融商品取引法の適用に関する「通算規定の適用除外の範囲」について、現在、発行額1億円未満のRSの場合であっても、通算規定に抵触した場合は有価証券届出書の提出が必要とされているものを、一定の要件下で発行会社又はその100%子会社の取締役・会計参与・監査役・執行役または使用人(相手方として動議等を行うこと)を充足するものについては、ストック・オプション特例の要件を充足するストック・オプションと同様、企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第4項第2号等に規定する「通算規定」の適用除外とすべきである。</p> <p>【提案理由】 現行、RSにおいても他の有価証券と同様、その募集(売出し)金額自体が1億円未満であったとしても、当該募集(売出し)を開始する前日1年以内に同一の種類の有価証券の募集(売出し)をしている場合で、発行(売出し)価額の総額が通算して1億円以上となるときは、通算規定が適用され、有価証券届出書が必要とされている。税務上の理由から毎年ほぼ同時期に役員報酬として株式を付与することが一般的であるところ、年間50万円～1億円未満の報酬を付与する会社(平成30年7月末現在、約80社)は、必ず当該通算規定(企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第4項第2号等)に抵触することとなる。そのため、1年目は有価証券届出書、2年目は有価証券届出書の提出が必要となり、1億円未満の金額のRS付与という実態に変化がないにも関わらず、手続きが複雑となっており、実務上も大きな負担が発生している。1年以内にそのファイナンスがあった場合も当然考慮する必要があるが、発行会社における通算規定の条文に対する理解が乏しく、本来は有価証券届出書の提出が必要であるにもかかわらず、有価証券届出書の提出を行ってしまうような事象の発生の可能性も想定される。一方、一定の要件を充足するストック・オプションは、通算規定の適用が除外されているため、上述のような問題が生じておらず、株式報酬制度間の公平をあわせる趣旨からもRSを通算規定の適用から除外すべきである。</p> <p>これにより、譲渡制限付株式報酬制度の安定的な運用が可能となり、ひいてはわが国企業全体における株式報酬制度の導入促進につながることを期待される。株式報酬制度の導入は、コーポレート・ガバナンスコードの要請でもあり、コーポレート・ガバナンス改革をより実質的なものへと深化させていくと考えられる。</p> | (一社)日本経済団体連合会 | 金融庁 | <p>金融商品取引法施行令第2条の12 企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第1項、同条第2項、同条第4項</p> | 検討し着手 | <p>発行価額の総額が1億円未満の有価証券の募集については、原則、有価証券届出書の提出は要しないとしていますが、当該有価証券の募集を開始前1年以内に行われた同一種類の有価証券の募集の発行価額の総額を合算した金額が1億円以上となる場合には、有価証券届出書の提出が必要となります。</p> <p>なお、いわゆるストック・オプションについては有価証券の募集には該当する場合であっても、新株予約権に譲渡制限が付され、会社関係者のみを動議の相手方とすることを条件として、有価証券届出書の提出を不要としており、通算規定の対象となっていない。</p> <p>譲渡制限付株式を新規発行する場合に、有価証券の募集に該当する場合であってもストック・オプションと同様に一定の要件を満たすことを条件に、有価証券届出書の提出を不要とするこの適否について、譲渡制限契約の実効性を担保することが可能かどうかも含めて検討しております。</p> | | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については(本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「○」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「○」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----------|---------|-------------|---------------|-------------------------------------|---|---------------|------|---|---|-------------------|--|-------------------|--------------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 | | |
| 310206041 | 31年2月6日 | 31年3月6日 | 31年4月5日 | インサイダー取引規制に係る知る前契約・計画の作成および提出の電子化 | <p>【提案の具体的内容】 インサイダー取引規制に係る知る前契約・計画について、現在は書面により作成することが必要とされているところ、電磁的方法電子的な手段による作成および提出も可能とすべきである。</p> <p>【提案理由】 現在、知る前契約・計画は、その写しを封入した形で、取引証券会社に提出することとされており、事務手続きに相応の時間を要するため、顧客が意図せずインサイダー取引規制にふれる懸念がある。また、提出された文書について、その保管・照会への対応等にコストが発生している。そのため、顧客の提出と取引証券会社の受入が即時的に行われ、管理も容易となる電子的な方法により提出することを認めるべきである。なお、提出する文書にパスワードを付すなどすれば、封函と同等の効果を得られるものとする。</p> | (一社)日本経済団体連合会 | 金融庁 | 知る前契約・計画に基づく売買等は、以下の要件を満たした場合、インサイダー取引規制の適用除外としています。 ① 重要事実を知る前に締結等された契約・計画に基づく売買等であること ② 重要事実を知る前に、契約・計画の写しを証券会社に提出して日付の確認を受ける等の措置が講じられたこと ③ 契約・計画で、売買等の内容(売買等の別、銘柄、期日、売買総額等)が特定され、又はあらかじめ定められた数量の余地がない方式により決定されること | 金融商品取引法第166条第9項第12号、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第59条第1項第14号 | 検討を予定 | 現行の知る前契約・計画については、書面の郵送・確認の完了までに利用者が重要事実を知った場合は利用できないほか、証券会社にも書面の保管費用等が生じているなどの実情があることから、電磁的方法を認める必要性はあるものと考えられます。 もっとも、知る前契約・計画において書面による作成・提出等を要件とした趣旨は、事後的な契約の推定等による規制潜脱の防止であることから、電磁的方法による場合でも規制潜脱のおそれがないかについては検討を要するものと思われまます。 以上を踏まえて、知る前契約等の作成・提出方法につき見直しを検討してまいります。 | | |
| 310206042 | 31年2月6日 | 31年3月6日 | 31年4月5日 | グループ経営など、企業経営の実態に合わせた持株会等の加入者要件の見直し | <p>【提案の具体的内容】 現在、持株会における持分は有価証券とみなされないこととされているところ、持株会の要件として、その加入者は一定の範囲(管轄会社の従業員まで)までとされている。この持株会の加入者の要件について、以下まで広げるべきである。 ① 持株会の加入者資格について、現行の金融商品取引法上の持株会の要件に該当しない発行会社の連結子会社及び親会社の従業員まで広げるべきである。 ② 拡大従業員持株会加入者資格について、実施会社の連結子会社の役員員への加入者資格、及び持投資口会の特定関係法人の連結子会社の役員員まで広げるべきである。 ③ 取引先持株会の加入者資格について、実施会社の連結子会社の取引関係者まで広げるべきである。また、取引先持株会の会員会社の役員員まで広げるべきである。 ④ 定年退職に伴い、持株会資格が喪失した後も引き続き株式取得が可能となるよう、企業年金等からの天引きにより、定時定額の拠出が可能の場合、持株会への残留あるいは、退職者持株会を設置し、継続的に株式を取得すること及び従業員持株会からの退職者持株会への持ち分移管を認めるべきである。</p> <p>【提案理由】 ① 純粋持株会制度の利用が拡大していることや、M&Aによる企業再編が一般化していること等、グループ会社経営が高度化するなか、企業グループの再編の過程で、既存加入者資格のある子会社の役員員が加入者資格を喪失するケースや、企業グループ入りした会社の役員員に加入者資格を付与できないケースが生じている。非上場会社の事業部門である子会社が上場するケースについて、非上場である連結親会社において、持株会を実施したいニーズへ対応できないケースもあり、これを是正すべきである。 ② グループ会社経営が高度化するなか、拡大従業員持株会に関する規定が想定している、上場企業の関係会社、取引先等の非上場会社にあっても、特定の事業を連結子会社として分社化する事例が多くなっており、連結企業グループの中で、持株会を実施できる会社とできない会社が存在する状況が生じており、整合性をとるべきである。 ③ グループ経営が高度化する現状にあって、実施会社が持株会社であり、その連結子会社、連結孫会社等の企業グループとして一体となって取引がなされている事例が増大している。実施会社の連結子会社の取引先に取引先持株会へ加入資格がないことはグループ経営の障害となっている。また取引先持株会実施会社の重要な取引先の役員員にとって、資本関係はなくても、実施会社を支える一員であるという意識を有するケースがあり、取引先持株会に個人として参加したいというニーズがあるが現状対応できておらず、これらニーズに対応できる見直しすべきである。 ④ 企業OB、OGとなっても、自らが長期にわたり所属した会社の株式を引き続き取得したいというニーズがあるが、退職に伴い持株会への参加資格を喪失してしまうのが実情であるが、上記ニーズにも対応できるようにすべきである。 従業員等の持株会は、資産形成の重要な手段であるため、従業員福利厚生への推進に資する制度であり、ESGの観点からも利用拡大が望まれている。また、現在の企業経営は子会社等を含めたグループ経営が高度化しており、持株制度がこうした実態に追いついていない面があり、経営の自由度を奪っている事例がみられるようになってきている。規制改革により、ESGのレベルアップや企業経営の自由度の増進の効果が期待できる。</p> | (一社)日本経済団体連合会 | 金融庁 | 金融商品取引法では、同法の適用対象とすることにより投資者保護を図る必要性が類型的に低いと考えられる一部の権利について、集団投資スキーム持分の定義から除外しており、持株会等に係る権利についても適用除外のひとつとして規定しています。 当該持株会等の対象者については、法令において概ね以下のとおり規定されています。 1) 株券又は投資証券の発行者である会社又はその被支配会社等(他の会社の総株主等の議決権の100分の50を超える議決権を保有する場合の当該他の会社等)の役員又は従業員 2) 株券の発行者である会社の関係会社(他の会社の総株主等の議決権の100分の25以上の議決権を保有する場合の当該他の会社等)の従業員 3) 株券の発行者である会社の取引関係者(当該会社の指定する当該会社と取引関係にある者(法人その他の団体についてはその役員を含み、個人についてはその事業に関して当該会社と取引関係にある場合に限る)) 4) 投資証券の発行者である投資法人の資産運用会社又はその特定関係法人の役員又は従業員 | 金融商品取引法施行令第1条の3の3第5号及び第6号、金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第6条及び第7条 | ①検討を予定 ②~④対応不可 | ○ 連結子会社の従業員への拡大について(①、②、③関連) 持株会の会員の範囲に係る規定は、金融商品取引法上の有価証券等から除外されるものの範囲を明確かつ客観的に定めることが求められることから、ある程度、外形的な規律とならざるを得ないものと考えられます。 したがって、支配力基準によって実質的に判断される会計上の連結会社を範囲内とすることは適切ではないと考えます。 一方で、連結子会社であっても、発行会社の玄孫会社などについては、資本関係が明確かつ客観的であると考えられるため、持株会の加入要件について見直しを検討してまいります。 ○ 親会社の従業員、取引関係者の従業員、定年退職に伴い持株会資格を喪失した役員・従業員への拡大について(①、③、④関連) この提案のとおり持株会の対象者範囲を拡大した場合、必ずしも発行会社との関係性が高い者まで持株会に参加できることとなるため、当該持分について一律に集団投資スキーム持分の定義から除外すると、そうした者についての投資者保護が確保されないおそれがあると考えられます。 | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎：各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○：再検討が必要(◎)に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎：各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○：所管省庁に再検討を要請(◎)に該当するものを除く)する事項
 △：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----------|----------|-------------|---------------|-------------------------------|--|--------------|----------------|--|---|-------|---|--------------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | | |
| 310213041 | 31年2月13日 | 31年3月6日 | 元年9月27日 | 議決権保有制限(いわゆる「5%ルール」)の緩和に向けた要望 | <p>1. 地域経済の現状と課題</p> <p>我が国は本格的な少子高齢化・人口減少時代を迎え、東京一極集中の傾向が継続しています。東京圏への転入超過数の大半は若年層であり、地方の生産年齢人口の減少は顕著です。そのような中、地域の経済動向をみると、雇用・所得環境の改善は鈍っているものの、消費や生産といった経済活動には地域間で差が広がっています。</p> <p>また、高齢化の進展とともに、後継者難、求人難、人件費高騰など、いわゆる「人手不足」による企業の倒産・廃業が増加しています。特に、これまで地域経済をけん引してきた中小企業においても、経営者の後継者問題が大きな課題となっています。また、中小企業の多くを占めるサービス業の労働生産性は他産業と比べて低く、その生産性向上が喫緊の課題とされています(注1)。</p> <p>(注1)中小企業庁「2018年版中小企業白書」参照。 中小企業経営者から地方銀行に寄せられる相談についても、従来の「資金調達」「財務内容改善」「販路開拓」に加えて、近頃は「事業承継」「生産性向上」などが増加しています。</p> <p>2. 地方銀行の取組み</p> <p>地方銀行は、「金融仲介」「信用創造」「決済」といった金融機能を長年にわたり地域に提供してきました。そして、地域経済の浮沈を自らのビジネスに重ね合わせ、地域の金融インフラとして地域と共生してきました。例えば、事業再生支援は、銀行が長年にわたって蓄積してきた産業に関する情報や様々なノウハウを活用し、機動的な債権・引当等銀行自らリスクを取ることで地域経済の安定を目指す取組みです。</p> <p>地域経済の現状に鑑みれば、今後その役割はより重要性を押し、企業のライフステージに応じた課題解決を積極的に行えること、つまり地域の中外企業の様々なニーズに対して金融サービスやコンсалト・ファンク機能を提供し、かつ十分に提供することが求められています。現在「事業性評価」に基づく融資や本業支援を積極的に実施するとともに、それを支える態勢整備と人材育成にも努めています(注2)。</p> <p>(注2)金融庁金融研究センター「ディスカッションペーパー(2018年9月)において、「地域金融機関には、これまで以上に金融仲介機能を発揮し、地域企業への成長の後押しや経営改善・生産性の向上等、企業価値向上に資するアドバイスやファイナンスを行うことが求められている。(中略)その一環として、(中略)「事業性評価」が注目されており、事業性評価の概念は多くの地域金融機関に認識されつつある」とされている。</p> <p>中小企業の経営改善や地域の企業再編を促した生産性向上、ひいては地域経済の活性化を目指すとして、地方銀行は取引先企業をはじめとする中小企業・小規模事業者の経営者や役員を「地域」の課題と共有し、その解決に向けてより一層の努力を続けています。</p> <p>3. 規制緩和に向けた要望</p> <p>地方銀行は、地域経済活性化に向けた取組みの過程において、融資のほか、株式等の取得や保有を求められることがあります。しかしながら、銀行とその子会社が、国内の会社の議決権を合併して、基準議決権数(総議決権の5%)を超えて取得・保有することは、原則として禁止(いわゆる「5%ルール」)されています。地域経済活性化事業会社や事業再生会社に対するについては、例外措置が設けられ、5%超の議決権保有が可能とされていますが、対象となる会社や保有可能期間が限定的であるため、お客様から「もう少し保有先を責任範囲を拡大してほしい」といった要望や、後継者が育つまで、安定株主になってほしいという要望が寄せられています。</p> <p>このニーズに応えつつ事業承継の円滑化に資する観点から、投資専門子会社を通じて、100%までの議決権保有が可能とする例外措置の新設を求めます。なお、保有年数に限りを付すのであれば、5年間以上とすべきと考えます。</p> <p>(c) 事業再生会社の議決権の取得・保有</p> <p>現在、銀行等が事業再生会社の議決権を保有する場合、裁判所が関与する案件(注3)であれば、原則3年間、中小企業は5年間、100%までの議決権保有を認める例外措置が設けられています。</p> <p>(注3)DESにより株式を取得する場合については、事業再生ADR案件も含む。しかしながら、地域の実情を考慮し、中小企業の実態に応じては、中小企業再生支援協議会が関与する案件や私的整理ガイドラインによる私的再生案件が多く、再生期間に10年程度を要することも少なくありません。</p> <p>裁判所が関与する案件でなくとも、銀行等以外の第三者が関与する案件で銀行等の出資を継いだら事業再生計画が策定されている会社を対象とする例外措置の新設を求めます。あわせて、中小企業の議決権を保有する場合の保有期間を10年間に延長することを求めます。</p> <p>4. 結び — 地域経済活性化に向けて</p> <p>地方銀行は常に地域経済と共生関係にあり、地域経済の持続的成長にコミットすることが地方銀行の存在意義であると考えます。そのためにも、地域経済を支える中小企業との強い結びつきを持ちつつ、継続的に支援していくことが不可欠です。</p> <p>本邦における規制緩和によって、中小企業との更なる関係強化と継続的な支援が可能となり、積極的な中小企業支援をはじめとする「地域の課題解決」につながるものと考えます。</p> <p>地方銀行としても、態勢高度化や人材育成等、地域経済活性化に向けた更なる能力向上に努めます。</p> | (一社)全国地方銀行協会 | 公正取引委員会 金融庁 | <p>【公正取引委員会】</p> <p>独占禁止法第11条第1項では、銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社の株式に係る議決権(以下単に「議決権」という。)をその総株主の議決権の5%(保険業を営む会社にあつては10%)を超えて有することとなる場合における議決権の保有等を規制しています。ただし、同項ただし書により、銀行が事業再生会社の議決権を保有等を許すにあり、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けた場合については、同項の適用が除外されています。</p> <p>同項の適用除外については、「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」(平成14年11月12日公正取引委員会)において、銀行が事業再生会社の議決権の5%を超えて保有等をする場合、裁判所等が関与する案件であれば、原則3年間(中小企業は原則5年間)を限度として認可することされています。</p> <p>【金融庁】</p> <p>銀行の一般事業会社の議決権の保有については、上限規制(銀行本体とその子会社で合算5%以下)が課せられています。</p> | 独占禁止法第11条 銀行法第16条の2、第16条の4 銀行法施行規則第17条の2、第17条の7の3 | 検討に着手 | <p>【公正取引委員会】</p> <p>提案のうち公正取引委員会に關係する要望は、(c)事業再生会社の議決権の取得・保有のみですが、銀行による事業再生会社の議決権保有に係る制限(5%ルール)の緩和について、「規制改革実施計画」(令和元年6月21日閣議決定)を踏まえ、「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」及び「債務の株式化に係る独占禁止法第11条の規定による認可についての考え方」の改正(案)を令和元年8月7日に公表しました。</p> <p>【金融庁】</p> <p>地域金融機関による企業の事業承継や事業再生等における支援を目的とする議決権保有制限(5%ルール)の緩和について、「規制改革実施計画」(令和元年6月21日閣議決定)を踏まえ、銀行法施行規則の改正(案)を同年8月7日に公表しました。</p> | ◎ |